

森林整備保全事業

(治山)

設計積算要領

設計積算要領

目次

01	基本	
	森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて	基本- 1
1	設計単価の取扱いについて	基本- 2
2	施工地域が点在する工事の間接工事費の積算	基本- 3
3	随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について	基本- 4
4	森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について	基本- 6
5	山間僻地について	基本- 8
6	歩掛の補正について	基本-13
7	山林砂防工の適用条件について	基本-16
8	請負工事の特許使用料の積算	基本-18
	請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について	基本-19
	貨物自動車の運賃料金の取扱いについて	基本-25
	現場管理費率補正係数（積雪寒冷地域）	基本-26
	警備業法の改正に基づく交通誘導員の取扱いについて	基本-28
	共通仮設費の補正（抜粋）	基本-35
9	治山工事における工期の設定について	基本-36
02	山地治山土工	
02-01	不陸均し歩掛	山地治山土工- 1
02-02	仮設道	山地治山土工- 2
03	治山ダム工	
03-01	水抜きパイプ取付歩掛	治山ダム工- 1
03-02	堤名板等設置歩掛	治山ダム工- 1
04	溝渠工・法枠工	
04-01	溝渠工（水路工）	溝渠工・法枠工- 1
05	土留工・擁壁工等	
05-01	かご工(B)	土留工・擁壁工- 1
06	山腹工	
06-01	植生土のう工	山腹工- 1
06-02	柵工	山腹工- 1
07	仮設工	
07-01	仮締切工	仮設工- 1
07-02	廻排水工	仮設工- 1
07-03	水替日数の算定	仮設工- 2
07-04	土石流危険河川における安全費の積算	仮設工- 3
07-05	エゾシカ対策にかかる安全費の積算	仮設工- 3
07-06	除雪工	仮設工- 4
07-07	仮設階段	仮設工- 7
08	積算資料	
08-01	伐倒処理費の算出について	積算資料- 1
08-02	除雪数値表	積算資料- 4
08-03	人口集中地区市町村	積算資料-21
09	参考歩掛	
09-01	(参考歩掛)掻き均し歩掛	参考資料- 1
09-02	(参考歩掛)養生水運搬	参考資料- 1
09-03	(参考歩掛)ポリ集水柵据付歩掛	参考資料- 2
09-04	(参考歩掛)かご工	参考資料- 2
09-05	(参考歩掛)柳挿し穂採取、挿し木作業歩掛	参考資料- 2

09-06	(参考歩掛)土留柵工	参考資料- 3
09-07	(参考歩掛)標示板設置工	参考資料- 4

10 市場単価

一般事項	市場単価- 1
10-01 鉄筋工	市場単価- 2
10-02 鉄筋工 (ガス圧接工)	市場単価- 6
10-03 防護柵設置工 (落石防護柵)	市場単価- 8
10-04 防護柵設置工 (落雪防護網)	市場単価-13
10-05 法面工	市場単価-16
10-06 吹付砕工	市場単価-23
10-07 軟弱地盤処理工	市場単価-27

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

平成11年7月1日付け11-13
林野庁指導部長，国有林野部長より
森林管理局(分局)森林整備部長あて
[最終改正]令和6年3月28日付5林整計第1047号

森林整備保全事業の設計積算については、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。）で定められているところであるが、その細部の取扱いについて、下記により取扱うこととしたので通知する。

なお、「治山事業設計書作成要領等の細部取扱いについて」（平成5年4月7日付け5-7林野庁業務部長通達）、「治山事業設計書作成要領及び民有林林道事業設計書作成要領の細部取扱いについて」（平成6年4月8日付け6-10林野庁指導部長通達）及び「森林整備保全事業における押土作業等の作業効率・損料補正の運用について」（平成11年9月30日付け11-16林野庁指導部計画課長通知）は廃止する。

1 設計単価の取扱いについて

設計単価は、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）により「設計書に計上する材料の単位当たりの価格とされており、原則として、各都道府県及び各森林管理局設定単価を用いるものとし、これにより難しい場合には、次の方法により決定したものを用いるものとし、実勢の価格を反映するものとする。

(1) 物価資料による場合

一般的に用いられている建設資材に関する物価資料（以下、「物価資料」という。）を用いて決定することとし、物価資料に掲載されている実勢単価を平均して算定する。

なお、単価の有効桁については、算定に使用した実勢単価の有効桁のうち大きい桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満の場合は、決定額の有効桁は3桁とする。

また、単一の物価資料にしか掲載のないものについては、その単価とする。

<例1> 有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

A資料：34,000円（有効桁2桁） B資料：33,500円（有効桁3桁）

平均額：33,750円 決定額：33,700円（4桁以下切捨て、有効桁3桁）

<例2> 有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

A資料：570円（有効桁2桁） B資料：560円（有効桁2桁）

平均額：565円 決定額：565円（最小有効桁3桁）

(2) 見積りによる場合

(1)の方法により難しい場合は、次の方法により設計単価を決定する。

ア 見積りの徴収

見積りは、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積りの有効期限等の条件を必ず提示して徴収し、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

イ 単価の決定方法

積算に用いる単価は、異常値を除いた価格の平均とする。

ただし、見積書の数が多い場合は、再頻度価格を採用する。

(3) 価格変動が著しい場合

主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。

(4) 標準歩掛にない場合

森林整備保全事業標準歩掛にない歩掛については、見積りの取得により歩掛の構成を決定する。

ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

(5) 物価資料による場合の運用事項

設計単価の算定を(1)による場合において、資材によっては掲載されている地区にバラツキがあることから、地区の設定にあたっては下記のとおりとする。

ア 掲載地区が「札幌」若しくは「北海道」の記載がある場合

・全地区について「札幌」若しくは「北海道」の金額を使用する。

イ 掲載地区が「札幌」若しくは「北海道」の記載がなく「全国」しかない場合

・全地区について「全国」の金額を使用する。

ウ 掲載地区が「札幌」及び「釧路」しかない場合

・「釧路」以外の地区については「札幌」の金額を使用する。

（釧路を例としているが、ほかの地区についても同様とする。）

エ 掲載地区が「北見」の記載がなく、その他の地区の記載がある場合

・「北見」地区については「札幌」の金額を使用する。

（北見を例としているが、ほかの地区についても同様とする。）

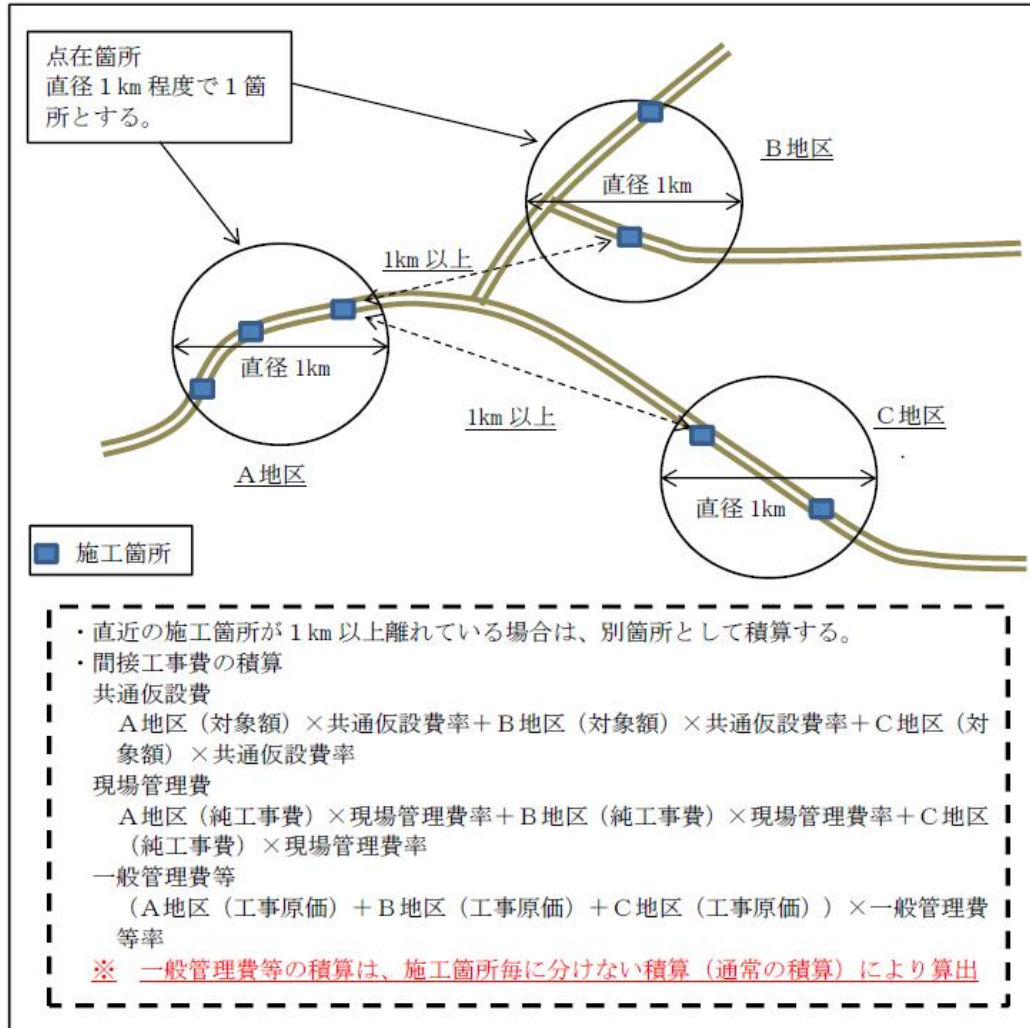
オ その他のケースがある場合は、都度治山課と調整のうえ決定することとする。

2 施工地域が点在する工事の間接工事費の積算

(1) 対象工事

施工箇所が点在する工事について、施工箇所が1km以上離れている場合は、箇所毎に間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を算出するものである。

ただし、直径1km範囲内に点在する複数の施工箇所については、1箇所として間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を算出するものとする。



(2) 工事箇所の設定方法及び積算方法

- ① 施工規模の大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類する。
- ② 主たる工種区分は、工事全体で判断する（施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない。）
- ③ 直接工事費の施工規模等の入力条件は、対象地区毎の数量から選択する。
- ④ 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。
- ⑤ 共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする。
- ⑥ 共通仮設費率、現場環境改善費率及び現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する。積上げ項目のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。
- ⑦ 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（以下、「通常の積算」という。）により算出するものとする。
 なお、一般管理費算出時の共通仮設費率及び現場管理費率に係る施工地域を考慮考慮した補正は、親設計書で設定した係数によるものとする。
- ⑧ 業務委託料は、親設計書に計上する。

- (3) 設計変更について
- ① 設計変更を行う場合は、親設計書及び子設計書それぞれについて変更作業を行う。
 - ② 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
 - ③ 設計変更において、新たに施工箇所を追加する場合は、追加箇所について、変更設計時点の単価により積算するものとする。
 - ④ 一般管理費等の積算については、(2)の⑦通常の積算により積算するものとする。

3 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

随意契約方式により工事を発注する場合の調整については、次のとおりとする。

- (1) 調整対象となる工事
- ア 現工事の施工者と随意契約方式にて発注する工事とする。
- イ 繰越、国債工事の取扱い
現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。
- (2) 調整の対象となる現工事の設計金額は該当追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。
- (3) 前記(1)に該当する工事のうち異種の工事の取扱いは次のとおりとする。
- ア 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

表1-1 工種種別

工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメントコンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレストコンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	維持修繕工事、塗装工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	暖冷房衛生設備工事

- イ 積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。
- (ア) 現場管理費については調整しない。
- (イ) 一般管理費等については調整する。
- ウ 積算体系が異なる異種の工事は調整しない。

(4) 調整方法

- ア 共通仮設費の調整計算
- (ア) 積上げ計算部分
- a 運搬費
実態に合わせ調整する。
 - b 事業損失防止施設費
実態に合わせ調整する。
 - c 安全費
実態に合わせ調整する。
 - d 技術管理費
実態に合わせ調整する。
 - e 営繕費
実態に合わせ調整する。
 - f その他の共通仮設費
実態に合わせ調整する。
- (イ) 率計算部分
現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に相当するその「主たる工種」の共通仮設費率を適用する。
- (ウ) 調整計算の方法
現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とす

る。

調整の一般式は次のとおりとする。

a 調整の一般式

$$A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費

B：現工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する主たる工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

b 補正率が適用されている場合の一般式

(a) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合で補正係数が加算の場合

$$A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$$

$\beta 1$ ：現工事の補正係数

(b) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合で補正係数が加算の場合

$$A \leq (D \times \gamma 1 + C \times \beta 2) - B \times \gamma 2$$

C：当該追加工事の対象額

$\beta 2$ ：当該追加工事の補正係数

(c) 現工事及び追加工事に補正がある場合で補正係数が加算の場合

$$A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1 + C \times \beta 2) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$$

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

(エ) 現場環境改善費（仮設関係、安全関係、営繕関係）の取扱い

a 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

b 調整計算の方法（率計算部分）

(a) 現工事及び追加工事も現場環境改善工事の場合

$$A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の現場環境改善費

B：現工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する現場環境改善率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の現場環境改善費率

(b) 追加工事のみが現場環境改善工事の場合

追加工事のみが現場環境改善工事の場合は追加工事の単独計算とする。

る。

イ 現場管理費の調整計算の方法

(ア) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

(イ) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対する主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

(ウ) 調整の一般式は次のとおりとする。

a 現工事、当該追加工事も補正がない場合

$$A \leq (D \times \beta) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費

B：現工事の純工事費

D：合算工事の純工事費

$\beta 1$ ：Dに相当する主たる工種の現場管理費率

$\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

b 現工事に補正がなく、当該追加工事に補正がある場合

$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C：当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$ ：当該追加工事の現場管理費補正率

c 現工事に補正があり、当該追加工事に補正がない場合

$$A \leq (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma)$$

$\gamma 1$ ：現工事の現場管理費補正率

- d 現工事及び当該追加工事に補正がある場合
 $A \leq \{D \times (\beta 1 + \gamma 3)\} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$
 $\gamma 3$: Dに相当する現場管理費補正率
 B, Cに対する $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率とする。

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

ウ 一般管理費等の調整計算の方法

現工事と追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費等を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等

B : 現工事の工事原価 (中止期間中の現場維持等の費用を含む。)

C : 当該追加工事の調整後の工事原価

D : 合算工事の工事原価

$\alpha 1$: Dに相当する一般管理費等率

$\alpha 2$: Bに相当する現工事の一般管理費等率

β : 追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$: 前払金支出割合による補正係数

現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta 2$: 現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数とする。

4 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について

(1) 対象となる現場環境改善内容

工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等の現場環境改善及び地域連携に関するものを対象とする。

(2) 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則として、すべての屋外工事を対象とする。

ただし、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

(3) 積算方法

ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

(イ) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。

$$K = 1 \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K : 現場環境改善に要する費用 (単位 : 円、1,000円未満切り捨て)

i : 現場環境改善費率 (単位 : %、小数第3位四捨五入2位止め)

P_i : 対象額 (直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 (共通仮設費対象分) + 無償貸付機械等評価額)

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α : 積上げ計上分 (単位 : 円、1,000円未満切り捨て)

表5-1 現場環境改善費率

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)	
		市街地	地方部
直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 (共通仮設費対象分) + 無償貸付機械等 評価額	5億円以下 の場合	$i=56.6 \times Pi^{-0.174}$	$i=39.9 \times Pi^{-0.201}$
	5億円を 超える場 合	1.73	0.71

(注) 1 大都市：札幌市の市街部が施工箇所に含まれる場合
 2 市街地：市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

- (イ) 率に計上されるものは、表5-2の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。
 また、選択にあたっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。
- (ウ) 積上げ計上分(α)に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適用でないと判断されるものとする。
- (エ) 経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- (オ) 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度する。

イ 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額(Pi)の変動に伴う現場環境改善費率iは変更される。
 また、積上げ計上分(α)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

表5-2 実施する内容

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設関係	<ul style="list-style-type: none"> ・用水・電力等の供給設備 ・緑化、花壇 ・ライトアップ施設 ・見学路及び椅子の設置 ・昇降設備の充実 ・環境負荷の低減
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） ・盗難防止対策（警報機等） ・避暑（熱中症予防）・防寒対策
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） ・労働者宿舎の快適化 ・デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ・見学会等の開催（イベント等の実施含む） ・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ・パンフレット・工法説明ビデオ ・地域対策費（地域行事等の経費を含む） ・社会貢献

5 山間僻地について

設計積算要領「第6請負工事費の積算基準」の「表6-6施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正」及び「表6-23施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正」における「山間僻地」は、各表の（注）書きに規定する内容のほか、いずれかに該当する地区とする。

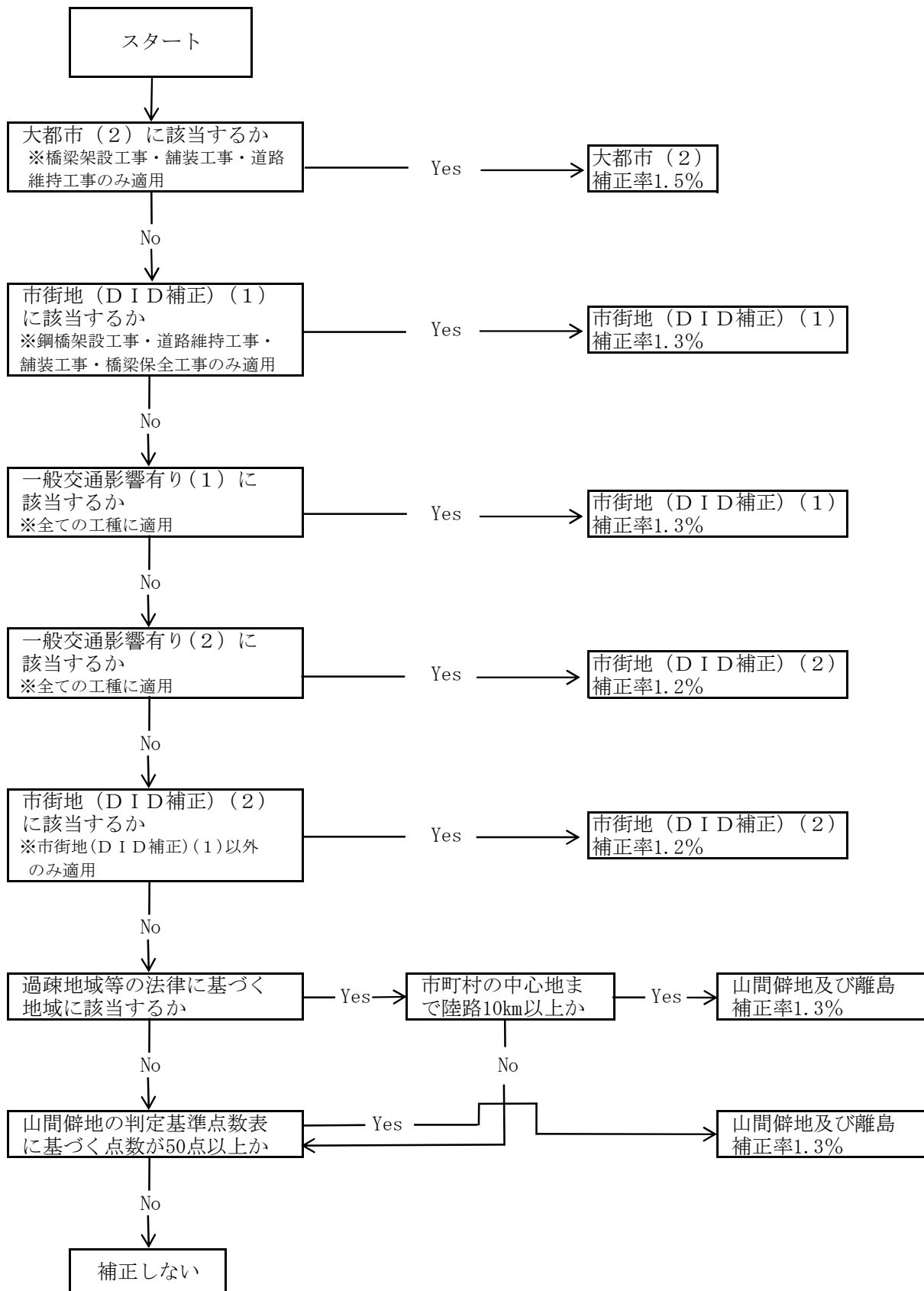
- (1)別紙1 山間僻地の判定基準点数表に基づき計算された点数の合計が50点を超える地区。
- (2)過疎地域活性化特別措置法第2条の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区。（工事の施工場所から市町村役場（支所等を含む。）の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。）

別紙1 山間僻地の判定基準点数表

分類	工事箇所から主要地点までの距離 主要地点の区分	細分	陸路及び点数																					
			2 km以上	4	6	8	10	12	14	16	20	24	28	32	36	40	44	48	54	60	66	72	80	
I	駅又は停留所		3	6	9	12	15	18	21	24	30	36	42	48	54	60								
II	①小学校②中学校 ③郵便局④役場⑤診療所	A	1	2	4	6	8	10	12															
		B	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12											
III	①病院②高等学校③金融機関 ④スーパーマーケット	A	1	2	3	4	5	6	8	10	12													
		B	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12								
IV	①総合病院 ②市の中心地	A	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12											
		B	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
V	①県庁所在都市等中心地	A	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
		B	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	7	8	9	

- (注) 1 細分欄のAは交通機関のない部分、Bは交通機関のある部分を示す。
- 2 点数の計算方法は、主要地点の各区分毎に、以下の例により計算し合計する。
 工事箇所から駅までの距離 20km 30点
 " 小学校 " 10km (Aの部分5km、Bの部分5km) 2+1=3点
- 3 県庁所在都市等の中心地とは、次の都市とする。
 最寄りの人口20万人以上の市の市役所の所在地
 (札幌市、旭川市、函館市)
- 4 点数表に用いる用語の意味は次のとおりとする。
- 「交通機関」 最寄りの鉄道(汽車、電車等軌道又は索道により旅客を扱うすべてのものを含む。)及びバス
 - 「駅又は停留所」 最寄りの鉄道の駅又はバスの停留所
 - 「小学校」 最寄りの小学校(分校を含む)
 - 「中学校」 最寄りの中学校(分校を含む)
 - 「高等学校」 全日制の普通科の課程を置く最寄りの高等学校
 - 「診療所」 医療法に定められている最寄りの診療所(歯科診療所を除く)で、医師が常駐しており、患者19人以下の収容施設を有するか、又は収容施設を有していないもの
 - 「病院」 医療法に定められている最寄りの病院(歯科診療所を除く)で、患者20人以上の収容施設を有するもの
 - 「総合病院」 医療法に定められている最寄りの総合病院で、患者100人以上の収容施設を有するもの
 - 「スーパーマーケット」 日常普段に使用する衣食住に関する各種商品(耐久消費財を除く)を販売する最寄りの商店(コンビニエンスストアを含む)
 - 「郵便局」 最寄りの郵便局(分室、無集配局及び簡易局を含む)
 - 「金融機関」 銀行・信用金庫・信用協同組合等、預金、送金、公共料金の振替等の業務を行う最寄りの金融機関(郵便局を除く・コンビニエンスストアを含む)
 - 「役場」 町村役場(支所、出張所等を含まない)及び市役所(支所、出張所を含む)
 - 「市の中心地」 最寄りの市役所の本所の所在地
 - 「距離」 実際に交通する場合の順路による距離

(1) 共通仮設費率の補正(施工地域・施工場所)フロー



(2) 過疎地域等の法律に基づく地域

山間僻地指定の法律については、「過疎地域活性化特別措置法」は平成12年3月31日失効となり代わって平成12年4月1日より「過疎地域自立促進特別措置法」が施行された。

よって、山間僻地の適用地域は、「過疎地域自立促進特別措置法」及び「山村振興法」の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区とする。

過疎 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項, 第33条第1項及び第2項

山村 山村振興法第7条

過疎地域をその区域とする市町村（該当市町村は○印）

都市名	町村名	過疎	山村
夕張市		○	
留萌市		○	
美唄市		○	
芦別市		○	○
赤平市		○	
士別市		○	○
三笠市		○	
砂川市		○	
歌志内市		○	
根室市		○	
北見市	旧北見市		○
	旧留辺蘂町	○	○
	旧端野町 旧常呂町	○	
富良野市		○	○
名寄市	旧名寄市 旧風連町	○	
稚内市		○	
旭川市			○
深川市		○	○
紋別市		○	○
石狩市	旧厚田村 旧浜益村	○	○
函館市	旧恵山町 旧南茅部町	○	○
	旧戸井町 旧楸法華村	○	
松前郡	松前町 福島町	○	○
北斗市	旧上磯町		○
釧路市	旧阿寒町 旧音別町	○	○
上磯郡	知内町 木古内町	○	○
茅部郡	鹿部町 森町（旧森町）		○
	森町（旧砂原町）	○	
山越郡	長万部町	○	○

都市名	町村名	過疎	山村
檜山郡	上ノ国町 厚沢部町	○	○
	江差町	○	
二海郡	八雲町 (旧熊石町)	○	○
	八雲町 (旧八雲町)		○
爾志郡	乙部町	○	○
野付郡	別海町		○
久遠郡	せたな町 (旧大成町・旧北檜山町)	○	○
	せたな町 (旧瀬棚町)	○	
奥尻郡	奥尻町	○	
瀬棚郡	今金町	○	○
島牧郡	島牧村	○	○
寿都郡	寿都町 黒松内町	○	○
磯谷郡	蘭越町	○	○
虻田郡	喜茂別町 京極町 豊浦町	○	○
	ニセコ町 真狩村 留寿都村 洞爺町 (旧洞爺村・旧虻田町)	○	
岩内郡	共和町 岩内町	○	○
古宇郡	神恵内村	○	○
	泊村		○
積丹郡	積丹町	○	○
古平郡	古平町	○	○
余市郡	仁木町 赤井川村	○	○
空知郡	南富良野町	○	○
	奈井江町 上砂川町 中富良野町	○	
岩見沢市	旧北村 旧栗沢町	○	
夕張郡	由仁町 長沼町 栗山町	○	
樺戸郡	新十津川町	○	○
	月形町 浦臼町	○	
雨竜郡	沼田町 幌加内町	○	○
	妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町	○	
上川郡	愛別町 上川町 下川町 新得町	○	○
	鷹栖町 清水町 剣淵町 比布町 当麻町 和寒町 美瑛町	○	
勇払郡	占冠村 むかわ町 (旧穂別町)	○	○
	むかわ町 (旧鶴川町) 安平町 (旧追分町)	○	
中川郡	美深町 音威子府村 中川町 豊頃町	○	○
	池田町 本別町 幕別町 (旧忠類村)	○	
増毛郡	増毛町	○	○
留萌郡	小平町	○	○
苫前郡	苫前町 羽幌町 初山別村	○	○
天塩郡	遠別町 天塩町 幌延町 豊富町	○	○
宗谷郡	猿払村	○	○
枝幸郡	浜頓別町 中頓別町 枝幸町 (旧枝幸町・旧歌登町)	○	○
礼文郡	礼文町	○	
利尻郡	利尻町 利尻富士町	○	
網走郡	津別町	○	○
	大空町 (旧東藻琴村・旧女満別町)	○	
斜里郡	清里町	○	○
	小清水町	○	
常呂郡	置戸町	○	○
	訓子府町 佐呂間町	○	
紋別郡	遠軽町 (旧生田原町・旧丸瀬布町・旧白滝村)	○	○
	湧別町 (旧上湧別町) 滝上町 興部町 西興部村 雄武町	○	○
	遠軽町 (旧遠軽町)		○
伊達市	旧大滝村	○	○
有珠郡	壮瞥町	○	
沙流郡	日高町 (旧日高町) 平取町	○	○
日高郡	新ひだか町 (旧静内町)		○
	新ひだか町 (旧三石町)	○	○

都市名	町村名	過疎	山村
浦河郡	浦河町		○
新冠郡	新冠町	○	○
様似郡	様似町	○	○
幌泉郡	えりも町	○	○
河東郡	上士幌町	○	○
	鹿追町	○	
河西郡	更別村	○	
広尾郡	広尾町 大樹町	○	○
足寄郡	足寄町 陸別町	○	○
十勝郡	浦幌町	○	○
厚岸郡	厚岸町	○	○
	浜中町	○	
川上郡	標茶町	○	○
	弟子屈町	○	
釧路郡	釧路町		○
阿寒郡	鶴居村	○	○
白糠郡	白糠町	○	○
標津郡	標津町	○	○
石狩郡	新篠津村	○	

6 歩掛の補正

(1) 通勤補正について

森林整備保全事業標準歩掛の留意事項の7に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。

(ア) 通勤補正の対象とする工事

通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの通勤に往復90分以上を要する箇所の工事とする。

(イ) 通勤所要時間

通勤所要時間は、通常の通勤経路の所要時間とし、通勤距離を標準速度で除して算出するものとする。

(ウ) 通勤補正

通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。

$$K=1+T/480$$

K：補正係数（%、小数第3位四捨五入）

T：90分を超える通勤時間（分）

なお、施工パッケージ型積算方式における通勤補正は、補正係数Kを労務単価に乗じて行うものとする。

また、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。

(エ) 通勤補正率表

片道距離 (km)	補正係数 (%)	片道距離 (km)	補正係数 (%)
～23.0	0	45.9～47.0	20
23.1～24.2	1	47.1～48.2	21
24.3～25.4	2	48.3～49.4	22
25.5～26.6	3	49.5～50.6	23
26.7～27.8	4	50.7～51.8	24
27.9～29.0	5	51.9～53.0	25
29.1～30.2	6	53.2～54.2	26
30.3～31.4	7	54.3～55.4	27
31.5～32.6	8	55.5～56.6	28
32.7～33.8	9	56.7～57.8	29
33.9～35.0	10	57.9～59.1	30
35.1～36.2	11	59.1～60.2	31
36.3～37.4	12	60.3～61.4	32
37.5～38.6	13	61.5～62.6	33
38.7～39.8	14	62.7～63.8	34
39.9～41.0	15	63.9～65.0	35
41.1～42.2	16	65.1～66.2	36
42.3～43.4	17	66.3～67.4	37
43.5～44.6	18	67.5～68.6	38
44.7～45.8	19	68.7～69.8	39

備考 標準速度は、30km/時間とする。

(2) 冬期補正について

ア 適用範囲

積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された区域のうち、実情に応じて発注者が定める地域。）の屋外工事で、工事の始期（任意着手方式により余裕期間制度を活用する工事は、工事着手期限とする。）を10月1日以降に発注する工事とし、かつ、下記に該当する工事は適用しない。

- (ア) 工場製作工事
- (イ) トンネル工事
- (ウ) 除排雪工事等冬期条件下で施工することが前提となる工事
- (エ) 建築工事
- (オ) ゼロ国債、翌債等で、契約後直ちに施工する必要が無い工事
- (カ) 調査・測量・設計業務
- (キ) (ア)～(エ)の比率が大きい複合工事
- (ク) 10月31日までに完成する工事
- (ケ) その他、冬期条件による損失が認められない工事

イ 補正の方法

補正は、屋外工事となる工事内容に積算される労務費のみを対象とし、便宜的に労務単価に対して行い、次式により冬期補正労務単価を算出して積算するものとする。

$$\text{冬期補正割増し労務単価} = \text{公共工事設計労務単価} \times (1 + \text{冬期補正率})$$

(注) 月別冬期補正率は、上限を0.10とし、発注者が実情に応じて定める。

月別補正率は次表の割増率を標準として定める。

工期始	冬期補正率				
	11月	12月	1月	2月	3月
10月		2	3	3	3
11月		3	3	4	3
12月		4	5	4	4
1月			5	5	4
2月				4	3
3月					2

例：工期が12月から2月までの場合の補正率は、4%とする。

ウ 補正上の留意事項

- (ア) 設計変更等により工期の変更が生じた場合の冬期補正率は、原則として発生率により行うものとする。
- (イ) 補正後の労務単価は、円未満を四捨五入し、円止めとする。
- (ウ) 運転手（特殊・一般）及び助手は補正対象としないものとする。

(3) 時間的制限を受ける工事の補正について

継続的に時間的制限を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

ア 時間的制約条件

次の時間帯を避けた施工を必要とする場合とする。ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週〇曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

- ・現道の多い時間帯
- ・通勤・通学の時間帯
- ・公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ・工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- ・その他継続的に時間的制限を受ける時間帯

イ 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上7.5時間以上/以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

ウ 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

(ア) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

(イ) 補正割増し係数

時間的制限状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

(注)時間的制約を受ける場合とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。

(ウ) 労務単価の補正割増し

労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

a 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の労務単価

割増し労務単価＝公共工事労務単価×補正割増し係数

b 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価

割増し労務単価＝〔公共工事労務単価＋割増し賃金〕×補正割増し係数

c 労務単価に他の特殊割増し（積雪寒冷地域での冬期補正割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないようじ注意するものとする。

d 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

エ 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）により行うものとする。

オ 工期の設定

時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

7 山林砂防工の適用条件について

(1) 山林砂防工の作業内容

山林砂防工は、山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠隔地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うものとする。

- ・人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等
- ・人力による資材の積込み、運搬、片付け等
- ・簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等
- ・その他の作業において必要とされる関連業務

(2) 標準歩掛の留意事項の7(2)において定める「山林砂防工を適用しない工事等」の主な事例は次のとおり。

ア 林道工事と同種工事とみなされる工事

(ア) 管理車道の開設工事

(イ) 保安林管理道整備事業のうちの車道の開設・改良の工事

イ 造林作業と同種と見なされる作業

(ア) 山腹工事及びなだれ防止林造成工事以外の工事において行う植栽、客土及び苗木運搬の作業

(イ) 下刈、雪起こし、除伐、本数調整伐、枝落とし、施肥等の保育及び仮植の作業

(ウ) 砂地造林、砂草植栽、埋わら、静砂垣、暴風垣等の築設の作業

(エ) 支柱工、人力地拵（伐開、片付）、立木整理の作業

(オ) 管理歩道の開設に係る作業

ウ ①及び②（上記ア及びイ）に準じる工事等

作業場所が平坦である作業であって、次のいずれかに該当する作業とする。

(ア) コンクリート根固ブロックの製作、運搬及び据付の作業

(イ) ボーリング工、集水井工、アンカー工、杭打工等の作業ヤード、作業構台等を設ける場合のある工種において作業ヤード、作業構台等を設け、その上で行う場合の作業
ただし、勾配がおおむね30%以上の箇所において行う鉄筋挿入工その他これに類する工種であって、作業箇所毎の人力による組立て・解体等を伴う作業を行う場合を除く。

(ウ) 土工機械の解体・組立に関する作業

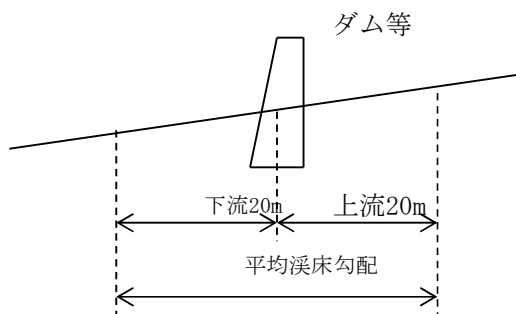
(エ) 道路、宅地等の平坦部（着工後に平坦となる床堀部、作業道等を除く。）に近接する工事箇所において、当該平坦部において行う作業及びトラッククレーン又はラフテレーンクレーン（以下「トラッククレーン等」という。）が使用可能な区域内において行う作業。ただし、トラッククレーン等の規格は、道路、宅地等に設置可能であり、かつ、設計積算に用いる機種とする。

(3) 山林砂防工適用の判断の根拠とする勾配の測定範囲は、別紙2 標準勾配測定範囲を標準とする。

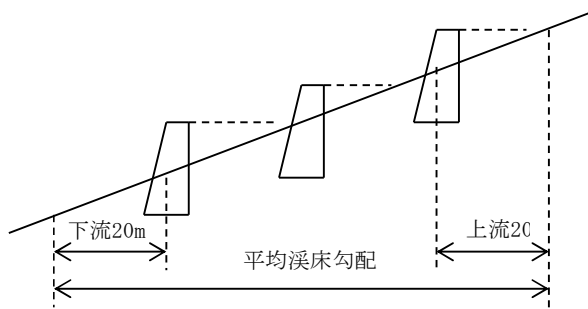
別紙2 標準勾配測定範囲

1 溪間工

①単独施工の場合

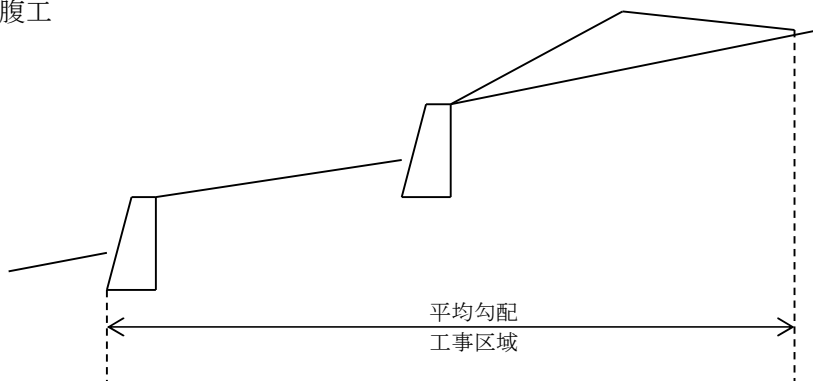


②連続施工の場合

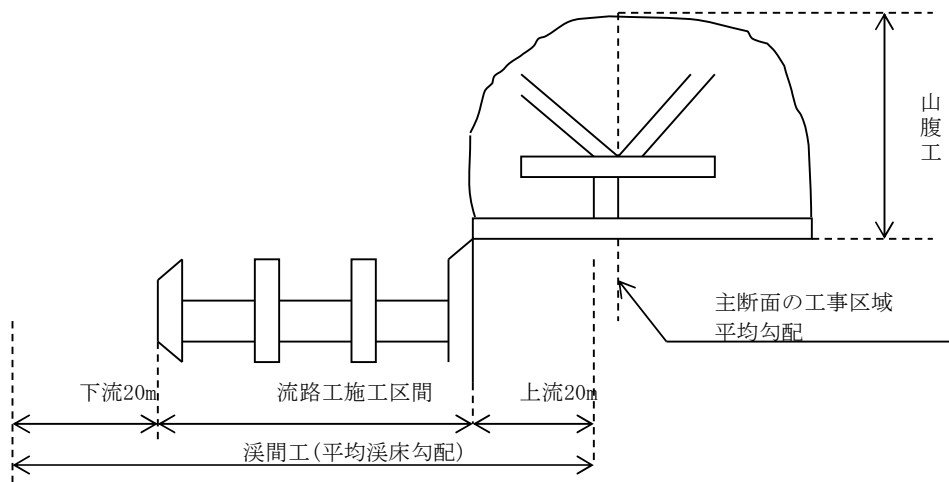


2 山腹工

①山腹工



②山腹工+溪間工



8 請負工事の特許使用料の積算

請負工事費の積算において必要な特許使用料の算定については、次のとおりとする。
ただし、これにより難しい場合は、別途考慮するものとする。

(1) 特許使用料の適用

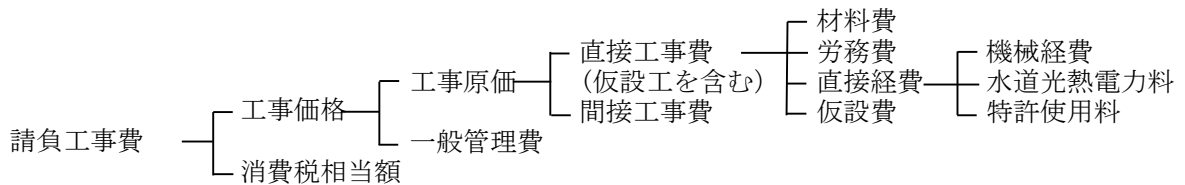
特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法、試験法、製造法並びに特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了している場合及び出願を完了し、かつ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。

また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

(2) 特許使用料の積算

特許使用料等は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

なお、特許権、実用新案権及び意匠権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があることに留意するものとする。



- (注) 1. 共有特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。
2. 仮設費は、共通仮設費に含まれるものを除く。

請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について

受注者の責めに帰すことができない事由により請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長又は一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知。以下「契約書通知」という。）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算については、以下に定めるところによるものとする。

1 対象工事

発注者が、契約書通知に定める国有林野事業工事請負契約約款（以下「約款」という。）第19条に基づき設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び約款第20条により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。ただし、約款第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴い工期の延長を行う工事を除くものとする。

2 用語の意義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場搬入済の材料、機械等……工事の中止以前に工事現場に配送の手配が済んでいる、又は到着している材料、機械等
- (2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……工事の中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして取り扱われている材料、機械等

3 工事を中止させる場合の指示

発注者は、工事を中止させる場合においては、中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し等を受注者に通知するとともに、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等を指示するものとする。

4 基本計画書

- (1) 受注者は、工事を中止した場合においては、次に掲げる事項を明らかにした中止期間の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議するものとする。
 - ア 中止時点における工事の出来形、従業員の体制、労務者数、搬入済の材料及び建設機械器具
 - イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - ウ 中止期間における工事現場の維持管理計画
 - エ 工事の再開準備計画
- (2) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。
- (3) 基本計画書の作成に当たっては、工事の再開に備えた方策、中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにするものとする。

5 工期短縮計画書

- (1) 発注者は中止期間の解除に当たり工期の短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と当該工期の短縮について協議し、合意を図るものとする。
- (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期の短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行うものとする。
- (3) 協議に当たっては、工期の短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにするものとする。

6 工期延長等に伴う増加費用

- (1) 工期延長等に伴う増加費用の算定は、受注者が工事現場の維持等に要した費用の明細書を作成（中止の場合は、基本計画書に基づき実施した結果として要した費用により明細書を作成）し、これに基づき、費用算出の根拠数量等を受発注者間で協議の上、行うものとする。
- (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事に係る増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。

- (3) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

7 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に積算するものとする。増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用及び工期の短縮を行った場合の費用とする。

ア 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具並びに労務者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要となる費用等とする。

イ 工事現場の体制の縮小に要する費用

工事現場の体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事現場の体制を中止期間中における工事現場の維持体制に縮小することにより、不要となった機械器具並びに労務者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

ウ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具並びに労務者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

エ 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

オ 工期の短縮を行った場合の費用

工期の短縮を行った場合の費用とは、その要因が発注者に起因する場合には、自然条件（災害等を含む。）に起因する場合の工期の短縮に要する費用等とする。

なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。

(2) 準備工の施工に着手する前に工期延長等をした場合

ア 準備工とは、契約締結後、現場事務所及び工事看板の設置、測量、材料の手配等の本工事の施工に先立って行う工事をいう。

イ 発注者は、契約締結後、受注者が準備工の施工に着手する前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能であると判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知するものとする。

ウ 増加費用は、工事用地等の維持管理に要する費用、現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当とする。以下同じ。）等が想定されるため、明細書に基づき、費用算出の根拠数量等を受発注者間で協議の上、決定するものとする。

(3) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用

ア 準備工期間とは、受注者が準備工の施工に着手した時から、本工事の施工に着手するまでの期間をいう。

イ 発注者は、準備工期間中に受注者が本工事の施工に着手することが不可能であると判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知するものとする。

ウ 増加費用は、安全費、営繕費、現場管理費等が想定されるため、明細書に基づき、費用算出の根拠数量等を受発注者が協議して決定するものとする。

8 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、工事の設計書において「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、当該設計書においては、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

9 増加費用の事務処理上の取扱い

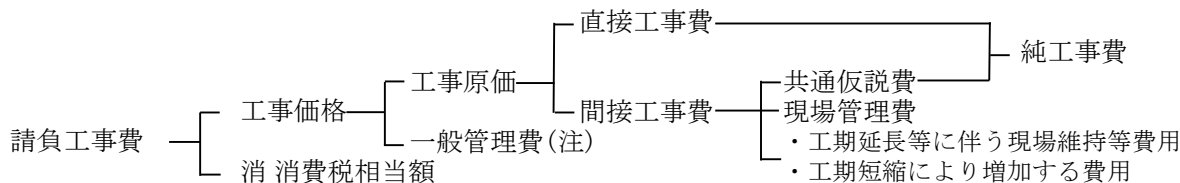
(1) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

(2) 増加費用は、(1)の積算に基づき受注者の請求があった場合に発注者が負担するものとする。

(3) 増加費用については、原契約と同一の予算科目とし、受発注者間において原契約の内容について変更契約を締結するものとする。

10 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

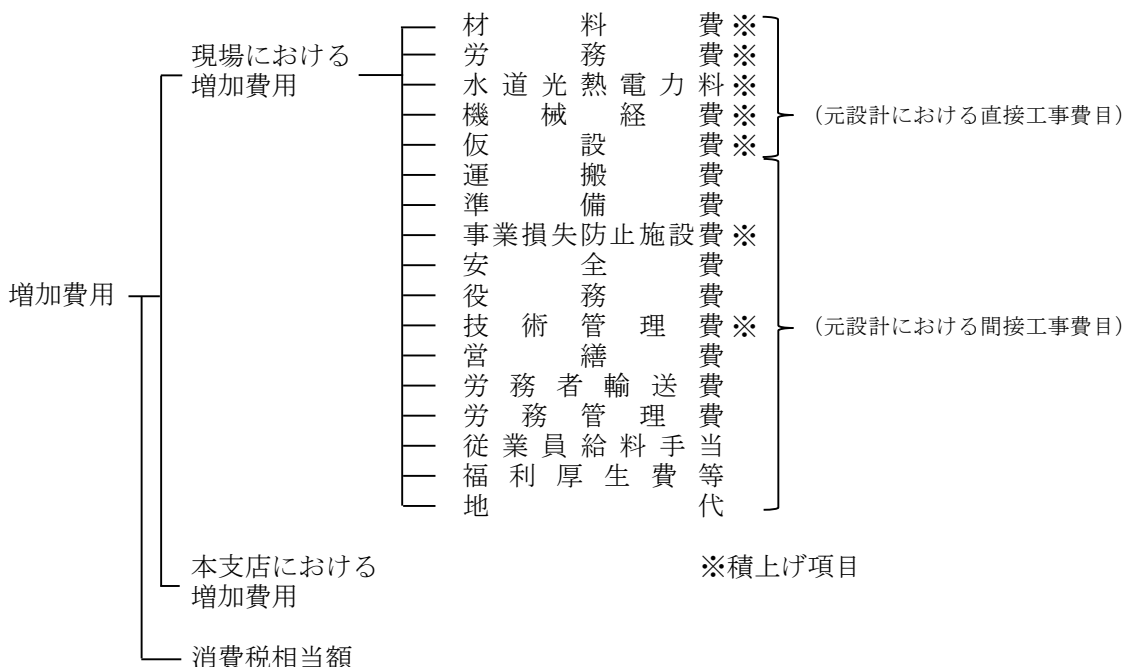


(注) 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3ヶ月以内の場合にあつては、標準積算により算定し、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や経常的な維持工事である場合など、標準積算によりがたい場合にあつては、受注者から増加費用に係る見積りを求め、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定するものとする。

11 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は次のとおりとする。



(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は、次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

(ア) 材料費

a 材料の保管費用

工事の工期延長等を行ったために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料とする。なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。

b 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事の工期延長等を行ったために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費用とする。なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

c 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用とし、次式により算定する。

直接工事費に計上された材料の損料等 = 工期延長等の期間 × 供用1日（又は1月）当たりの損料

- (イ) 労務費
- a 工事現場の維持等に必要なる労務費
 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。
 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり、受発注者間の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合には、その費用とする。
 現場に労務者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

$$\text{労務費} = \text{延人員} \times \text{職種別労務単価}$$
- b 他職種に転用した場合の労務費差額
 工事現場の保安等のために、受発注者間の協議により工事現場に常駐させたトンネル・潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用とする。
 本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。

$$\text{単価差額} = \text{延人員} \times (\text{本来職種労務単価} - \text{従事した職種労務単価})$$

 なお、従事した職種の労務費は、従事した工種に計上する。
- (ウ) 水道光熱電力料
 工事現場に設置済の施設について、工事現場の維持を目的として、発注者の指示又は受発注者間の協議により工期延長等の要因発生時から工事再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力に要する費用とする。
- (エ) 機械経費
- a 工事現場に存置する機械の費用
 現場搬入済の機械のうち、元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次に掲げる費用とする。
- (a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、搬出費及び再搬入費（組立て及び解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料及び管理費を含む。）とする。
- (b) 発注者が工事現場の維持等のため必要であると認めて指示した機械の運転費用
 工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。

$$\text{機械存置費} = \text{工期延長等の期間} \times \text{供用1日当たりの損料}$$
- (オ) 仮設費
- a 仮設諸機材の損料等
 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料、賃料及び維持補修の増加費用とする。
 損料等の算定については、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。

$$\text{仮設諸機材の損料等} = \text{工期延長等の期間} \times \text{供用1日(又は1月)当たり損料等}$$
- b 仮設材料の損料等
 現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が工事現場に存置する費用を上回ることにより、工事現場に存置することとした仮設材料の工期延長等に係る損料等とする。
 損料等の算定に当たっては、aに準じて行うこととする。
- c 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
 元設計には計上されていないものの、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者の新たな指示又は受発注者間の協議により、発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（保安要員費を含む。）とする。
 費用については、積算要領により算定するものとする。
- (カ) 運搬費
- a 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類、仮設材等（発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを含む。以下同じ。）のうち、工事現場外に搬出し、又は搬出したものを工事現場に再搬入する費用とする。
- b 大型機械類等の現場内運搬
 元設計に計上した機械器具類、資材等のうち、工期延長等が行われたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、又は受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用とする。
- (キ) 準備費
 現場常駐の従業員又は労務者が行う通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、又は受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用とする。
- (ク) 事業損失防止施設費
 仮設費に準じて積算した費用とする。

- (ケ) 安全費
 - a 既存の安全設備等に係る費用
 - 工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用とする。
 - b 新たに必要となった工事現場の安全確保に要する費用
 - 元設計には計上されていないものの、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、又は受発注者協議の上で発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）とする。
- (コ) 役務費
 - a 材料置場等の敷地の借上げ料
 - 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約等に要した増加費用とする。
 - b 電力・水道等の基本料金
 - 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料金とする。
- (サ) 技術管理費
 - 原則として増加費用は、計上しないものとする。
 - ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。
- (シ) 営繕費
 - 工期延長等の要因発生以前に、工事現場に設置済の営繕施設の工期延長等の期間に係る維持費、補修費及び損料額に要する費用とする。
- (ス) 労務者輸送費
 - 受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場等に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。
- (セ) 労務管理費
 - a 労務者の他の工事現場への転出入に要する費用
 - 工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された者（通勤者を含む。）が当該工事現場から転出し、又は転出した後に再転入する場合に必要な旅費、日当等の費用とする。
 - なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸であり、又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（通勤者を含む。以下「専従的労務者」という。）をいうものとする。
 - b 解雇・休業手当を支払う場合の費用
 - 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと発注者が認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用とする。
- (ソ) 従業員給料手当
 - a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械又は電気設備の保安に従事する者を含む。）に支給する給料手当の費用とする。
 - b 工期延長等の要因発生時点において現場に常駐していた従業員に対し、工事現場の維持体制に縮小するまでの間に支給する給料手当の費用とする。
 - c 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に対し支給する給料手当の費用とする。
 - d 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に対し支給する給料手当の費用とする。
- (タ) 福利厚生費等
 - 現場管理費であって、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費及び通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用のうち、工期延長等期間中の費用とする。
- (チ) 地代
 - 現場管理費であって、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代のうち、工期延長等期間中の費用とする。
- イ 本支店における増加費用
 - 工期延長等に伴う工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。
- ウ 消費税相当額
 - 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。

(3) 工事延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切捨）

dg：工期延長等に係る現場経費率（単位：％、少数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円、1,000円未満切捨）

α：積上げ費用（単位：円、1,000円未満切捨）

（前記(ア) aに示す率項目）

工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = A \left\{ \left[\frac{J}{a \times J^b + N} \right]^B - \left[\frac{J}{a \times J^b} \right]^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

A：

B：

a：

b：

工種毎の係数（別表）

N：工期延長等日数（受注者の責に帰す日数を除く。）（単位：日）

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

別表（一部工種区分を抜粋）

工種区分	係数A						
	一般交通影響なし	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)・(3)	一般交通影響有り(2)・(4)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0
河川・道路構造物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5
治山・地すべり工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5
海岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2
森林整備	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3
道路工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7

工種区分	係数B							係数a	係数b
	一般交通影響なし	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)・(3)	一般交通影響有り(2)・(4)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島		
河川工事	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
治山・地すべり工事	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
海岸工事	-0.2306	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
森林整備	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
道路工事	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	-0.3805	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036

貨物自動車の運賃料金の取扱いについて

必携第1編共通工 第2運搬工 2-8 貨物自動車運搬を適用する。
貨物自動車の運賃料金については、国土交通省により設定された「一般貨物自動車運送事業」にかかる標準的な運賃に基づき、北海道運輸局で策定された「距離制運賃表」を適用する。

現場管理費率補正係数（積雪寒冷地域）

係数署名	補正係数=1.8 (1級地)	補正係数=1.6 (2級地)	補正係数=1.4 (3級地)
石狩	赤井川村	札幌市、小樽市、江別市、千歳市 恵庭市、北広島市、石狩市 当別町、積丹町、古平町、余市町 仁木町、新篠津村	
空知	夕張市、赤平市、歌志内市 深川市、上砂川町、沼田町 幌加内町、北竜町、雨竜町 妹背牛町、秩父別町	岩見沢市、美唄市、三笠市、 南幌町、由仁町、長沼町、栗山町 月形町、芦別町、滝川市、砂川市 奈井江町、浦臼町、新十津川町	
北空知	深川市、沼田町 幌加内町、北竜町、雨竜町 妹背牛町、秩父別町		
胆振東部	安平町 厚真町	白老町、 むかわ町	苫小牧市
日高北部	平取町	日高町	
日高南部		新冠町、様似町	新ひだか町 浦河町、えりも町
留萌北部		羽幌町、初山別村、遠別町 天塩町	
留萌南部		留萌市、増毛町、小平町、苫前町	
上川北部	士別市、名寄市 下川町、和寒町、剣淵町 中川町、美深町、音威子府村		
宗谷	浜頓別町、中頓別町、幌延町	稚内市、枝幸町、利尻町 利尻富士町、礼文町、猿払村 豊富町	
上川中部	旭川市、愛別町、比布町、鷹栖町 東神楽町、東川町、当麻町 美瑛町、上川町		
上川南部	富良野市、上富良野町 中富良野町、南富良野町、占冠村		

(注) 市町村名は、平成27年4月1日現在（179市町村）で記載している。

署別の管轄区域は、農林水産省組織規則 第505条 別表第4・5による。

現場管理費率補正係数（積雪寒冷地域）

係数 署名	補正係数=1.8 (1級地)	補正係数=1.6 (2級地)	補正係数=1.4 (3級地)
網走西部	滝上町、遠軽町、湧別町 興部町、西興部村	紋別市、雄武町	
西紋別	滝上町、興部町、西興部村	紋別市、雄武町	
網走中部	北見市、置戸町 訓子府町、佐呂間町		
網走南部	美幌町、津別町、清里町 小清水町、大空町	網走市、斜里町	
根釧西部	標茶町、弟子屈町、鶴居村	釧路市、釧路町 厚岸町、浜中町、白糠町	
根釧東部	別海町、中標津町	根室市、標津町、羅臼町	
十勝東部	池田町、本別町、足寄町、陸別町、 浦幌町		
十勝西部	帯広市、音更町、上士幌町、 士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、 幕別町、豊頃町、中札内村、 更別村、大樹町	広尾町、新得町	
東大雪 後志	上士幌町、士幌町、鹿追町 俱知安町、喜茂別町、留寿都村	新得町 岩内町、豊浦町、寿都町 黒松内町、蘭越町、壮瞥町、泊村 島牧村、洞爺湖町、共和町 京極町、ニセコ町、真狩村 神恵内村、伊達市	室蘭市、登別市
檜山		福島町	函館市、松前町、北斗市 江差町、上ノ国町、乙部町 奥尻町、木古内町、知内町 厚沢部町
渡島		八雲町 長万部町、せたな町 今金町	森町、鹿部町、七飯町

(注) 市町村名は、平成27年4月1日現在（179市町村）で記載している。

署別の管轄区域は、農林水産省組織規則 第505条 別表第4・5による。

警備業法の改正に基づく交通誘導員の取扱いについて

(平成19年4月2日付け 林野庁計画課 施工技術班担当課長補佐名 事務連絡)

高速自動車国道、自動車専用道路又は都道府県公安委員会が必要と認めた道路においては、交通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置することが警備業法により義務付けられている。

治山工事の実施に当たり、これらに係る交通誘導員を配置する必要がある場合の積算等の取扱いは次のとおりとする。

1. 工事の発注に際し、交通誘導員を配置する場合には、作業区分、交通誘導員人数、交通誘導員の区分（交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員（以下「検定合格警備員」という。））、その他の者）及び交代要員の有無等を設計図書に明示するものとする。

設計図書への明示方法は、次の特記仕様書記載例を参考に記載するものとする。

特記仕様書記載例

本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20条）に基づき交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所毎に1名以上配置するものとする。

ただし、所轄警察署との打ち合わせの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

交通誘導員については下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打ち合わせの結果又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	配置員数	編成	昼夜別	交代要員の有無
〇〇地点	〇名/日	検定合格者：1名 その他：〇名	昼夜	無

2. 道路交通法第80条に基づく協議により交通誘導員を配置する必要がある場合又は同法第77条に基づく道路の使用許可条件として交通誘導員を配置する必要がある場合であって、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の種別4及び5項に該当し検定合格警備員を配置する必要がある場合は、交通誘導員Aを適用し、労務費は直接工事費に積上げ計上する。

3. 上記2以外の交通誘導員には、交通誘導員Bを適用するものとする。

4. 警備員等の検定等に関する規則における「場所ごとに1人以上」の具体的な解釈については、個別事例ごとに北海道警察本部 生活安全企画課許可・指導係（TEL011-251-0110）又は交通誘導員を配置させることとする道路を管轄する所轄の警察署に問い合わせること。

5. 警備員等の検定等に関する規則にいう「都道府県公安委員会が必要と認めるもの」の具体的な路線については次のとおりである。

北海道公安委員会告示第150号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定により、北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

路線名	区域
一般国道5号 一般国道12号 一般国道36号 一般国道38号 一般国道229号 一般国道230号 一般国道231号 一般国道234号 一般国道235号 一般国道236号 一般国道237号 一般国道274号 一般国道275号 一般国道276号 一般国道336号 一般国道337号 一般国道393号 一般国道451号 一般国道452号 一般国道453号	札幌方面に所在する警察署が管轄する地域

路線名	区域
道道 小樽定山溪線	札幌方面に所在する警察署が管轄する地域
道道 札幌夕張線	
道道 旭川芦別線	
道道 千歳鷗川線	
道道 苫小牧停車場線	
道道 当別浜益港線	
道道 三笠栗山線	
道道 夕張岩見沢線	
道道 恵庭栗山線	
道道 江別恵庭線	
道道 岩内洞爺線	
道道 平取静内線	
道道 穂別鷗川線	
道道 岩見沢石狩線	
道道 西野真駒内清田線	
道道 白老大滝線	
道道 札幌環状線	
道道 室蘭環状線	
道道 江別インター線	
道道 岩見沢三笠線	
道道 宮の沢北一条線	
道道 前田新川線	
道道 美唄富良野線	
道道 樽前錦岡線	
道道 舞鶴追分線	
道道 早来千歳線	
道道 真駒内御料札幌線	
道道 丘珠空港線	
道道 下手稲札幌線	
道道 西野白石線	
道道 矢白場札幌線	
道道 東三川由仁停車場線	
道道 占冠穂別線	
道道 中幌向栗沢線	
道道 苫小牧環状線	
道道 小樽環状線	
道道 静内停車場線	
道道 野幌総合運動公園線	

改正文（平成21年北海道公安委員会告示第67号）抄
平成21年6月12日から施行する。

改正文（平成26年北海道公安委員会告示第165号）抄
平成27年6月1日から施行する。

改正文（令和2年北海道公安委員会告示第133号）抄
令和3年4月1日から施行する。

北海道旭川方面公安委員会告示第46号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定により、北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道旭川方面公安委員会委員長 山下 裕久

路線名	区域
一般国道12号 一般国道38号 一般国道39号 一般国道40号 一般国道231号 一般国道232号 一般国道233号 一般国道237号 一般国道238号 一般国道239号 一般国道273号 一般国道274号 一般国道275号 一般国道333号 一般国道451号 一般国道452号	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域
道道 旭川芦別線	
道道 枝幸音威子府線	
道道 鷹栖東神楽線	
道道 深川雨竜線	
道道 和寒幌加内線	
道道 旭川深川線	
道道 士別滝の上線	
道道 旭川空港線	
道道 旭川幌加内線	
道道 旭川環状線	
道道 和寒鷹栖線	
道道 下川愛別線	
道道 杓形仙法志鴛泊線	
道道 小平幌加内線	
道道 美唄富良野線	
道道 深川多度志線	
道道 金山幾寅停車場線	
道道 旭士別線	
道道 占冠穂別線	
道道 忠別清水線	
道道 落合停車場線	

改正文(平成21年北海道旭川方面公安委員会告示第22号)抄
平成21年6月1日から施行する。

改正文(平成26年北海道旭川方面公安委員会告示第46号)抄
平成27年6月1日から施行する。

改正文(令和2年北海道旭川方面公安委員会告示第51号)抄
令和3年4月1日から施行する。

北海道北見方面公安委員会告示第31号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定により、北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道北見方面公安委員会委員長 池田 彰

路線名	区域
一般国道39号 一般国道238号 一般国道239号 一般国道240号 一般国道242号 一般国道243号 一般国道244号 一般国道273号 一般国道333号 一般国道334号 一般国道391号 道道 士別滝の上線 道道 本別留辺薬線 道道 網走川湯線 道道 留辺薬浜佐呂間線 道道 網走端野線 道道 紋別丸瀬布線 道道 摩周湖斜里線	北見方面に所在する警察署が管轄する地域

改正文(平成21年北海道北見方面公安委員会告示第18号)抄
平成21年6月1日から施行する。

改正文(平成26年北海道北見方面公安委員会告示第34号)抄
平成27年6月1日から施行する。

改正文(令和2年北海道北見方面公安委員会告示第31号)抄
令和3年4月1日から施行する。

北海道釧路方面公安委員会告示第35号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定により、北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道釧路方面公安委員会委員長 小 西 保 男

路線名	区域
一般国道38号	釧路方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道44号	
一般国道236号	
一般国道240号	
一般国道242号	
一般国道243号	
一般国道244号	
一般国道272号	
一般国道273号	
一般国道274号	
一般国道334号	
一般国道335号	
一般国道336号	
一般国道391号	
道道 中標津標茶線	
道道 厚岸標茶線	
道道 釧路鶴居弟子屈線	
道道 清水大樹線	
道道 本別浦幌線	
道道 豊頃糠内芽室線	
道道 釧路空港線	
道道 鹿追糠平線	
道道 本別留辺蘂線	
道道 網走川湯線	
道道 別海厚岸線	
道道 根室浜中釧路線	
道道 八千代帯広線	
道道 花咲港線	
道道 旅来豊頃停車場線	
道道 上士幌士幌音更線	
道道 勇足本別停車場線	
道道 忠別清水線	
道道 芽室東4条帯広線	
道道 川北中標津線	

改正文(平成21年北海道釧路方面公安委員会告示第19号)抄
平成21年6月1日から施行する。

改正文(平成26年北海道釧路方面公安委員会告示第71号)抄
平成27年6月1日から施行する。

改正文(令和2年年北海道釧路方面公安委員会告示第75号)抄
令和3年4月1日から施行する。

北海道函館方面公安委員会告示第35号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定により、北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行うものとし、平成19年6月1日から施行する。

平成18年12月1日

北海道函館方面公安委員会委員長 外山 茂樹

路線名	区域
一般国道5号 一般国道228号 一般国道229号 一般国道230号 一般国道276号 一般国道278号 一般国道279号 道道 函館恵山線 道道 大沼公園鹿部線 道道 上磯峠下線 道道 函館上磯線	函館方面に所在する警察署が管轄する地域

改正文(平成21年北海道函館方面公安委員会告示第4号)抄

平成21年6月1日から施行する。

改正文(平成26年北海道函館方面公安委員会告示第40号)抄

平成27年6月1日から施行する。

改正文(令和2年北海道函館方面公安委員会告示第36号)抄

令和3年4月1日から施行する。

共通仮設費の算定（抜粋）

対象額は、次表により積算するものとする。

間接工事費等項目別対照表（○：対象とする ×：対象としない）

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対象額	直接工事費＋ 共通仮設費＝ 純工事費	純工事費＋ 現場管理費＝ 工事原価
項 目				
桁 等 購 入 費		×	○	○
処 分 費 等		処分費等の取扱いは、（注）8参照		
支 給 品 目 等	桁 等 購 入 費	×	○	×
	一 般 材 料 費	○	○	×
	別 途 製 作 の 制 作 費	×	×	×
	電 力	○	○	×
無 償 貸 付 機 械 評 価 額		○	○	×
鋼 橋 ・ 門 扉 等 工 場 原 価		×	×	○
現 場 発 生 品		×	×	×
ヘリコプター飛行経費		×	×	×

- (注) 1 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計制作品）、光ケーブルの購入費をいう。
- 2 支給品費及び無償貸付機械等評価額は、「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限る。
- 3 無償貸付機械評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。
- 4 鋼橋・門扉等の工場製作に係る費用のうち工場原価（工場製作品を含む。）。
- 5 別途製作する標柱柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕しゃ音壁支柱、鋼製バットレス式治山ダム、鋼製スリット治山ダム、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等の工場原価の取扱いに準ずるものとする（t当たり製作単価として取扱う場合）。
- 6 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で限定する処理を行わず再使用する場合をいう（直轄事業に限る。）。
- 7 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の制作費（材料費を含む。）と同じ扱いをする。
- 8 「処分費等」の取扱い
「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費の積算は、次表のとおりとする。
- (1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
 - (2) 上下水道料金
 - (3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下で、かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合、又は処分費等が3%を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1 本表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。なお、準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。
- 2 処分費を計上する場合は、単価登録すること。
- 3 本表により難しい場合は、別途考慮するものとする。

9 治山工事における工期の設定について

1 工期の設定について

工期については、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取り扱いについて」（平成11年7月1日付け11-13 林野庁指導部長・国有林野部長通知）の「9－（1）ア」に基づき算出した日数を設定することを基本とするが、施工に必要な実日数の設定が困難な場合は、「9－（1）ク」により表9－2を参考に工期設定することとする。

また余裕期間については、通常の工期に含めることとし、余裕期間を設けることによる工期の延長は行わないものとする。

【参考】表9－2(この工期は4週8休を前提としており、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む)

工事別 直接工事費	工 期	
	海岸等平地部の工事	山間部の工事
300万円以下	102	116
500 //	121	136
1,000 //	144	161
1,500 //	167	186
2,000 //	185	204
3,000 //	204	224
4,000 //	225	246
5,000 //	242	264
6,000 //	256	279
8,000 //	274	297
10,000 //	295	318
15,000 //	323	347
20,000 //	356	380

備考 直接工事費が20,000万円以上のものについては、次の算定式により工期を算定することが出来る。

$$\text{海岸等平地部} \cdots T = 1.6 \times P^{0.2850}$$

$$\text{山間部} \cdots T = 2.3 \times P^{0.2702}$$

$$T = \text{工期} \quad P = \text{直接工事費}$$

2 現場管理費率の補正（冬期）等の積算について

工期の始期については契約日の翌日となるが積算時には下記により積算すること。

- (1) 積算上の契約予定日については、入札予定日から2日後、始期（工期の初日）についてはその翌日、終期（工期の末日）は上記1において定めた日数が経過した日とする。
- (2) 契約予定日が、土・日曜日・祝日・祭日を挟む場合は、その日数を加えるものとする。
- (3) 終期（工期の末日）が土・日曜日・祝日・祭日となる場合はその日以降直近の平日とする。
- (4) 契約をした結果、工期が積算日数と異なった場合でも設計変更は行わないものとする。

02-01 不陸均し歩掛

1 ブルドーザ不陸均し歩掛

森林土木
($\text{m}^2/\text{h} \cdot \text{h}/100\text{m}^2$)

機種 名称	単位	3t	11t	15t	21t
作業量	m^2/h	200	316	360	525
作業時間	$\text{h}/100\text{m}^2$	0.50	0.32	0.28	0.19

備考1 機種を選定は、原則として土工機種に合わせる。

2 不陸均しとは、既設道路の表面を均すことである。

02-02 仮設道
1 仮設道新設

森林土木

(1) 適用範囲

本歩掛は、切土・盛土が連続する簡易な仮設道を新設する場合に適用する。
なお、大切土・大盛土には適用しない。

(2) 機種を選定

使用する機械・機種は下表のとおりとする。

作業内容	機種	単位	数量
掘削押土敷均し	ブルドーザ15t級	台	1
	バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	〃	1
側溝掘削	バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	〃	1
切土法面整形			
盛土法面整形			

(3) 施工歩掛

(100m当たり)

区分	土質	掘削押し土		補助労務		切土法面整形		盛土法面整形		
		単位	ブルドーザ15t	バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	単位	普通作業員	単位	バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³)	単位	バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³)
15° 以下	砂・砂質土・火山灰	h	0.40	-	人	0.06	h	1.30	h	1.30
	粘性土	〃	0.50	-	〃	0.06	〃	1.30	〃	1.30
	礫質土	〃	0.50	-	〃	0.06	〃	1.70	〃	1.20
	軟岩(I)A	〃	0.70	-	〃	0.06	〃	2.70	〃	1.20
15° 超え 20° 以下	砂・砂質土・火山灰	〃	1.10	-	〃	0.18	〃	3.50	〃	3.90
	粘性土	〃	1.40	-	〃	0.18	〃	3.50	〃	3.90
	礫質土	〃	1.40	-	〃	0.18	〃	4.60	〃	3.50
	軟岩(I)A	〃	2.00	-	〃	0.18	〃	7.50	〃	3.50
20° 超え 25° 以下	砂・砂質土・火山灰	〃	1.90	-	〃	0.30	〃	5.80	〃	6.00
	粘性土	〃	2.30	-	〃	0.30	〃	5.80	〃	6.00
	礫質土	〃	2.30	-	〃	0.30	〃	7.60	〃	5.30
	軟岩(I)A	〃	3.40	-	〃	0.30	〃	12.20	〃	5.30
25° 超え 30° 以下	砂・砂質土・火山灰	〃	3.10	1.10	〃	0.48	〃	8.30	〃	9.60
	粘性土	〃	3.10	1.10	〃	0.48	〃	8.30	〃	9.60
	礫質土	〃	3.10	1.10	〃	0.48	〃	10.90	〃	8.50
	軟岩(I)A	〃	3.10	1.40	〃	0.48	〃	17.70	〃	8.50
30° 超え 35° 以下	砂・砂質土・火山灰	〃	4.80	1.60	〃	0.74	〃	12.80	〃	17.70
	粘性土	〃	4.80	1.60	〃	0.74	〃	12.80	〃	17.70
	礫質土	〃	4.80	1.60	〃	0.74	〃	16.80	〃	15.60
	軟岩(I)A	〃	4.80	2.20	〃	0.74	〃	27.20	〃	15.60

備考1 ブルドーザによる掘削押土敷均しの作業効率は「一般土工—普通」、押土距離は10mとしている。

2 バックホウによる掘削の条件は「一般土工—地山の掘削—制限無し—障害無し」としている。また、敷均しはブルドーザによる。

3 本歩掛には、側溝の掘削を含まない。

4 切土及び盛土法面整形はバックホウによる荒削りとしている。なお、現場条件により、法面整形を必要としない場合は、切土及び盛土法面整形におけるバックホウ経費を除く。

03-01 水抜パイプ取付歩掛

森林土木
(1箇所あたり)

管径 名称	規格	単位	パイプ径		摘要
			20cm未満	20cm以上	
水抜パイプ		m			損耗量5%
型枠工		人	0.04	0.08	

備考 水抜パイプ使用量は、次を標準とする。

使用量=設計数量×(1+K)

K:補正係数0.05

03-02 堤名板等設置歩掛

森林土木
(1枚あたり)

名称	規格・寸法	単位	数量	摘要
普通作業員		人	0.14	
堤(橋)名板	各種	枚	1.00	

備考 本表は、20m程度の材料小運搬を含む。

04-01 溝渠工(水路工)

1 暗渠排水管(硬質塩化ビニール管、ポリエチレン管等の有孔・無孔管)

(1) 合成樹脂U字溝設置歩掛

森林土木
(10m当たり)

名称	単位	数量	摘要
普通作業員	人	0.60	

備考1 合成樹脂U字溝(200~450)の設置に適用する。

2 基礎及び土工は別途計上する。

2 水路工

(2) アンカーピン設置歩掛

森林土木
(10本当たり)

名称	単位	数量	摘要
普通作業員	人	0.30	

備考1 本歩掛は、軽量法枠、現場打法枠工、特殊籠設置におけるアンカーピン打込作業に適用する。

2 アンカーピンの長さは1m以内とする。

05-01 かご工(B)

3 特殊籠張工

森林土木
(10本当たり)

線径 mm	規格・形状・寸法				切込砂利 ・ 切込碎石 m ³	組立据付歩掛			
	網目 mm	高さ mm	長さ m	幅 m		世話役 人	特殊 作業員 人	普通 作業員 人	バックホウ 山積0.8m ³ h
3.2 ・ 2.6	50	250	1.0	1.0	3.0	0.11	0.13	0.43	0.63
			2.0		6.0	0.23	0.25	0.85	1.25
		300	1.0		3.6	0.13	0.15	0.51	0.75
			2.0		7.2	0.27	0.30	1.02	1.50

備考1 籠に用いる亜鉛メッキ鉄線は、JISG3532(鉄線)に規定する亜鉛メッキ鉄線の3種類以上の材料を使用し、JISG3552(ひし形金網)により製作したものである。

- 2 上記歩掛には、組立、据付、詰石及び平均小運搬30mまでの小運搬を含む。
- 3 上記歩掛には、床拵え、埋戻しを含む。
- 4 線径の使い分けは、地表面に出る箇所3.2mm、土中に入る箇所2.6mmを標準とする。
- 5 詰石(切込80mm級)の割増20%は補正済みである。
- 6 籠は(2.0×1.0)の縦張りを標準とする。
- 7 吸出防止材が必要な場合は、別途考慮する。
- 8 アンカーピンは1m²当たり1本を標準とし、打込費は、「04-01-2(2)アンカーピン設置歩掛」による。
- 9 中詰材料は、切込砂利、碎石80mm級を標準とする。

06-01 植生土のう工

1 植生土のう積工歩掛

森林土木
(10m²当たり)

名称	規格	単位	数量
植生土のう	40cm×60cm(30cm×50cm×10cm)	袋	200
普通作業員	製作	人	3.6
	積立て	〃	1.5
計			

備考1 土砂0.015m³/袋使用とする。

2 中詰土採取の必要な場合は、普通作業員0.09人/10袋を別途計上する。

3 ()は出来上がり寸法を示す。

4 止杭の必要な場合は、別途計上する。

06-02 柵工

1 柵工木材体積表

森林整備保全事業標準歩掛共通工7-3柵工において、木材の数量を材積で計上する場合は下表を標準とする。

(1) 木柵工(A)

(10m当たり)

名称	規格	単位	数量	(本数)
主杭	末口径0.10m×2.00m長	m ³	0.26	13本
控杭	末口径0.10m×1.00m長	m ³	0.06	6本
横木	末口径0.10m×2.00m長	m ³	1.00	50本

(2) 木柵工(B)

(10m当たり)

名称	規格	単位	数量	(本数)
主杭	末口径0.10m×2.00m長	m ³	0.26	13本
控杭	末口径0.10m×1.00m長	m ³	0.06	6本
横木	末口径0.10m×2.00m長	m ³	0.60	30本

(3) 木柵工(C)

(10m当たり)

名称	規格	単位	数量	(本数)
杭	末口径0.10m×2.00m長	m ³	0.26	13本
横木	末口径0.10m×2.00m長	m ³	1.00	50本

(4) 木柵工(D)

(10m当たり)

名称	規格	単位	数量	(本数)
杭	末口径0.10m×2.00m長	m ³	0.26	13本
横木	末口径0.10m×2.00m長	m ³	0.60	30本

(5) 木柵工(E)

(10m当たり)

名称	規格	単位	数量	(本数)
杭	末口径0.09m×1.80m長	m ³	0.36	20本
横木	末口径0.09m×1.80m長	m ³	0.50	27.8本

2 木柵工 (E) 粗朶なし歩掛

(1) 適用範囲

本歩掛は、森林土木木製構造物暫定施工歩掛に掲載されている木柵工 (E) において、やなぎ立粗朶を施工しない場合に適用する。

(2) 作業種別歩掛

ア 人力杭打 (末口径6~9cm以下)

(10本当たり)

名 称	単位	数量	摘要
土木一般世話役	人	0.05	
普通作業員	人	0.25	
諸雑費	%	3.00	

備考 諸雑費は、チェーンソー等の経費であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

イ 人力横木組立 (横木2.0m以下)

(10本当たり)

名 称	単位	数量	摘要
土木一般世話役	人	0.03	
普通作業員	人	0.14	
諸雑費	%	2.00	

備考 諸雑費は、チェーンソー等の経費であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

ウ 人力鉄釘打込

(打ち込み100箇所当たり)

名 称	単位	数量	摘要
土木一般世話役	人	0.14	
普通作業員	人	0.69	

エ 人力鉄線緊結 (鉄線 #10)

(緊結100箇所当たり)

名 称	単位	数量	摘要
土木一般世話役	人	0.16	
普通作業員	人	0.77	

(3) 施工歩掛

(10m当たり)

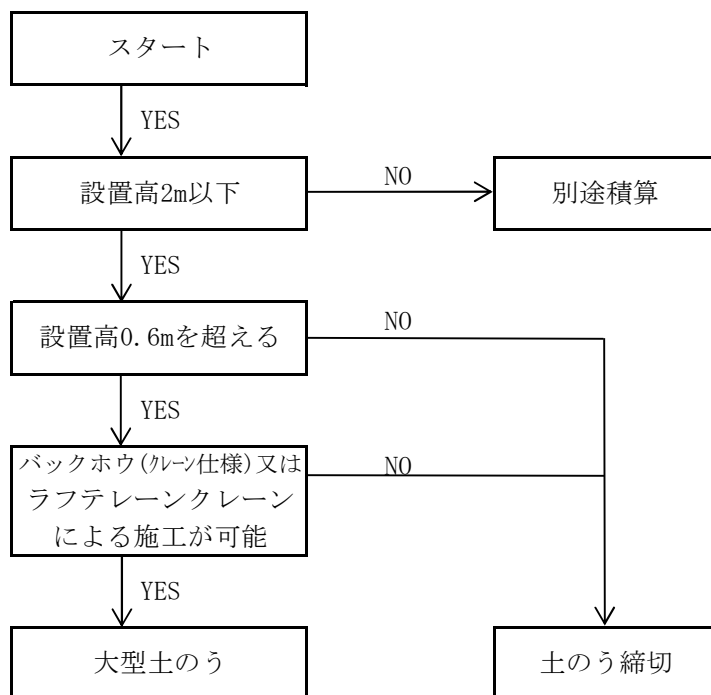
名称	規格	単位	数量	摘要
人力杭打	末口径6~9cm以下	本	20.00	(2) ア
人力横木組立	横木2.0m以下	本	27.80	(2) イ
人力鉄釘打込		箇所	80.00	(2) ウ
人力鉄線緊結	鉄線 #10	箇所	20.00	(2) エ
杭	末口径6~9cm以下	m3	0.36	1 (5)
横木	横木2.0m以下	m3	0.50	1 (5)
鉄釘		Kg	1.90	
鉄線	鉄線 #10	Kg	1.51	

07-01 締切工

1 適用範囲

本歩掛は、土のうによる締切工に適用する。

2 工法選定の標準フロー



07-02 廻排水工

1 函ひ歩掛

(1) 適用範囲

① 本歩掛は函ひによる廻排水工に適用する。

② 樋規格の選定に当たっては、平常水の流量計算を行い決定する。

(2) 函ひ作設、布設、撤去歩掛

森林土木
(10m当たり)

種別	規格	単位	設置期間が3ヶ月未満			設置期間が6ヶ月未満		
			0.09m ³	0.24m ³	0.50m ³	0.09m ³	0.24m ³	0.50m ³
			幅0.30m 深0.30m	幅0.60m 深0.40m	幅1.00m 深0.50m	幅0.30m 深0.30m	幅0.60m 深0.40m	幅1.00m 深0.50m
型枠工		人	0.70	1.30	1.60	0.70	1.30	1.60
普通作業員		人	1.00	1.80	2.20	1.00	1.80	2.20
小計								
諸雑費	労務費の合計	%	29	29	29	34	34	34
計								
合計								

備考1 諸雑費は、材料費(型枠、角材、支保材、シート等)であり、上表の労務費の合計に諸雑費率を乗じた金額を計上する。

2 設置期間は、同一断面の函ひを現場内で使う期間をいう。

2 仮設排水管

(1) 適用範囲

① 本歩掛は、排水管による廻排水工に適用する。

② 仮設道の横断管敷設についても適用することができる。

③ 規格の選定に当たっては、平常水の流量計算を行い決定する。

④ 排水管は硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管等の有孔・無孔管とする。

(2) 仮設配水管敷設歩掛

(100m当たり)

管種別		直 管		波状管及び網状管		
呼び径(mm)		50～150	200～400	50～150	200～400	450～600
名 称	単 位					
土木一般世話役	人	0.3	0.6	0.2	0.3	0.5
普通作業員	人	0.9	1.8	0.5	0.8	1.5
仮設排水管	m	101×(損料率)				
継手材料費率	%	—		2	12	

備考1 歩掛には、運搬距離100m程度までの小運搬を含むものであり、床掘、埋戻し残土処理は含まない。

- 2 排水管の補正係数(管の切断ロス)は、+0.01として上表に含めてある。
- 3 仮設排水管の損料率は、森林整備保全事業標準歩掛 第8仮設工による。
- 4 継手材料費は排水管材料費に上表の率を乗じた額を計上する。なお、継手材料費は継手接合の場合であり、継手を必要としない場合及び排水管価格に含む場合は計上しない。
- 5 撤去歩掛は、敷設歩掛の50%とする。

07-03 水替日数の算定

森林土木

- 1 水替費の積算にあたっては、床掘底面積×0.3m=排水量からポンプの機種を選定する。ただし、地質、湧水により、これにより難しい場合は別に算出根拠を整理し別途計上する。
- 2 据付・撤去を計上する場合は排水現場1回を標準とするが、護岸のような数ブロックに分けて計画する場合にはブロック区分の数とする。
- 3 水替日数の算出は、次のとおりとする。
 - (1) 一般工作物の場合(河川工作物)

水替日数の限度は、杭打(矢板打を含む)に要する日数は30日、コンクリート打設に要する日数は80日とする。

種別	水替日数
コンクリート60m ³ 未満	0.417日/m ³ ×水没コンクリート体積(V)
コンクリート60m ³ 以上	17日(基本日数)+0.133日/m ³ ×水没コンクリート体積(V)
杭打+矢板打	全打込時間÷7.0h/日(全打込日数)
土工	水替日数は計上せず、掘削機械の湿潤(C)係数で処理

備考1 鉄筋型枠組立・コンクリート打設までのものである。

- 2 水替ポンプのセット選択は、揚程、湧水量に応じて決定する。
- 3 コンクリート量は、水替の対象となる部分の構造物の総量とする。

(2) 治山ダムの場合

- ① $Y=0.147X+5$ Y: 水替日数
X: 水没コンクリート量(設計指針 4. 仮設工による)
- ② 常水のない場合
原則として計上しない。
- ③ 水替作業を数ブロックに分けて施工する必要がある場合は、ブロック毎について小数第2位四捨五入1位止とし、各ブロックを合計して小数第1位四捨五入整数止めの日数とする。
- ④ 計算例

例1: (1ブロックの場合) : 水没コンクリート量 100m³
0.147×100+5 = 20日

例2: (2ブロックの場合) : 水没コンクリート量 100m³、70m³
0.147×100+5 = 19.7
0.147×70+5 = 15.3
計 = 35日

07-04 土石流危険河川における安全費の積算

森林土木、本局

1 適用範囲

次のいずれかに該当する河川の場合には、雨量計設置・撤去費用及び使用料を計上することとする。

- (1) 作業場所の上流(支川を含む)の流域面積が20ha以上であって、上流側(支川を含む)の200mにおける平均河床勾配が3°(5.24%)以上の河川。
- (2) 市町村が「土石流危険溪流」として公表している河川。
- (3) 都道府県又は市町村が「崩壊土砂流出危険地区」として公表している地区内の河川。

2 雨量計設置・撤去歩掛

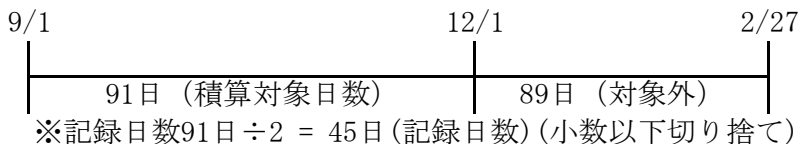
(1回/現場)

種別	規格	単位	数量	備考
松角材	6cm×6cm×1.8m×4本	m ³	0.026	
松板材	18cm×6cm×1.5m×1枚	//	0.016	
雑材料	上記材料費の3%	%	3.0	
普通作業員		人	1.5	設置・撤去

3 雨量計使用料

雨量計記録日数(使用料)は、工期の1/2を積算日数とする。ただし、12月1日から3月31日の期間は積算日数の対象外とする。

例 工期180日 9月1日～2月27日



4 記録紙

記録紙の数量は、記録日数÷30日とする。(小数点以下2位四捨五入1位止)

※例 45日(記録日数)÷30 = 1.5日(記録紙数量)

5 監視人

降雨時の措置は、作業の中止を原則とする。

降雨時も作業を継続する必要がある場合のみ、監視人を当初設計に計上すること。

(1日当たり)

名称	単位	数量
普通作業員	人	1.00

07-05 エゾシカ対策にかかる安全費の積算

1 適用範囲

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中に工事を施工する場合は、「発砲禁止」の幟を下表により、5本を基本とし必要本数分を計上することとする。

2 「発砲禁止」幟(のぼり)設置・撤去歩掛

歩掛については、森林整備保全事業標準歩掛第3編林道2-1-6視線誘導標のコンクリート建込用歩掛を準用し、下表のとおりとする。

(10本当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
幟	450×1500mm 生地：オレンジ 文字：黒文字	枚	10.00	
幟用ポール	伸縮3.0m PP被覆鋼管	本	10.00	
普通作業員		人	0.30	設置・撤去

07-06 除雪工

1 人力除雪歩掛

森林土木
(10m³当たり)

名称	単位	数量
土木一般世話役	人	0.04
普通作業員	人	0.43
諸雑費率	%	2

備考1 機械除雪が困難な場合にのみ適用する。

2 諸雑費率はスコープの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2 工事区域内除雪 (平面部)

(1) 工事区域内除雪 (平面部)

森林土木
(1,000m²当たり)

名称	規格	単位	除雪面積		
			500m ² 未満	500m ² 以上 1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 3,000m ² 以下
土木一般世話役		人	0.13		
普通作業員		人	0.29		
バックホウ (クローラ型) 運転	排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.80m ³ (平積0.60m ³)	日	0.78	0.50	0.31
諸雑費率		%	2		

備考1 除雪深が40cm以下の工事に適用する。

2 上表は工事区域内で雪が作業の支障となる場合の除雪の内、平面部除雪の場合のみ適用する。

3 除雪回数の積上げについては、必要回数を計上する。

4 上表により難しい場合は別途考慮する。

5 除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数(積雪深補正)をかけて積算する。
(例1参照)

6 上表の面積条件は、1日の工事施工量(面積)に応じて必要となる1回に行う除雪面積であり、同じ箇所を1日2回行う等により総除雪面積が適用範囲外となる場合でも、1回の除雪面積が上表以内であれば適用範囲内とする。

7 1回の対象面積が適用範囲を超えている場合はセット数(作業班数)を増やす。
(例2参照)

8 諸雑費はスコープの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

例1) 除雪面積が500m²、対象除雪深が80cmの場合の補正係数は、
80cm/40cm=2.00…補正係数

除雪面積500m²未満のバックホウ(クローラ型)運転日数(0.78日)に補正係数(2.00)を乗じ、(1.56日/1,000m²)とする。

例2) 対象除雪深が40cm、施工面積4,000m²の場合
面積が適用範囲を超えているため2セットとする。

1セット目(0.78日×0.50(千m²))+(0.50日×0.50(千m²))+(0.31日×2.00(千m²))+2セット目(0.78日×0.50(千m²))+(0.50日×0.50(千m²))

=1.90日/4,000m²(0.475≒0.48日/1,000m²)とする。

※ 補正係数及び補正後の歩掛値は小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入する。

3 工事区域内除雪（作工物周辺・法面部）

(1) 工事区域内除雪（作工物周辺・法面部）

森林土木
(1,000㎡当たり)

名称	規格	単位	除雪面積		
			500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 4,000㎡以下
土木一般世話役		人	0.22		
普通作業員		人	1.35		
バックホウ (クローラ型) 運転	排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.80㎡(平積0.60㎡)	日	1.14	0.82	0.36
諸雑費率		%	2		

備考1 除雪深が60cm以下の除雪に適用する。

2 上表は工事区域内で雪が作業の支障となる場合の除雪の内、作工物周辺・法面部除雪の場合のみ適用する。

3 除雪回数の積上げについては、必要回数を計上する。

4 上表によりがたい場合は別途考慮する。

5 なお、機械除雪が困難な場合は人力除雪とする。

6 除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数（積雪深補正）をかけて積算する。

(例1参照)

7 上表の面積条件は、1日の工事施工量（面積）に応じて必要となる1回に行う除雪面積であり、同じ箇所を1日2回行う等により総除雪面積が適用範囲外となる場合でも、1回の除雪面積が上表以内であれば適用範囲内とする。

8 1回の対象面積が適用範囲を超えている場合はセット数（作業班数）を増やす。

(例2参照)

9 諸雑費はスコープの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

例1) 除雪面積が500㎡、対象除雪深が80cmの場合の補正係数は、
80cm/60cm=1.33…補正係数

除雪面積500㎡未満のバックホウ(クローラ型)運転日数(1.14日)に補正係数(1.33)を乗じ、(1.52日/1,000m2)とする。

例2) 対象除雪深が30cm、施工面積が5,000m2 の場合

面積が適用範囲内を超えているため2セットとする。

1セット目(1.14日×0.50(千m2))+(0.82日×0.50(千m2))+(0.36日×3.00(千m2))+2セット目(1.14日×0.50(千m2))+(0.82日×0.50(千m2))

=3.04日/5,000m2(0.608≒0.61日/1,000m2)とする。

※ 補正係数及び補正後の歩掛値は小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入する。

(2) 機械運転単価表

工事区域内除雪（平面部、作工物周辺・法面部）

名称	規格	種別	単位	数量
バックホウ運転 (クローラ型)	排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.80㎡(平積0.60㎡)	運転手(特殊)	人	1.00
		軽油	L	107
		機械賃料	日	1.64

4 工事用道路除雪

(1) 工事用道路除雪

森林土木
(1km当たり)

名称	規格	単位	除雪延長	除雪深	
				10cm以上～30cm未満	30cm以上～60cm以下
ホイールローダ運転	山積1.3～1.4m ³ (バケツ) 排出ガス対策型 (2011年規制)	日	1.5km未満	1.34	1.52
			1.5km以上 3.0km以下	0.42	0.82

備考1 工事用道路と資材運搬路の除雪に適用し、現場の作業場等の除雪には適用しない。

2 除雪回数の積上げについては、必要回数を計上する。

3 除雪深が範囲を超えている場合は、補正係数(積雪深補正)をかけて積算する。
(例1・2参照)

4 上表の延長条件は、1回に行う除雪延長であり、同じ箇所を1日2回行う等により総除雪延長が適用範囲外となる場合でも、1回の除雪延長が上表以内であれば適用範囲内とする。

5 1回の除雪延長が適用範囲を超えている場合はセット数(作業班数)を増やす。
(例3参照)

例1) 対象除雪深が70cmの場合(除雪延長1.5km以上3.0km以下)

10cm以上～30cm未満と30cm以上～60cm以下の歩掛から、30cm積雪深が増えるごとにホイールローダの作業は0.40日増となっている。

$\{0.82日 + 0.40日 \times (70-60) \div 30\} \div 0.82日 = 1.16 \dots \dots$ 補正係数

10cm以上 30cm未満	30cm以上 60cm未満	差
0.42	0.82	0.4

30cm以上60cm以下の歩掛(0.82日)に補正係数(1.16)を乗じ、(0.95日/km)とする。

例2) 対象除雪深が20cmの場合(除雪延長1.5km)

1.34日/km

例3) 対象除雪深が40cm、除雪延長4kmの場合

延長が適用範囲を超えているため2セットとする。

1セット目 $(1.52日 \times 1.5km + 0.82日 \times 1.5km) + 2$ セット目 $(1.52日 \times 1km) = 5.03日/4km$ $(1.2575 \approx 1.26日/$
とする。

※ 補正係数及び補正後の歩掛値(運転日数)は小数第2位までとし、小数第3位を四捨五入する。

(2) 機械運転単価表

名称	規格	種別	単位	数量
ホイールローダ運転	排出ガス対策型(2011年規制) 山積1.3～1.4m ³ (バケツ)	運転手(特殊)	人	1.00
		軽油	L	44
		機械賃料	日	4.73

07-07 仮設階段

- 1 本歩掛は、森林土木工事の山腹工施工にかかる仮設階段に適用する。
- 2 仮設材使用数量
仮設階段に使用する仮設材の数量は、次表を標準とする。

森林土木
(10m当たり・供用1日当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
単管パイプ	φ 48.6mm	m	142.7	
自在ステップ	250×600mm	枚	23.5	
鋼製足場板	240×2,000mm	枚	4.3	
直交クランプ	φ 48.6mm用	個	41.5	
自在クランプ	φ 48.6mm用	個	70.4	
単管ジョイント	φ 48.6mm用	個	9.6	

備考1 仮設材は賃料とする。

2 仮設材の積算にあたっては、賃料と基本料を計上する。基本料とは、器材の入庫作業、軽微な整備作業が含まれ、期間の長短にかかわらず全部材について、初回時に計上する。

3 賃料の積上げは10日単位とし、工事全体の賃貸使用期間が30日未満の場合は、30日分の料金を最低料金として計上する。

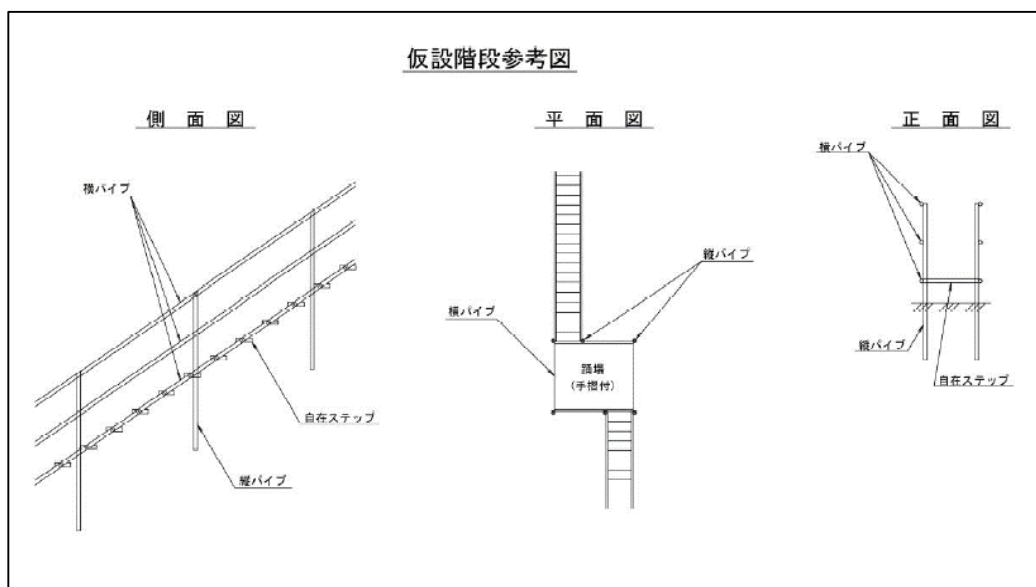
3 施工歩掛

森林土木
(10m当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			設置	撤去	
土木一般世話役		人	0.78	0.35	
とび工		人	3.87	2.12	
普通作業員		人	1.17	0.64	
諸雑费率		%	0.01	0.01	
計					
仮設材賃料		m・供用日	—	—	2の表による
仮設材基本料		m	—	—	別途計上

備考1 本歩掛は、現場内の資材小運搬を含む。

2 諸雑費は、ラチェット、ハンマー等の費用であり、労務費の合計額に上記表の率を乗じた金額を上限として計上する。



08-01 伐倒処理費の算出

1 伐倒処理費の考え方

森林整備保全事業における工事の実施に伴って生じる支障木については、原則として事前に立木販売による処分を検討することとするが、現地の実情からやむを得ず売払不能となり、伐倒処理費を請負工事を含めて処理する場合は次により取扱うこととする。

伐倒処理は立木が工事に支障のないよう、伐開界の外側まで取片付けをする作業で特別な箇所への集積は行わないこととし、この作業仕組は次の方法によることとする。

作業仕組 立木伐倒（チェーンソーによる立木の伐木及び枝払いを行う作業）

木 寄（トラクタによる立木の取片付けを行う作業）

(注) (1) 上記の作業仕組は、全幹で伐倒し木寄する作業であり、玉切りを行う作業は見込まない。

従って、立木の伐倒費及び枝払費を積算する。

ただし、立木径級32cm下の立木枝条については、トラクタによる木寄作業はほとんど支障がないと判断されるので、この級の枝払費は見込まないこととする。

(2) トラクタによる木寄作業方法は5の図解による。

この作業方法による一定箇所の木寄せ範囲は、ウインチ巻込み容量からみて、16mmワイヤーで50mの長さ限定されるので、伐開幅を考慮して、30m～40m先の範囲となる。

2 工事費の積算

伐倒費は原則必携 第1編共通工 第1土工1-2-3（参考歩掛）伐倒処理を適用することとし、これにより難しい場合は次のとおりとする。

(1) 伐倒処理費

必要な伐倒費、枝払費、木寄費を直接工事費に計上する。

(2) 立木径級区別（32cm下、34cm上）素材量の計算

収穫調査復命書により求めることとする。

(3) 伐倒費の積算

伐倒費の積算は、立木価格評定要領中伐木造材手の賃金及び伐木造材標準工期表の全幹伐倒標準作業工期を採用することとする。

工期は、採用因子として資材廻り（立木材積÷立木本数）及びha当たり資材材積（立木材積÷収穫調査面積）を算出し、全幹伐倒標準作業工期表から該当する工期を抽出し、単位当たり（m³）の経費とする。

ただし、この工期は伐倒及び枝払いの工期であることから、立木径級34cm上に適用し、立木径級32cm下については、34cm上のm³当たり単価の42.5%を採用単価とする。

(注) 全幹伐倒の工期は、「実務用工期表」の時間観測の数値によれば、伐倒は42.5%、枝払い57.5%の割合となっているので、全幹伐倒単価に42.5%を乗じて算出された単価を採用することとする。

(4) 枝払費の積算

枝払費の積算は、全幹伐倒単価に57.5%を乗じて算出された単価を採用することとする。

(5) 木寄費の積算

木寄費の積算は、立木価格評定要領中、集材機械標準工期表（軽架線）の、平均集材距離100mまでの工期を採用することとする。

(6) 未調査の場合の処理

工事の請負予定価格の積算時に支障木の実査が出来ない場合は暫定的に次により計上できることとする。

① 立木材積は、森林調査簿のha当たり資材量とし、面積は伐開面積を使用する。

立木材積 = (haあたり資材量) × (伐開面積)

- ② 出材積算出の平均利用率は64%とする。
出材積 = (立木材積) × 0.64
- ③ 径級の区分は34cm上50%とし、32cm下50%とする。
34cm上 = (出材積) × 0.50
32cm下 = (出材積) × 0.50
- ④ 資材廻りの標準を0.25m³/本とする。
- ⑤ 実行の結果が積算で計上した数量、因子と異なった場合は設計変更により清算するものとする。

3 木寄費の補正

伐倒された立木は、地形の傾斜度合によって伐開界外に自然落下する立木があると予想されるので伐開区域内の傾斜度が40°以上ある箇所は木寄費から控除することとする。

木寄費 = 伐倒数量 × 木寄功程による単価 × 処理率

処理率 = 傾斜度40°未満の延長 ÷ 工事延長 (小数第3位四捨五入2位止)

傾斜度40°未満の延長は、収穫調査の際に調査するか、又は林道工事設計積算に使用する横断斜度算出基礎書の横断斜度別延長によることとする。

4 伐倒処理功程

(1) 全幹伐倒歩掛

(m³/日当たり)

樹種	資材廻りha材積	材積														
		0.2 m ³ 迄	0.4 " "	0.6 " "	0.8 " "	1.0 " "	1.2 " "	1.4 " "	1.6 " "	1.8 " "	2.0 " "	2.2 " "	2.4 " "	2.6 " "	2.8 " "	2.8 m ³ 超
N	10m ³ 迄	5.3	8.1	10.4	12.3	14.1	15.7	17.3	18.7	20.1	21.4	22.7	23.9	25.1	26.2	27.4
	20 "	5.4	8.3	10.6	12.6	14.4	16.1	17.7	19.2	20.6	21.9	23.2	24.5	25.7	26.9	28.0
	30 "	5.5	8.4	10.8	12.9	14.7	16.5	18.1	19.6	21.1	22.5	23.8	25.1	26.4	27.6	28.7
	40 "	5.6	8.6	11.0	13.2	15.1	16.8	18.5	20.1	21.6	23.0	24.4	25.7	27.0	28.2	29.5
	50 "	5.8	8.8	11.3	13.4	15.4	17.2	18.8	20.4	21.9	23.4	24.8	26.1	27.4	28.7	29.9
	100 "	6.6	9.9	12.5	14.8	16.9	18.8	20.5	22.2	23.8	25.3	26.7	28.1	29.5	30.8	32.0
	150 "	7.3	10.8	13.6	16.1	18.3	20.3	22.1	23.9	25.6	27.1	28.7	30.1	31.5	32.9	34.2
	200 "	8.1	11.9	14.9	17.5	19.8	21.9	23.8	25.6	27.4	29.0	30.6	32.1	33.6	35.0	36.3
	250 "	8.9	13.0	16.2	18.9	21.3	23.5	25.6	27.5	29.3	31.1	32.7	34.3	35.8	37.3	38.7
	250m ³ 超	9.8	14.1	17.5	20.4	23.0	25.3	27.5	29.5	31.4	33.2	34.9	36.6	38.2	39.7	41.2
L	10m ³ 迄	8.6	12.3	15.2	17.7	19.9	21.9	23.7	25.4	27.0	28.5	30.0	31.4	32.7	34.0	35.3
	20 "	8.8	12.6	15.6	18.1	20.3	22.4	24.2	26.0	27.6	29.2	30.7	32.1	33.5	34.8	36.1
	30 "	8.9	12.8	15.9	18.5	20.8	22.9	24.8	26.6	28.3	29.9	31.5	32.9	34.4	35.7	37.0
	40 "	9.1	13.1	16.2	18.9	21.2	23.4	25.4	27.2	29.0	30.6	32.2	33.7	35.2	36.6	38.0
	50 "	9.3	13.4	16.6	19.3	21.7	23.8	25.8	27.7	29.5	31.1	32.7	34.3	35.7	37.2	38.5
	100 "	10.6	15.0	18.4	21.2	23.8	26.0	28.1	30.1	31.9	33.7	35.3	36.9	38.4	39.9	41.3
	150 "	11.7	16.4	20.0	23.1	25.7	28.2	30.4	32.4	34.3	36.2	37.9	39.5	41.1	42.7	44.1
	200 "	13.0	18.1	21.9	25.1	27.9	30.4	32.7	34.8	36.8	38.7	40.4	42.1	43.8	45.3	46.8
	250 "	14.3	19.7	23.8	27.1	30.1	32.7	35.1	37.3	39.4	41.4	43.2	45.0	46.7	48.3	49.9
	250m ³ 超	15.7	21.5	25.8	29.3	32.4	35.2	37.7	40.0	42.2	44.3	46.2	48.0	49.8	51.5	53.1

備考1 本歩掛は、立木価格評定要領による。

2 歩掛内容は、伐倒42.5%、枝払い57.5%であって径級34cm上に適用し、32cm下には伐倒のみを計上する。

(2) 木寄（トラクタ）歩掛
6t～11t級 NL込み

(m³/日当たり)

資材廻り	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.8
平均集材距離	m ³ 迄	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	m ³ 超
100m迄	18.5	22.7	25.6	27.8	29.7	31.4	32.9	34.2	35.4	36.5	37.6	38.6	39.5	40.4	41.2

備考 本歩掛は、立木価格評定要領による。

(3) トラクター運転歩掛

名称	規格	単位	数量
機械運転手		人	1.0
荷掛荷卸手		〃	1.5
機械損料	クローラタイプ6t～11t級	日	1.0
燃料費		L	26.0
雑材料費		%	24.0

備考1 本歩掛は、立木価格評定要領による。

2 雑材料費は、燃料費に雑材料費率を乗じた金額を上限として計上する。

市町村名	除雪区分	11月	12月	1月	2月	3月
		(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深
札幌市	5cm以上20cm未満	(2) 7	(4) 7	(6) 8	(4) 7	(3) 7
	20cm以上30cm以下	(2) 20	(4) 20	(6) 20	(4) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	80	60
恵庭市	5cm以上20cm未満	(1) 6	(3) 6	(5) 6	(5) 7	(3) 7
	20cm以上30cm以下	(1) 10	(2) 20	(5) 20	(3) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	60	40
千歳市	5cm以上20cm未満	(1) 6	(2) 7	(3) 7	(2) 6	(1) 12
	20cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(2) 20	(1) 10	(-) -
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30	20
江別市	5cm以上20cm未満	(2) 7	(5) 7	(6) 7	(6) 7	(3) 7
	20cm以上30cm以下	(2) 20	(7) 20	(7) 20	(6) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	100	70
長沼町	5cm以上20cm未満	(1) 6	(3) 7	(5) 7	(4) 7	(2) 7
	20cm以上30cm以下	(1) 20	(4) 20	(4) 20	(3) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	70	40
北広島市	5cm以上20cm未満	(2) 7	(4) 7	(6) 7	(5) 7	(3) 7
	20cm以上30cm以下	(2) 20	(3) 20	(6) 20	(4) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	70	50
南幌町	5cm以上20cm未満	(2) 7	(5) 7	(6) 7	(6) 7	(2) 7
	20cm以上30cm以下	(2) 20	(8) 20	(6) 20	(6) 20	(1) 10
	31cm以上	(1) 40	(2) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	50	80	110	70
岩見沢市	5cm以上20cm未満	(2) 7	(5) 7	(6) 7	(6) 7	(2) 7
	20cm以上30cm以下	(2) 20	(8) 20	(6) 20	(6) 20	(1) 10
	31cm以上	(1) 40	(2) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	50	80	110	70
新篠津村	5cm以上20cm未満	(1) 6	(5) 7	(5) 6	(7) 7	(4) 7
	20cm以上30cm以下	(3) 20	(10) 20	(9) 20	(7) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	50	100	120	90
当別町	5cm以上20cm未満	(2) 7	(5) 7	(6) 7	(6) 7	(3) 7
	20cm以上30cm以下	(2) 20	(7) 20	(7) 20	(5) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	80	100	80

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
月形町	5cm以上20cm未満	(2) 6	(5) 7	(5) 7	(6) 7	(2) 7
	20cm以上30cm以下	(3) 20	(9) 20	(7) 20	(6) 20	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	50	90	110	70
石狩市	5cm以上20cm未満	(2) 7	(7) 7	(8) 7	(7) 7	(2) 7
	20cm以上30cm以下	(2) 20	(6) 10	(7) 20	(5) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	80	110	80
由仁町	5cm以上20cm未満	(1) 6	(3) 7	(5) 7	(3) 6	(2) 6
	20cm以上30cm以下	(1) 20	(3) 20	(4) 20	(4) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	60	50
栗山町	5cm以上20cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 7	(6) 7	(3) 7
	20cm以上30cm以下	(3) 20	(8) 20	(7) 20	(7) 20	(2) 20
	31cm以上	(1) 40	(2) 40	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	50	80	110	80
夕張市	5cm以上20cm未満	(2) 6	(6) 7	(7) 7	(5) 7	(3) 7
	20cm以上30cm以下	(3) 20	(7) 20	(7) 20	(7) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	110	90
三笠市	5cm以上20cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 7	(6) 7	(2) 7
	20cm以上30cm以下	(2) 20	(8) 20	(6) 20	(5) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	100	70
美唄市	5cm以上20cm未満	(2) 6	(6) 7	(5) 7	(6) 6	(1) 8
	20cm以上30cm以下	(3) 20	(9) 20	(6) 10	(5) 20	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	40	80	100	60
奈井江町	5cm以上20cm未満	(2) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 6	(2) 8
	20cm以上30cm以下	(2) 20	(8) 20	(5) 20	(4) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	70	90	60
浦臼町	5cm以上20cm未満	(2) 6	(6) 7	(5) 7	(6) 6	(1) 8
	20cm以上30cm以下	(3) 20	(9) 20	(6) 10	(5) 20	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	40	80	100	60
上砂川町	5cm以上20cm未満	(2) 7	(8) 7	(8) 7	(6) 6	(2) 7
	20cm以上30cm以下	(1) 20	(7) 20	(3) 20	(3) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	70	50

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
歌志内市	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(8) 7	(6) 6	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(7) 20	(3) 20	(3) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	70	50
砂川市	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(8) 7	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(10) 20	(6) 20	(5) 10	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	100	70
赤平市	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(8) 7	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(8) 20	(5) 20	(4) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	70	80	60
滝川市	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(8) 7	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(10) 20	(6) 20	(5) 10	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	100	70
芦別市	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(8) 7	(6) 6	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(7) 20	(3) 20	(3) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	70	50
新十津川町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(8) 7	(7) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(8) 20	(7) 20	(5) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	110	80
雨竜町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(8) 7	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(10) 20	(6) 20	(5) 10	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	100	70
深川市	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(8) 7	(6) 7	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(7) 20	(7) 10	(5) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	60	80	60
姉背牛町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(8) 7	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(9) 20	(7) 20	(5) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	70	90	70
秩父別町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(8) 7	(6) 7	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(7) 20	(7) 10	(5) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	60	80	60
北竜町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 10	(8) 20	(8) 20	(5) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	50	100	120	100
沼田町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(8) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(8) 20	(8) 20	(5) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	100	80

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月	12月	1月	2月	3月
		(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深
小樽市	5cm以上10cm未満	(2) 6	(7) 7	(9) 6	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(4) 10	(4) 20	(3) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	80	60
赤井川村	5cm以上10cm未満	(2) 8	(9) 7	(9) 7	(6) 7	(5) 6
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(8) 20	(8) 20	(7) 20	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	110	90
余市町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(9) 7	(10) 7	(6) 6	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(8) 10	(6) 10	(8) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	80	60
仁木町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(8) 7	(6) 6	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(8) 20	(7) 20	(7) 20	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	30	80	100	80
積丹町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(7) 7	(6) 6	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(5) 10	(4) 20	(5) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	30
神恵内村	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(6) 6	(6) 6	(1) 6
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(3) 10	(3) 20	(3) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	50	20
泊村	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(6) 6	(6) 6	(1) 6
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(3) 10	(3) 20	(3) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	70	80	60
共和町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(6) 6	(6) 6	(1) 6
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(3) 10	(3) 20	(3) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	50	20
岩内町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(2) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 10	(5) 20	(5) 20	(5) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	30	70	90	50
古平町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(8) 7	(6) 6	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(6) 10	(5) 20	(6) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	70	40

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月	12月	1月	2月	3月
		(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深
蘭越町	5cm以上10cm未満	(2) 6	(7) 7	(8) 7	(5) 7	(2) 6
	10cm以上30cm以下	(3) 10	(7) 20	(6) 20	(6) 10	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	90	120	80
寿都町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 8	(7) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(8) 20	(7) 20	(5) 20	(7) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	110	100

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月	12月	1月	2月	3月
		(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深
黒松内町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(7) 7	(7) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 10	(8) 20	(7) 20	(6) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	40	90	130	110
島牧村	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(7) 7	(7) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(5) 20	(5) 10	(5) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	80	50
ニセコ町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 7	(6) 7	(4) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(9) 20	(7) 20	(6) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	120	90
倶知安町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 7	(5) 6	(4) 6
	10cm以上30cm以下	(4) 20	(13) 20	(10) 20	(9) 20	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	60	120	160	130
京極町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 7	(5) 7	(4) 6
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(9) 20	(8) 20	(6) 20	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	90	120	100
喜茂別町	5cm以上10cm未満	(2) 6	(6) 7	(7) 7	(6) 7	(2) 6
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(9) 20	(7) 20	(5) 20	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	100	120	100
留寿都村	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 7	(7) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(8) 20	(7) 20	(5) 20	(3) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	110	100
真狩村	5cm以上10cm未満	(2) 7	(5) 7	(7) 7	(7) 7	(5) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(8) 20	(6) 20	(4) 20	(3) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	30	70	100	90

(cm)

市町村名	除雪区分	11月	12月	1月	2月	3月
		(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深
函館市	5cm以上10cm未満	(1) 9	(6) 7	(4) 7	(4) 7	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(2) 10	(3) 20	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30	10
北斗市	5cm以上10cm未満	(1) 7	(6) 7	(5) 7	(5) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(3) 10	(4) 20	(3) 20	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	20
木古内町	5cm以上10cm未満	(2) 6	(7) 7	(6) 7	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(5) 10	(5) 10	(4) 10	(-) -
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	80	40

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
知内町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(5) 7	(7) 7	(5) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(6) 10	(7) 20	(6) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	70	100	80
福島町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(5) 7	(7) 7	(5) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(6) 10	(7) 20	(6) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	70	100	80
松前町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(5) 7	(7) 7	(5) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(6) 10	(7) 20	(6) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	70	100	80
上ノ国町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(5) 7	(6) 7	(5) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(4) 10	(5) 10	(4) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	70	40

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
江差町	5cm以上10cm未満	(-) -	(3) 6	(4) 6	(3) 7	(-) -
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(2) 10	(1) 20	(-) -
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	-	10	20	-
厚沢部町	5cm以上10cm未満	(2) 6	(7) 7	(6) 7	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(5) 10	(5) 10	(4) 10	(-) -
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	80	40
乙部町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(6) 7	(6) 7	(5) 7	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(4) 10	(4) 10	(3) 20	(-) -
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	20
八雲町	5cm以上10cm未満	(2) 8	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(1) 6
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(5) 20	(4) 20	(4) 20	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	50	20
せたな町	5cm以上10cm未満	(2) 8	(7) 7	(7) 7	(7) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(5) 20	(4) 20	(5) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	70	30
長万部町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 7	(8) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(5) 10	(4) 10	(6) 10	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	60	30
今金町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(7) 6	(7) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(5) 10	(4) 10	(5) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	70	30

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
森町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(5) 7	(5) 6	(5) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(2) 10	(4) 20	(3) 20	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	20

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
鹿部町	5cm以上10cm未満	(1) 8	(5) 7	(4) 6	(4) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(3) 2	(3) 20	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	20
七飯町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(4) 6	(4) 6	(3) 6	(2) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(3) 10	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	20
奥尻町	5cm以上10cm未満	(2) 8	(7) 7	(7) 7	(7) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(5) 20	(4) 20	(5) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	70	30

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
えりも町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 7	(2) 7	(2) 8	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(3) 20	(3) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 50	(-) -	(1) 50
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	60	40
様似町	5cm以上10cm未満	(-) -	(2) 7	(3) 7	(3) 7	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(3) 20	(2) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 50	(-) -	(1) 60
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	30
浦河町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(3) 6	(4) 7	(3) 7	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(2) 10	(2) 20	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	20	10
新ひだか町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 6	(2) 7	(2) 6	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(-) -	(1) 20	(1) 10	(-) -
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	-	10	10	-
新冠町	5cm以上10cm未満	(1) 5	(2) 6	(3) 7	(3) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 20	(2) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	30
日高町	5cm以上10cm未満	(1) 5	(4) 6	(5) 7	(4) 7	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(2) 20	(3) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	60	40

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月	12月	1月	2月	3月
		(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深
平取町	5cm以上10cm未満	(1) 6	(2) 7	(3) 6	(3) 6	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(2) 20	(2) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	40	20
むかわ町	5cm以上10cm未満	(1) 8	(4) 6	(6) 7	(6) 6	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(3) 20	(3) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	20
厚真町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(3) 7	(5) 7	(4) 7	(2) 6
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(3) 20	(4) 20	(4) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	60	40
苫小牧市	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 7	(1) 7	(1) 7	(1) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(-) -	(2) 20	(1) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	-	10	20	10
白老町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 7	(4) 7	(3) 7	(2) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(-) -	(1) 10	(1) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	-	10	10	10
室蘭市	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 6	(2) 7	(2) 6	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(-) -	(1) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	-	10	20	10
登別市	5cm以上10cm未満	(1) 6	(3) 7	(5) 7	(6) 6	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(3) 20	(3) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	60	50
伊達市	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(6) 7	(8) 7	(6) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(7) 10	(6) 20	(4) 10	(3) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	60	90	90
洞爺湖町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(5) 7	(6) 7	(8) 7	(7) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(7) 10	(6) 20	(4) 10	(3) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	50	80	80

(cm)

市町村名	除雪区分	11月	12月	1月	2月	3月
		(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深
豊浦町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(4) 7	(6) 7	(7) 7	(7) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(6) 10	(5) 20	(3) 10	(3) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	70	70
壮瞥町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(3) 7	(5) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(3) 10	(3) 20	(3) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	50
安平町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(4) 6	(6) 7	(6) 6	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(3) 20	(3) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	20

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
中川町	5cm以上10cm未満	(3) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(11) 20	(8) 20	(5) 10	(3) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	60	100	130	110
音威子府村	5cm以上10cm未満	(3) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(5) 7
	10cm以上30cm以下	(5) 20	(15) 20	(10) 20	(7) 10	(4) 10
	31cm以上	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	80	130	170	140
美深町	5cm以上10cm未満	(4) 7	(8) 7	(9) 7	(5) 6	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(10) 20	(5) 20	(4) 10	(3) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	50	90	110	90
名寄市	5cm以上10cm未満	(4) 7	(9) 7	(9) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(4) 20	(7) 10	(6) 20	(3) 20	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	70	90	70
下川町	5cm以上10cm未満	(3) 7	(8) 7	(7) 7	(6) 7	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(3) 20	(2) 20	(1) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	40	70	90	100
士別市	5cm以上10cm未満	(3) 7	(7) 7	(7) 7	(5) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(4) 20	(7) 20	(5) 20	(4) 20	(3) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	100	80

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
剣淵町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(4) 20	(7) 20	(4) 10	(4) 20	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	30	60	80	60
和寒町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(4) 20	(7) 20	(4) 10	(4) 20	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	30	60	80	60
比布町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(7) 20	(4) 10	(4) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	30	60	70	60
愛別町	5cm以上10cm未満	(4) 8	(7) 7	(7) 7	(5) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(4) 20	(8) 20	(5) 20	(5) 20	(4) 20
	31cm以上	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	90	80
上川町	5cm以上10cm未満	(4) 8	(7) 7	(7) 7	(5) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(4) 20	(8) 20	(5) 20	(5) 20	(4) 20
	31cm以上	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	90	80

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
鷹栖町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(7) 20	(4) 10	(4) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	30	60	70	60
当麻町	5cm以上10cm未満	(4) 8	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(7) 20	(4) 20	(4) 20	(3) 20
	31cm以上	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	30	70	80	70
旭川市	5cm以上10cm未満	(3) 7	(7) 7	(6) 7	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(6) 20	(3) 10	(3) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	50
東川町	5cm以上10cm未満	(3) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(7) 20	(4) 10	(4) 10	(3) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	50	60	50
東神楽町	5cm以上10cm未満	(2) 6	(6) 7	(6) 7	(4) 7	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 10	(4) 10	(2) 10	(3) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	30	40	30
美瑛町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(10) 6	(9) 6	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(8) 10	(4) 10	(4) 10	(3) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	50

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
上富良野町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 6	(7) 7	(6) 7	(3) 4
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(4) 10	(3) 10	(2) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	50	40
中富良野町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(8) 7	(9) 7	(7) 6	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(6) 20	(3) 10	(3) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	50
富良野市	5cm以上10cm未満	(3) 8	(7) 7	(8) 7	(7) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(3) 20	(3) 10	(2) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	20	50	60	50
南富良野町	5cm以上10cm未満	(3) 7	(6) 6	(7) 7	(6) 6	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(4) 10	(3) 10	(2) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	50	40
占冠村	5cm以上10cm未満	(3) 6	(7) 7	(5) 7	(5) 7	(4) 6
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(3) 10	(4) 10	(4) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	70	60

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
幌加内町	5cm以上10cm未満	(4) 8	(6) 7	(7) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(6) 20	(15) 20	(11) 20	(8) 20	(4) 20
	31cm以上	(1) 40	(1) 40	(-) -	(1) 40	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	20	110	160	200	180

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
天塩町	5cm以上10cm未満	(1) 6	(6) 7	(6) 7	(6) 6	(5) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(6) 20	(7) 20	(2) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	60	70	50
遠別町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 7	(7) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(8) 20	(8) 20	(4) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	50	80	100	80
初山別村	5cm以上10cm未満	(2) 7	(5) 7	(8) 7	(9) 7	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(5) 20	(7) 10	(4) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	50	20
羽幌町(焼尻・天売含む)	5cm以上10cm未満	(-) -	(7) 6	(7) 6	(5) 6	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(5) 20	(5) 10	(3) 10	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	60	80	50
苫前町	5cm以上10cm未満	(1) 6	(7) 7	(6) 6	(7) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(6) 20	(7) 20	(4) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	70	90	60

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
小平町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(7) 20	(9) 20	(8) 20	(6) 20	(3) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	60	100	120	110
留萌市	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 10	(8) 20	(8) 20	(5) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	50	100	120	100
増毛町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(7) 7	(8) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(7) 20	(8) 20	(5) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	50	100	120	100

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
稚内市	5cm以上10cm未満	(1) 8	(7) 7	(6) 7	(5) 6	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 10	(5) 10	(5) 20	(3) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	40
豊富町	5cm以上10cm未満	(2) 8	(6) 7	(8) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(6) 20	(5) 10	(3) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	40
猿払村	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(8) 7	(8) 7	(4) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(6) 10	(5) 10	(4) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	50	30
浜頓別町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 7	(6) 7	(4) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(8) 20	(6) 20	(3) 10	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	40	70	90	70
中頓別町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 6	(5) 7	(4) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(10) 20	(6) 20	(3) 10	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	50	80	110	90
枝幸町	5cm以上10cm未満	(3) 8	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(3) 20	(7) 20	(6) 20	(3) 20	(3) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	10	40	80	110	90
幌延町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(6) 7	(7) 7	(6) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(2) 20	(7) 20	(6) 20	(3) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	30	70	80	70
礼文町	5cm以上10cm未満	(1) 8	(7) 7	(6) 7	(5) 6	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 10	(5) 10	(5) 20	(3) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	40

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
利尻町	5cm以上10cm未満	(1) 8	(7) 7	(6) 7	(5) 6	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 10	(5) 10	(5) 20	(3) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	40
利尻富士町	5cm以上10cm未満	(1) 8	(7) 7	(6) 7	(5) 6	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(2) 10	(5) 10	(5) 20	(3) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	50	60	40

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
網走市	5cm以上10cm未満	(1) 6	(3) 6	(4) 6	(4) 6	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(2) 20	(1) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	30
大空町	5cm以上10cm未満	(1) 8	(2) 7	(4) 7	(2) 7	(2) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 10	(1) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	30
美幌町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(2) 7	(4) 7	(3) 7	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	40
津別町	5cm以上10cm未満	(-) -	(2) 7	(2) 7	(2) 6	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(2) 20	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	40
北見市	5cm以上10cm未満	(1) 7	(3) 6	(4) 7	(3) 7	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(1) 20	(3) 20	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	40	30

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
小清水町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(3) 7	(5) 7	(4) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	40
清里町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(3) 7	(5) 7	(3) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	50
置戸町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(2) 6	(3) 7	(2) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(1) 20	(2) 20	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	40	30
訓子府町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(2) 6	(3) 7	(2) 6	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 20	(1) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	40	30
佐呂間町	5cm以上10cm未満	(1) 8	(4) 7	(4) 7	(4) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(4) 20	(2) 10	(3) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	60	60
湧別町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(4) 7	(4) 7	(4) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(2) 10	(3) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	60	50

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
遠軽町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(4) 7	(4) 7	(3) 7	(4) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(3) 20	(2) 20	(2) 10	(3) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 50	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	60	50
紋別市	5cm以上10cm未満	(1) 7	(5) 7	(4) 7	(4) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(4) 20	(3) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	60	50

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
滝上町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(4) 7	(4) 6	(2) 6	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(2) 20	(2) 10	(3) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 50	(-) -	(1) 40
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	60	40
興部町	5cm以上10cm未満	(2) 7	(5) 7	(5) 6	(3) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(2) 20	(3) 20	(3) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 50	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	60	50
西興部町	5cm以上10cm未満	(3) 6	(5) 7	(6) 6	(3) 6	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(2) 20	(2) 10	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	70	60
雄武町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(4) 6	(6) 6	(4) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(2) 20	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	50	30
斜里町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(6) 7	(6) 6	(5) 7	(3) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(3) 20	(3) 20	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	40	50	50

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
帯広市	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 7	(2) 7	(1) 8	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 20	(2) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 50
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	40
芽室町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 6	(2) 6	(1) 6	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 20	(2) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	30
幕別町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 7	(2) 6	(1) 7	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(2) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 50
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	60	50

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
中札内村	5cm以上10cm未満	(1) 5	(2) 6	(5) 6	(3) 7	(2) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(3) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(1) 50
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	60	50
音更町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 7	(2) 7	(1) 7	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 20	(2) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 50
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	40

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
池田町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 6	(2) 7	(1) 7	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(2) 20	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 40
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30	20
士幌町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(2) 6	(2) 7	(2) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(1) 20	(2) 10	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	30	40	30
鹿追町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(1) 6	(2) 7	(2) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 10	(2) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	30
新得町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(1) 5	(2) 7	(3) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(3) 10	(1) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	30
清水町	5cm以上10cm未満	(1) 6	(3) 6	(4) 7	(4) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 10	(3) 20	(2) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	40	50	40
足寄町	5cm以上10cm未満	(-) -	(2) 7	(2) 7	(2) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 20	(1) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	40	30
本別町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 6	(1) 7	(1) 7	(1) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(1) 10	(1) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30	20
陸別町	5cm以上10cm未満	(1) 6	(2) 6	(3) 7	(3) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(2) 20	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	40	30
大樹町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 6	(2) 5	(1) 6	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(4) 20	(2) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 50
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	60	50

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月	12月	1月	2月	3月
		(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深
更別村	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 6	(3) 6	(2) 7	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(2) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 50
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	60	50
浦幌町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 6	(2) 7	(1) 6	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(2) 20	(2) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 40
	着工時除雪(平均積雪深)	-	-	20	30	10
豊頃町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 6	(2) 6	(1) 6	(1) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 20	(2) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 50
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	30

(cm)

市町村名	除雪区分	11月	12月	1月	2月	3月
		(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深
広尾町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 7	(2) 7	(3) 6	(1) 8
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(3) 20	(2) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(1) 60
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	40
上士幌町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(2) 6	(3) 7	(2) 7	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(1) 20	(2) 10	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	20	30	50	40

(cm)

市町村名	除雪区分	11月	12月	1月	2月	3月
		(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深	(回数)降雪深
釧路市	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 7	(2) 7	(2) 7	(1) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(2) 20	(1) 10	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	40	30
釧路町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 7	(2) 7	(2) 7	(1) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(2) 20	(1) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30	20
白糠町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 7	(2) 6	(2) 7	(1) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 20	(1) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30	20
厚岸町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 8	(2) 7	(2) 6	(2) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 10	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	40	30
浜中町	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 8	(3) 7	(2) 7	(2) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 10	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	40	30

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
鶴居村	5cm以上10cm未満	(-) -	(2) 7	(2) 7	(1) 7	(1) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(-) -	(2) 20	(-) -	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30	20
標茶町	5cm以上10cm未満	(-) -	(2) 6	(2) 7	(1) 7	(1) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(1) 20	(1) 20	(1) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	10	20	10

(cm)

市町村名	除雪区分	11月 (回数)降雪深	12月 (回数)降雪深	1月 (回数)降雪深	2月 (回数)降雪深	3月 (回数)降雪深
別海町	5cm以上10cm未満	(-) -	(2) 7	(3) 6	(2) 8	(1) 5
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 10	(2) 20	(1) 20	(2) 10
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	40	40
中標津町	5cm以上10cm未満	(-) -	(2) 7	(4) 7	(2) 7	(2) 8
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(3) 20	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	50
標津町	5cm以上10cm未満	(1) 7	(2) 7	(4) 7	(2) 7	(2) 8
	10cm以上30cm以下	(1) 20	(1) 20	(3) 20	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	50
羅臼町	5cm以上10cm未満	(1) 6	(7) 7	(9) 7	(4) 7	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(1) 10	(3) 20	(4) 10	(3) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(1) 40	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	50	60	60
弟子屈町	5cm以上10cm未満	(1) 6	(1) 7	(4) 7	(3) 6	(3) 6
	10cm以上30cm以下	(-) -	(2) 20	(3) 10	(2) 20	(2) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	30	50	50
根室市	5cm以上10cm未満	(-) -	(1) 8	(3) 7	(2) 6	(2) 7
	10cm以上30cm以下	(-) -	(1) 20	(2) 10	(2) 10	(1) 20
	31cm以上	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	着工時除雪(平均積雪深)	-	10	20	30	20

※市町村合併のため、一部旧市町村名で掲載されているものも含む。

凡例

市町村名	除雪区分	12月 (回数)降雪深
札幌市	5cm以上10cm未満	(8) 8
	10cm以上30cm以下	(2) 30
	31cm以上	(1) 50
	着工時除雪(平均積雪深)	20

12月に平均降雪深8cmの雪が8回降ることを表す。

(8) : 12月の降雪回数を表す。8回

8 : 12月の平均降雪深を表す。8cm

平均積雪深を表す。20cm

08-03 人口集中地区市町村

平成22年国勢調査における、人口密度が1km²当たり4,000人以上となる市町村は、次のとおりである。

札幌市 中央区 北区 東区 白石区 豊平区 南区 西区 厚別区 手稲区 清田区
函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 岩見沢市 網走市 留萌市
苫小牧市 稚内市 美唄市 芦別市 江別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市
根室市 千歳市 滝川市 砂川市 深川市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市
石狩市 北斗市 当別町 七飯町 森町 八雲町 江差町 倶知安町 岩内町 余市町
栗山町 美瑛町 上富良野町 羽幌町 美幌町 斜里町 遠軽町 白老町 新ひだか町
浦河町 音更町 芽室町 広尾町 幕別町 釧路町 厚岸町 中標津町

09-01 (参考歩掛) 掻均し歩掛

1 人力掻均し歩掛

(10m²当たり)

土質	職種	単位	数量
砂質土、礫質土	山林砂防工	人	0.39~0.51

- 備考1 切盛0.3m未満の連続する平坦箇所に適用する。
 2 特別の場合30%以内の増減をすることができる。
 3 火山灰等の場合は、本表の90%とする。
 4 特別の場合は、材料置場の整地に適用してよい。
 5 運搬路の単位はmとする。

2 ブルドーザ掻均し歩掛

(10m²当たり)

土質	機種	作業工程	普通作業員	摘要
砂・砂質土	11t級	0.26 hr	0.51 人	
粘性土・礫質土		0.32 "	0.56 "	
岩塊・玉石・軟岩(I)A		0.47 "	0.62 "	

備考 補助労力(普通作業員)の作業内容は、切取り法面仕上げ、盛土仕上げ(緑化含まず)の各作業である。

09-02 (参考歩掛) 養生水運搬

1 養生水(8tトラック)運搬歩掛

施工地に養生水がなく運搬による場合は、次表を付加して積算する。

(10t当たり)

名称	規格	単位	数量	摘要
普通作業員		人	0.13	採水
吸水ポンプ	口径50mm	日	0.13	採水用ポンプ
トラック運転	8t車	t	10.00	自家用

- 備考1 採水用ポンプは、口径50mm・吸水ポンプ(3.0ps)を採用する。
 2 トラック運搬は8t普通自家用とする。
 3 トラック1台当たり積載量は、6.8tとする。
 (ドラム34本×200L=6.8t)
 4 運搬費の算出は、下記による。

2 運転時間

$$T=2L/30+1.07$$

3 運搬費(1t当たり)

時間当たり運転経費×T/6.8t
 $T=$ 運搬時間(小数第2位四捨五入1位止め)
 $L=$ 片道運搬距離

4 養生水の必要量は下表による。

(コンクリート10m³当たり)

区分	単位	養生水数量
一般のコンクリート	t	2.00
小型構造物	t	3.40

5 その他

散水用の送水が必要な場合は加算する。

09-03 (参考歩掛)ポリ集水桝据付歩掛

(1個当たり)

名称	作業種	単位	径20cm用	径30cm用	径40cm用
普通作業員	組立据付	人	0.02	0.04	0.05
	取付け	〃	0.01	0.02	0.04
	計	〃	0.03	0.06	0.09
ポリ集水桝		個	1	1	1

備考 本歩掛は、小運搬、組立を含み、床掘に呑口の管底以下の部分を含む。

09-04 (参考歩掛)かご工

1 大型ふとんかご工 (人力施工)

(1本当たり)

網目 (cm)	高さ (cm)	幅 (cm)	長さ (cm)	詰石 (m ³)	普通作業員(人)		
					組立据付	詰石手間	計
13	100	200	2	3.80	0.22	1.14	1.36
			3	5.70	0.33	1.71	2.04

備考1 詰石量は、かご容積の95%で算出している。

2 本歩掛は、組立、据付、詰石及び距離30m程度までの小運搬を含む。

3 本歩掛は、床拵え、埋戻しを含む。ただし、かご代、床掘は別途計上する。

4 吸出防止材が必要な場合は、別途計上する。

5 大型ふとんかごの撤去歩掛は、施工歩掛の労務費及び機械運転経費の50%とする。

2 大型二重ふとんかご工 (人力施工)

(1本当たり)

網目 (cm)	高さ (cm)	幅 (cm)	長さ (cm)	詰石量 (m ³)	普通作業員(人)			内張ネット 幅1.25m(m)
					組立据付	詰石手間	計	
13	100	200	2	4.00	0.22	1.14	1.36	8.00
			3	6.00	0.33	1.71	2.04	10.00

備考1 本歩掛は、内かごとしてネットを使用する歩掛である。

2 詰石量は、かご容積の100%で算出している。

3 床拵えは、10m²当たり0.2人を別途計上する。ただし、床掘部分は見込まない。

4 詰石の採取、21m以上の運搬費、かご代、床掘は別途計上する。

5 大型二重ふとんかごの撤去歩掛は、施工歩掛の労務費及び機械運転経費の50%とする。

09-05 (参考歩掛)柳挿し穂採取、挿し木作業歩掛

(100本当たり)

区分	単位	挿し穂採取	挿し木	計
現地採取	人/100本	0.05	0.07	0.12
帯梢	〃	0.04	0.07	0.11

備考1 柳挿し穂は、現地採取を標準とする。

2 挿し穂採取作業は、普通作業員とし、挿し木作業は現地の実態による。

3 柳帯梢1束当たりからの挿し穂採取本数は300本を標準とする。

4 挿し穂の長さは20cmを標準とする。

5 挿し木作業は1日当たり1,500本を標準とする。(100/1,500=0.07)

09-06 (参考歩掛)土留柵工

1 土留柵工(I型)(杭木+合成ネット)

(100m当たり)

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
杭木	カラマツ材 末口径9cm以上長さ1.5m	m ³ (本)	1.60 (133.00)	杭間隔0.75m
合成ネット	引張強度6,870N/m	m ²	55.00	重ね合わせ率10%
U字釘	ステーブル#12(2.6mm×32mm)	kg	1.20	
結束鉄線	#8亜鉛引鉄線	//	35.50	上中下3本張り
山林砂防工		人	12.39	杭打、U字釘打等

備考 斜面整地、階段切付け等は、別途計上する。

2 土留柵工(II型)(鋼管杭+合成ネット)

(100m当たり)

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
鋼管杭	径486mm長さ1.5mキャップ付	本	133.00	杭間隔0.75m
合成ネット	引張強度6,870N/m	m ²	55.00	重ね合わせ率10%
結束鉄線	#8亜鉛引鉄線	kg	35.50	上中下3本張り
結束鉄線	#12亜鉛引鉄線	//	8.30	ネット結束
山林砂防工		人	5.99	杭打、ネット結束等

備考1 斜面整地、階段切付け等は、別途計上する。

2 空気圧縮機、さく孔を別途計上する。

3 土留柵工(III型)(鋼管杭+丸太)

(100m当たり)

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
鋼管杭	径486mm長さ1.5mキャップ付	本	133.00	杭間隔0.75m
横木	カラマツ材 末口径10cm以上長さ3.0m	m ³ (本)	4.01 (167.00)	5段
結束鉄線	#10なまし鉄線	kg	50.30	横丸太結束用
山林砂防工		人	7.32	杭打、横丸太結束等

備考 2に同じ。

4 土留柵工さく孔

名称	規格	単位	数量			摘要
			軟岩(I)A	軟岩(I)B	軟岩(II)	
空気圧縮機 運転経費	可搬スクリュー 2.5~3.7m ³ /min	日	2.50	3.00	3.20	
レッグハン マー賃料	30kg級	日	2.50	3.00	3.20	
さく岩工		人	2.53	3.02	3.17	
山林砂防工		//	2.53	3.02	3.17	
諸雑費		%	2.00	2.00	2.00	計の2%

備考1 さく孔深1.0mの場合である。

2 さく孔本数133本/100m

3 空気圧縮機は賃料とし、運転日時間5.0時間とする。

4 諸雑費は労務費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

09-07 (参考歩掛)標示板設置工

1 標示板の種類と規格

(1) 標識-1 (仮設)

標示板規格 A板910×1,820×5.5 3枚1セット



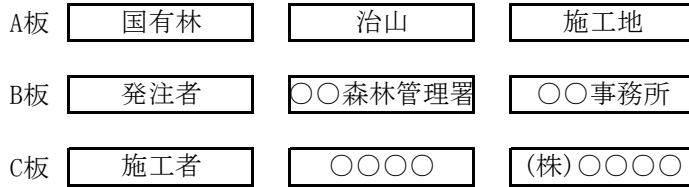
(2) 標識-2 (仮設)

標示板規格 A板910×1,820×5.5 計6枚1セット
B板455×1,820×5.5



(3) 標識-3 (仮設)

標示板規格 A板910×1,820×5.5 計9枚1セット
B板455×1,820×5.5
C板455×1,820×5.5

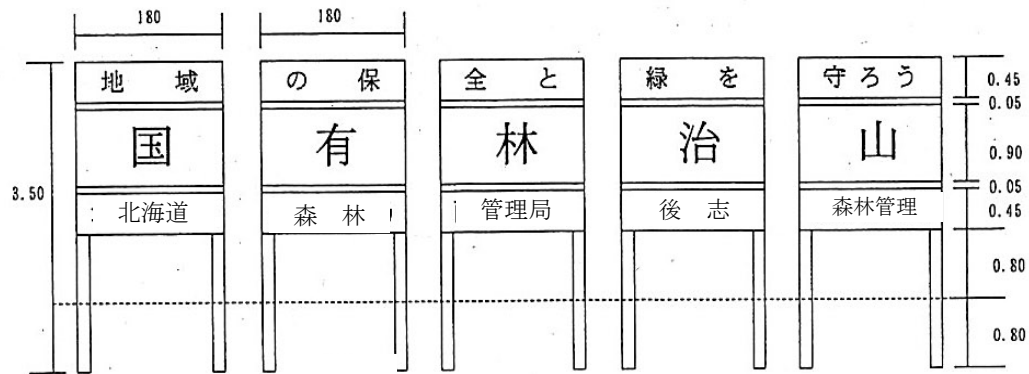


(4) 標識-4 (仮設)

1枚当たり標示板規格 182cm×182cm(2枚結合蝶番止め)(10文字)



(5) 標識-5 (直接費)



2 標示板設置歩掛表 (鋼パイプ(単管)使用)

(1) 標識-1 標準型標示板

(1セット当たり)

標示板規格	A板910×1,820×5.5 3枚1セット			
名称	規格・寸法	単位	数量	摘要
標示板	化粧合板	セット	1.00	3回使用
支柱損料	鋼パイプφ48.6×3,500	本	6.00	
控鉄線	＃8	kg	4.70	1箇所4m使用12箇所4×12/10.13m/kg=4.7kg
アンカー杭	カラマツφ7 L=100	本	12.00	全損
損料小計				上記には、「連結パイプ・直交クランプ・合板
普通作業員		人	3.07	取付金具・連結金具・根かせ」を含む。
計				積上準備費に計上

(2) 標識-2 標準型標示板

(1セット当たり)

標示板規格	A板910×1,820×5.5 3枚 B板455×1,820×5.5 3枚 計6枚1セット			
名称	規格・寸法	単位	数量	摘要
標示板	化粧合板	セット	1.00	3回使用
支柱損料	鋼パイプ径48.6×3,500	本	6.00	
控鉄線	＃8	kg	4.70	1箇所4m使用12箇所4×12/10.13m/kg=4.7kg
アンカー杭	カラマツφ7 L=100	本	12.00	全損
損料小計				上記には、「連結パイプ・直交クランプ・合板
普通作業員		人	3.67	取付金具・連結金具・根かせ」を含む。
計				積上準備費に計上

(3) 標識-3 標準型標示板

(1セット当たり)

標示板規格	A板910×1,820×5.5 3枚 B板455×1,820×5.5 3枚 C板455×1,820×5.5 3枚 計9枚1セット			
名称	規格・寸法	単位	数量	摘要
標示板	化粧合板	セット	1.00	3回使用
支柱損料	鋼パイプ径48.6×3,500	本	6.00	
控鉄線	＃8	kg	4.70	1箇所4m使用12箇所4×12/10.13m/kg=4.7kg
アンカー杭	カラマツφ7 L=100	本	12.00	全損
損料小計				上記には、「連結パイプ・直交クランプ・合板
普通作業員		人	4.27	取付金具・連結金具・根かせ」を含む。
計				積上準備費に計上

(4) 標識-4 特大型標示板

(1セット当たり)

標示板規格	A板182cm×182cm(2枚結合蝶番止め)			
名称	規格・寸法	単位	数量	摘要
標示板	化粧合板910×180×5.5	セット	1.00	3回使用
支柱損料	鋼パイプ径48.6×3,500	本	20.00	
控鉄線	＃8	kg	8.70	1箇所4m使用22箇所4×22/10.13m/kg=8.69kg
アンカー杭	カラマツφ7 L=100	本	22.00	全損
損料小計				上記には、「止め金・根かせ」を含む。
普通作業員		人	8.21	
計				積上準備費に計上

(5) 標識-5 恒久標示板

(1セット当たり)

標示板規格	鉄板メラニン加工			
名称	規格・寸法	単位	数量	摘要
標示板	標準型	組	5.00	A板・B板・C板各1枚、支柱2本、 控え支柱、根かせ、取付金具含む。
普通作業員	設置	人	5.10	小運搬含む。
計				積上準備費に計上

3 標示板設置歩掛表（皮むき丸太使用）

(1) 標識-1 標準型標示板

(1セット当たり)

標示板規格	A板910×1,820×5.5 3枚 B板455×1,820×5.5 3枚 計6枚1セット			
名称	規格・寸法	単位	数量	摘要
標示板	化粧合板	セット	1.00	3回使用 単価/3
支柱丸太	φ12cm L=3.5m	本	6.00	皮むき丸太・一面太鼓落とし
控丸太	φ12cm L=3.0m	〃	6.00	皮むき丸太・一端切太鼓落とし
控杭	φ10cm L=1.2m	〃	6.00	皮むき杭
結束鉄線		kg	7.60	2.0m×6箇所×0.631kg
備付ボルト	ナット・座金含む	〃	19.80	0.55kg/本×36本
〃	〃	〃	3.66	0.61kg/本×6本
礫質土床掘	バックホウ0.13m ³ 級	h	1.20	
礫質土埋戻し	〃	〃	1.20	
普通作業員		人	5.46	
計				積上準備費に計上

(2) 標識-2 標準型標示板

(1セット当たり)

標示板規格	A板910×1,820×5.5 3枚 B板455×1,820×5.5 3枚 C板455×1,820×5.5 3枚 計9枚1セット			
名称	規格・寸法	単位	数量	摘要
標示板	化粧合板	セット	1.00	3回使用 単価/3
支柱丸太	φ12cm L=3.5m	本	6.00	皮むき丸太・一面太鼓落とし
控丸太	φ12cm L=3.0m	〃	6.00	皮むき丸太・一端切太鼓落とし
控杭	φ10cm L=1.2m	〃	6.00	皮むき杭
結束鉄線		kg	7.60	2.0m×6箇所×0.631kg
備付ボルト	ナット・座金含む	〃	19.80	0.55kg/本×36本
〃	〃	〃	3.66	0.61kg/本×6本
礫質土床掘	バックホウ0.13m ³ 級	h	1.20	
礫質土埋戻し	〃	〃	1.20	
普通作業員		人	6.36	
計				積上準備費に計上

10 市場単価

山林砂防工を適用する箇所には適用しない。

なお、地理的条件により、地元市町村役場（支所等を含む。）から現場までの片道に1時間を超える場合は、10%の割増補正を行うことができるものとする。

（参考：土木施工単価'21-4）

一般事項

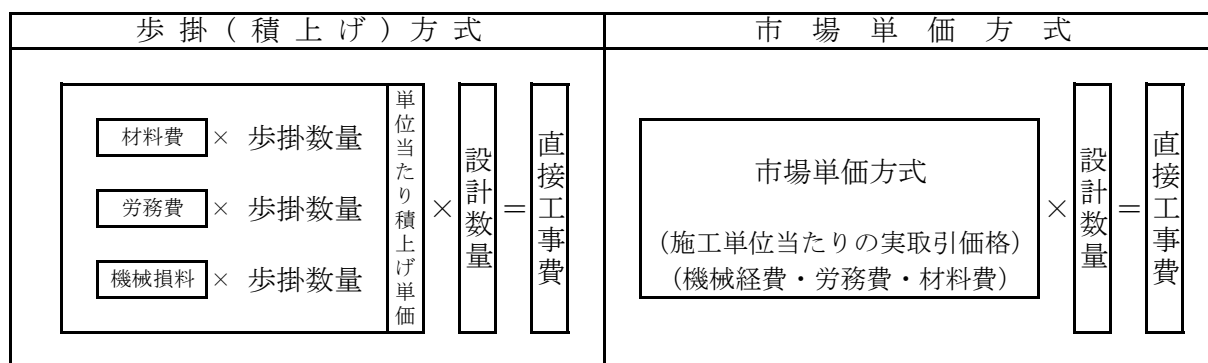
(1) 市場単価とは

市場単価とは、材料費・労務費・機械経費を含む施工単位当りの市場での取引価格（元請け⇔下請け管）のこと。

(2) 歩掛（積上げ）方式と市場単価方式

従来の歩掛（積上げ）方式の積算は、必要な資材、労働力、建設機械などを順次積み上げ、施工単位当たりの単価を算出し、それに数量を掛け直接工事費を積算した。

これに対し、市場単価方式では、施工単位当たりの取引価格（機械経費・労務費・材料費）（＝市場単価）に数量を掛け直接工事費を積算する。



10-01 鉄筋工

1 適用範囲

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用およびコンクリート橋（PCコンポ橋、PC合成桁橋）用床版（PC床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、および差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。
- (2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上D51（φ51）以下とする。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 表1.1に示す工種。
- (2) ダム本体工事における鉄筋工。
- (3) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。
- (4) 25t吊以下のトラッククレーンおよびラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。
- (5) その他、規格・仕様等が適合しない場合。

表1.1

<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 ・コンクリート舗装工 ・道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ・ポストテンション桁製作 ・PC橋架設工 ・ポストテンション場所打ホロースラブ橋 ・ポストテンション場所打箱桁橋 ・伸縮装置工 ・コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 ・その他（特に加工・組立が困難な構造物）
--

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線部分である。

工種	市場単価			荷 卸 し	→	小 運 搬	→	加 工	→	小 運 搬	→	組 立
	機	労	材									
鉄筋工	○	○	×									

(注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。

場所打杭用かご筋は、補強材およびスペーサに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材およびスペーサの材料費を含まない。また25t吊以外のトラッククレーンおよびラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。

2. ガス圧接費および機械継手費は含まない。

3. 場所打杭用かご筋の場合、固定金具の材料費については別途計上すること。また、補強材およびスペーサの計上区分は次表による。

表2.1 場所打杭用かご筋の計上区分

区 分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用
補強材（補強リング）	鉄筋材料費に含む	材料費・加工費を別途計上
スペーサ	鉄筋材料費に含む	材料費を別途計上

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.2 規格・仕様区分

規格・仕様	適用基準	単位
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	

(注) 1. クレーン使用を標準とする。

- 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削孔内において組立てる場合に適用し、掘削孔内でかご状に組立てる場合については、「一般構造物」を適用する。
- 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材およびスペーサの重量は含めない。ただし、補強材およびスペーサに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材およびスペーサの重量を加算する。

2-3 加算率、補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.3

規格・仕様		記号	適用基準	
加算率	施工規模	S ₀	標準	全体数量
		S ₁	1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	

1) 補正係数1 (必要条件を選択)

補正係数1	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量	
	夜間作業	K ₂	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。		
	トンネル内作業	K ₃	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。		
	法面作業	K ₄	勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を複数で補正する。		
	太径鉄筋		K ₅	1単位当たり構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象構造物別数量
			K ₆	1単位当たり構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	
			K ₇	1単位当たり構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

- (注) 1. 太径鉄筋(D38以上D51以下)の割合が10%以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が10%未満の場合は、係数の補正は行わない。
- 太径鉄筋の補正係数は、1単位当たり構造物の単価を係数で補正する。
 - 太径鉄筋の補正は、以下の方法で計算する。

$$\text{太径鉄筋の割合} = \frac{1\text{単位当たり構造物の設計太径鉄筋質量}}{1\text{単位当たり構造物の設計鉄筋質量}}$$

2) 補正係数2 (1項目を選択)

補正係数2	切梁のある構造物	T ₁	切梁のある構造物、立杭、および深礎工の場合、単価を係数で補正する。(H ₁) < (H ₂) × 2	対象数量
	地下構造物	T ₂	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	
	橋梁用床版	T ₃	鋼橋用およびコンクリート橋 (PCコンボ橋、PC合成桁端) 用床版 (PC床版は除く) の場合、単価を係数で補正する。	
	RC場所打ホースラブ橋	T ₄	RC場所打ホースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	
	差筋および杭頭処理	T ₅	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.4

区 分		記号	1 工事当たりの全体数量
加算率	施工規模	S ₀	(10t以上) 0%
		S ₁	(10t未満) 15%

表2.5

1) 補正係数1 (必要条件を選択)

区 分		記号	一般構造物 場所打杭用かご筋	
補正係数1	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	
	夜間作業	K ₂	1.25	
	トンネル内作業	K ₃	1.10	
	法面作業	K ₄	1.15	
	太径鉄筋		K ₅	0.90
			K ₆	0.80
			K ₇	0.70

- (注) 1. 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は施工規模加算率のみを対象とする。
 2. 規格・仕様区分において場所打杭用かご筋を適用する場合、トンネル内作業の補正、法面作業の補正は行わない。
 3. トンネル内作業は、時間的制約を受ける場合の補正、夜間作業の補正は行わない。

2) 補正係数2 (1項目を選択)

区 分		記号	一般構造物
補正係数2	切梁のある構造物	T ₁	1.00
	地下構造物	T ₂	1.10
	橋梁用床版	T ₃	0.85
	RC場所打ホースラブ橋	T ₄	1.15
	差筋および杭頭処理	T ₅	0.95

- (注) 1. 項目の選択は、3. 適用にあたっての留意事項(10)のフロー図による。
 2. K₃、K₄を適用する場合は、補正係数2は適用しない。
 3. K₅、K₆、K₇を適用する場合は、T₃、T₄は適用しない。

2-4 直接工事費の算出

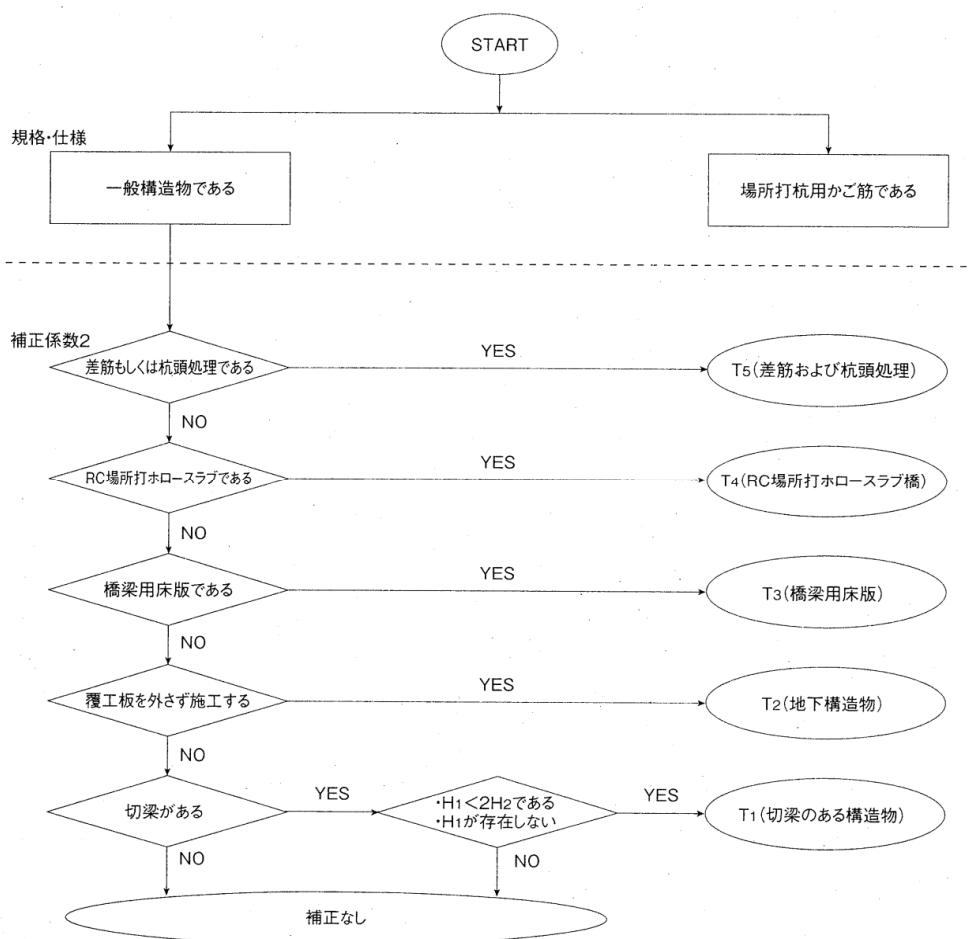
$$\text{直接工事費} = \text{設計単価}^{(\text{注1})} \times \text{設計数量} + \text{材料費}^{(\text{注2})}$$

$$(\text{注1}) \text{ 設計単価} = \text{標準の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 / 100) \times (K_1 \times K_2 \times \dots \times K_7) \times (T_1 \text{ or } T_2 \text{ or } \dots \text{ or } T_5)$$

(注2) 材料費の計上は次による。
 材料費 = 設計数量 × (1 + ロス分) × 鉄筋材料単価

3 適用にあたっての留意事項

- (1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし、市場単価の区分はしない。
- (2) 鉄筋強度、長さは問わない。
- (3) 鉄筋の継手は重ね継手を標準とし、機械継手の場合は、機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。また、ガス圧接の場合は市場単価鉄筋（ガス圧接）による。
また、ガス圧接の場合は市場単価鉄筋工（ガス圧接）による。
- (4) フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費、鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。
- (5) フレアー溶接を行う場合は、フレアー溶接費用を別途計上する。
- (6) 場所杭打用かご筋の場合、固定金具の材料費については別途計上すること。また、補強材およびスペーサは表2.1場所打杭用かご筋の計上区分による。
- (7) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。
- (8) 組立鋼材（形鋼）を必要とする場合は、組立鋼材（形鋼）の材料費・設置手間「クレーン等による組立鋼材（形鋼）設置、組立鋼材（形鋼）とライナープレートなどとの接合費用等」を別途計上する。
- (9) 1工事中に複数の補正係数2（タイプ）に該当する場合は、それぞれの「補正係数2」ごとの単価を適用する。
ただし、施工規模加算率の判定は1工事全体の合計数量で判定する。
- (10) 規格・仕様区分および補正係数2の適用は次に示すフローによる。



- (11) 使用クレーンの規格は、25t吊り以下のトラッククレーンおよびラフテレーンクレーンとする。
- (12) エキボシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。

10-02 鉄筋工（ガス圧接工）

1 適用範囲

1-1 市場単価が適用できる範囲

(1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）、自動式のガス圧接工。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 熱間押抜法によるガス圧接工
 (2) その他、規格・仕様等が適合しない場合

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

工 種	市場単価			圧 接 作 業
	機	労	材	
ガス圧接工	○	○	○	

- (注) 1. 単価には、酸素、アセチレン等の材料を含む。
 2. 圧接前の配筋および圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は、下表のとおりとする。

表2.1

規 格 ・ 仕 様			
ガス圧接工	{ 手動（半自動） 自 動 }	D19+D19	箇所
		D22+D22	
		D25+D25	
		D29+D29	
		D32+D32	
		D35+D35	
		D38+D38	
		D41+D41	
		D51+D51	

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2

規 格 ・ 仕 様		記号	適 用 基 準	備考
加 算 率	施工規模	S ₀	標 準	全 体 数 量
		S ₁	1工事の施工規模が、100箇所未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	
補 正 係 数	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対 象 数 量
	夜間作業	K ₂	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3

区 分		記号	ガス圧接工
加算率	施工規模	S ₀	(100箇所以上) 0%
		S ₁	(100箇所未満) 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15
	夜間作業	K ₂	1.45

(注) 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率(S₁)のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価^(注) × 設計数量

(注) 設計単価＝標準の市場単価 × (1+S₀orS₁/100) × (K₁+K₂)

3 適用にあたっての留意事項

- (1) 普通鉄筋、異形鉄筋の区分はしない。
- (2) 圧接作業に必要な施工器具（ホス、ポンプ、バーナー等）、圧接面の清掃費用を含む。
- (3) 径違いの圧接の場合は、上位規格の規格・仕様を適用する。
- (4) 手動（半自動）、自動の区分はしない。

10-03 防護柵設置工（落石防護柵）

1 適用範囲

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置および撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m（耐雪型（上弦材付）は3m、2m）とする。

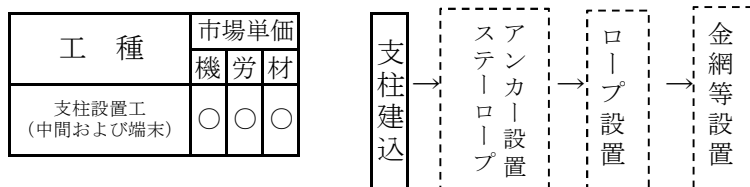
1-2 市場単価が適用できない場合

- (1) 柵高が1.5m未満、および4mを超える場合。
 (2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。
 (3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付）で柵高が3mを超える場合。
 (4) 落雪（せり出し）防護柵の場合。
 (5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。
 (6) 高エネルギー吸収柵の場合。
 (7) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

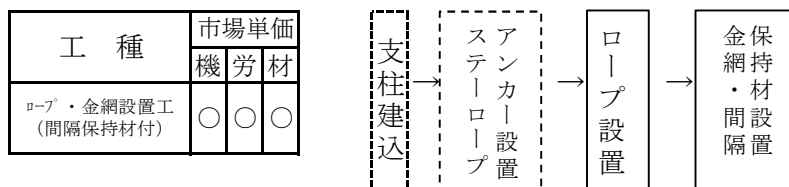
2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

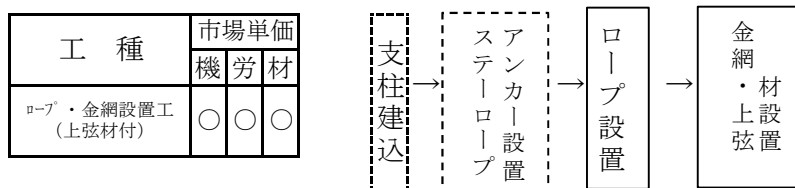
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線部分である。



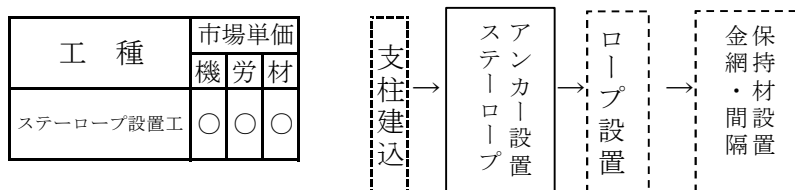
- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。
 2. 索端金具・Uボルトの材料費および設置費を含む。



- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。
 2. 間隔保持材が必要ない場合は補正係数にて補正する。



- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。



- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

落石防護柵設置工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1

規 格 ・ 仕 様			
中間支柱設置工	柵高 1.50 m	メッキ	本
	柵高 2.00 m		
	柵高 2.50 m		
	柵高 3.00 m		
	柵高 3.50 m		
	柵高 4.00 m		
端末支柱設置工	柵高 1.50 m	メッキ	
	柵高 2.00 m		
	柵高 2.50 m		
	柵高 3.00 m		
	柵高 3.50 m		
	柵高 4.00 m		
ロープ・金網設置工 (間隔保持材付)	柵高 1.50 m	ロープ本数 5 本	m
	柵高 2.00 m	ロープ本数 7 本	
	柵高 2.50 m	ロープ本数 8 本	
	柵高 3.00 m	ロープ本数 10 本	
	柵高 3.50 m	ロープ本数 12 本	
	柵高 4.00 m	ロープ本数 13 本	
ロープ・金網設置工 (上弦材付)	柵高 1.50 m	ロープ本数 5 本	
	柵高 2.00 m	ロープ本数 7 本	
	柵高 2.50 m	ロープ本数 8 本	
	柵高 3.00 m	ロープ本数 10 本	
ステーロープ設置工	岩盤用アンカー込み		本

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2

規 格 ・ 仕 様		記号	適 用 基 準	備考
加算率	施工規模	S ₀	標 準	全体数量
		S ₁	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	夜間作業	K ₂	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20時～6時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	
	支柱メッキ+焼付塗装の場合	K ₃	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	
	間隔保持材なしの場合	K ₄	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	
	厚メッキ	K ₅	表面仕様が厚メッキ（Z-GS7）の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	
	撤去	K ₆	金網・ロープ、支柱を撤去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3

区分	記号	支柱設置工		ロープ・金網設置工	ロープ・金網設置工	ステーロープ 設置工	
		中間支柱	端末支柱	(間隔保持材付)	(上弦材付)		
加算率 施工規模	S ₀	—	—	(15m以上) 0%		—	
	S ₁	—	—	(15m未満) 10%		—	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.00	1.10	1.10	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10	1.05	1.20	1.20	1.15
	支柱メッキ+焼付塗装の場合	K ₃	1.35 (1.50)	1.20 (1.30)	—	—	—
	間隔保持材なしの場合	K ₄	—	—	0.90	—	—
	厚メッキ	K ₅	—	—	1.05	1.05	—
	撤去	K ₆	0.10	0.05	0.25	0.20	—

- (注) 1. 施工規模は、1工事における落石防護柵と耐雪型落石防護柵の合計数量で判定する。
 2. 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
 3. 撤去の補正係数(K₆)を適用する場合については、(K₃)(K₄)(K₅)の補正係数は適用できない。
 また、支柱の撤去は、ステーロープの撤去の有無を問わず適用できる。
 4. 補正係数の()内の係数は、柵高3.5m以上に適用する。

2-4 加算額

表2.4

規格・仕様		適用基準	単位	備考
加算額	曲支柱の場合	柵高3.5m以下	本	対象数量
		柵高4.0m		
		対象となる規格・仕様の単価を加算額で加算する。		

2-5 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価^(注1) × 設計数量) + 加算額総合計^(注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ / 100) × (K₁ + K₂ + K₃ + K₄ or K₅)

撤去の場合：設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ / 100) × (K₁ + K₂ + k₆)

(注2) 加算額総合計 = 加算額 × 総数量

3 適用にあたっての留意事項

- 支柱は溶接亜鉛メッキ2種(HDZ55)を標準とする。
 なお、メッキ+焼付塗装(工場加工)は補正係数(K₃)により補正を行う。
- 金網は亜鉛メッキを標準とする。
 なお、亜鉛メッキはJIS G 3552のうち、Z-GS3種、Z-GS4種を対象とし、Z-GS7種(厚メッキ)は補正係数(K₅)により補正を行う。
- ロープ・金網設置工は支柱間隔にかかわらず適用できる。
- 間隔保持材なしの場合の補正係数(K₄)により、補正を行った場合の柵高とロープ本数は、下表のとおりである。

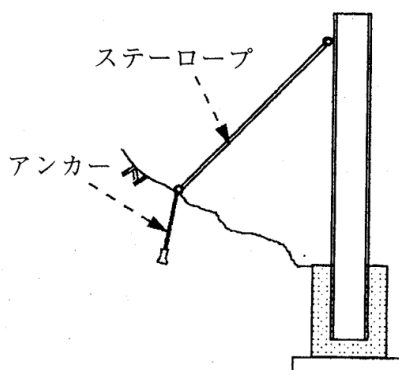
表3.1

規格・仕様		
落石防護柵(間隔保持材なし)	柵高 1.55m	ロープ本数 5本
	柵高 2.00m	ロープ本数 6本
	柵高 2.50m	ロープ本数 8本
	柵高 3.00m	ロープ本数 9本
	柵高 3.50m	ロープ本数 11本
	柵高 4.00m	ロープ本数 13本

- (5) 撤去の場合の補正係数(K_6)は、落石防護擁壁の撤去は含まない。
- (6) 資材の持ち上げ範囲は10m以下とし、それを超える場合は別途とする。
- (7) 排土口（除石開閉口）の有無にかかわらず適用できる。
- (8) アンカーの規格・仕様は、 $\phi 25 \times 1,000$ を標準とする。
- (9) ステーは $\phi 18 \ 3 \times 7 / G / O$ を標準とし、H形鋼を使用したものは対象外とする。

〈参考図〉

ステーロープ

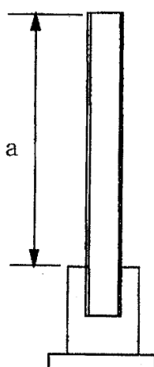


落石防護柵 柵高の考え方

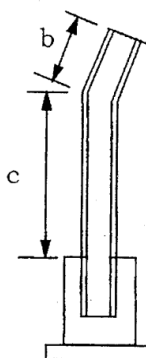
直支柱（標準）の場合

曲支柱の場合

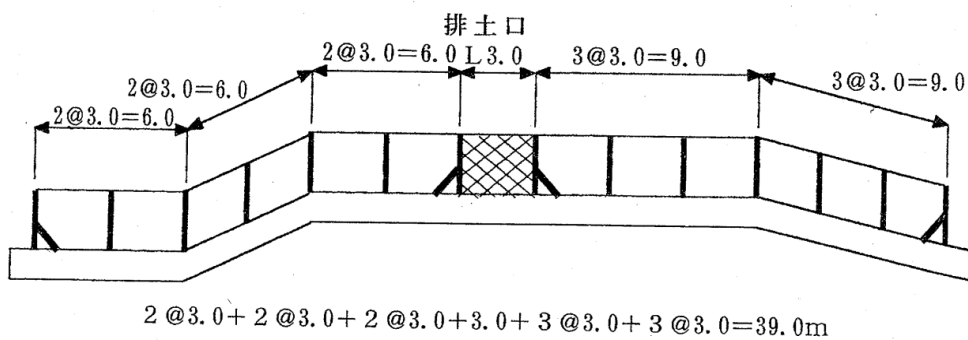
柵高さ = a



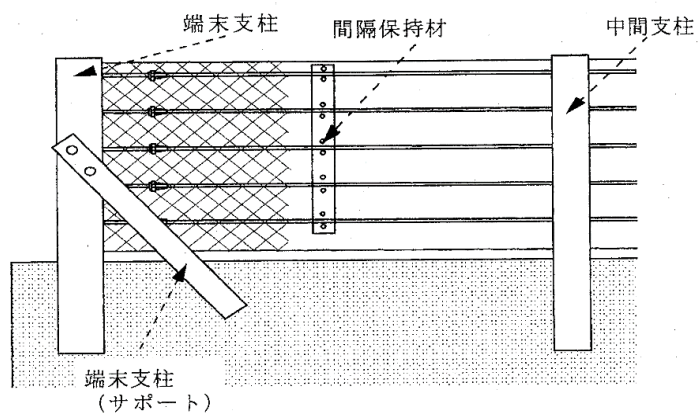
柵高さ = b + c



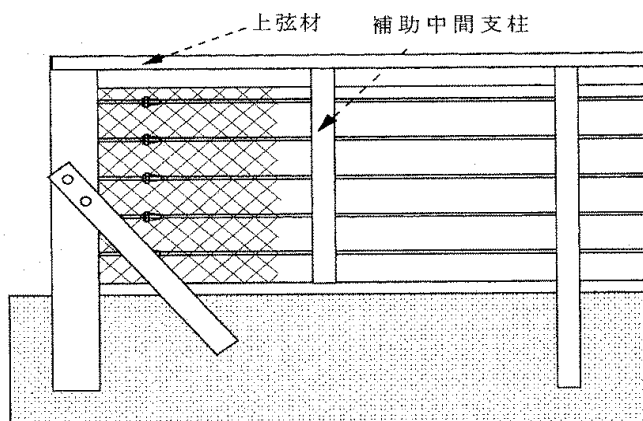
落石防護柵の延長について



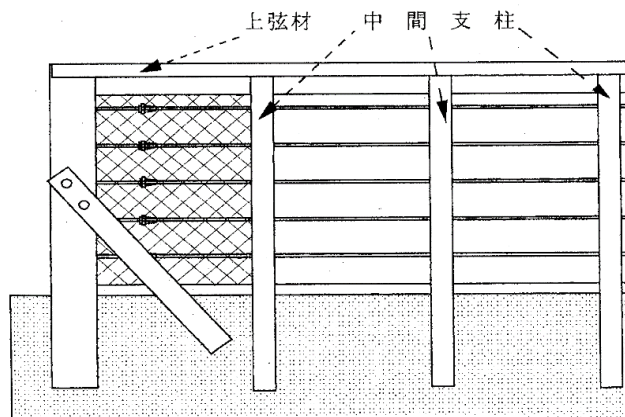
落石防護柵（間隔保持材付）



耐雪型落石防護柵（上弦材付）3.0m間隔



耐雪型落石防護柵（上弦材付）2.0m間隔



10-04 防護柵設置工（落石防護網）

1 適用範囲

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工およびポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。
- (2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。

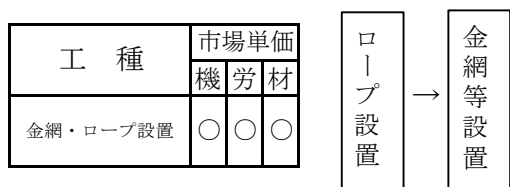
1-2 市場単価が適用できない場合

- (1) 落石防止網（繊維網）設置工。
- (2) ロープ伏工および密着型安定ネット工による落石予防工の場合。
- (3) ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋込式およびミニポケット式（支柱据置式）による場合。
- (4) アンカーおよび支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。
- (5) 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。
- (6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

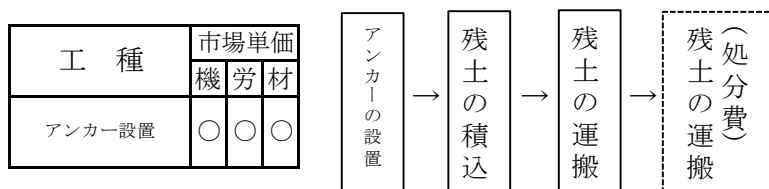
2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

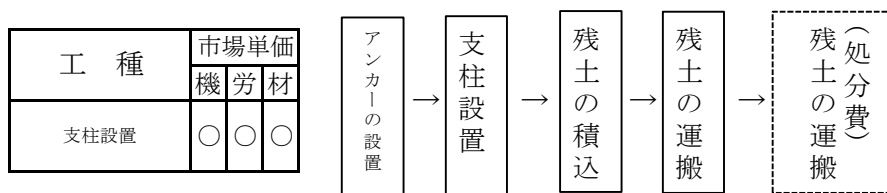
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。
 2. 金網の重ね、端部切断等のロス、クロスクリップ、結合コイル等の必要部材の材料費および設置費を含む。



- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。
 2. 削孔、アンカー打込みおよび充填材注入等の一連作業を含む。
 3. アンカー設置時に発生する残土処理（処分費）は含まない。



- (注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。
 2. 支柱設置用アンカーの材料費および設置費を含む。
 3. 支柱設置時に発生する残土の処理（処分費）は含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様区分

落石防止網（ロックネット）設置工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1

規格・仕様					
金網・ロープ設置	亜鉛メッキ3,4種(Z-GS 3,4) 線径2.6mm		㎡		
	亜鉛メッキ3,4種(Z-GS 3,4) 線径3.2mm				
	亜鉛メッキ3,4種(Z-GS 3,4) 線径4.0mm				
	亜鉛メッキ3,4種(Z-GS 3,4) 線径5.0mm				
アンカー設置	岩盤用	D22mm×長1000mm		箇所	
		D25mm×長1000mm			
		D29mm×長1000mm			
		D32mm×長1000mm			
	土中用	羽根付アンカー	径25mm×長1500mm		箇所
		高耐久アンカー (プレート羽付)	アンカー有効長1500mm		
			アンカー有効長2000mm		
		高耐久アンカー (溝形鋼羽付)	アンカー有効長1500mm		
アンカー有効長2000mm					
支柱設置	ポケット式支柱 (アンカー固定式)	支柱高2.0m		箇所	
		支柱高2.5m			
		支柱高3.0m			
		支柱高3.5m			
		支柱高4.0m			

(注) 1. 表中の()内は、JIS G 3552による。

2. 金網の表面仕様は、亜鉛メッキ3,4種(Z-GS3,4)を標準とし、亜鉛メッキカラー3,4種(C-GS3,4)、厚メッキ7種(Z-GS7)、厚メッキカラー7種(C-GS7)および合成樹脂(ポリエチレン)被覆3,4種(E-GH3,4)を使用する場合は、補正係数を適用する。

3. 支柱設置用のアンカーは岩盤用を標準とし、土中用の場合は補正係数を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2

規格・仕様		記号	適用基準	備考
加算率	施工規模	S ₀	標準	全体数量
		S ₁	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	夜間作業	K ₂	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	
	金網仕様 亜鉛メッキカラー	K ₃	金網の表面仕様が亜鉛メッキカラー(C-GS3,4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	
	金網仕様 厚メッキ	K ₄	金網の表面仕様が厚メッキ(Z-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	
	金網仕様 厚メッキカラー	K ₅	金網の表面仕様が厚メッキカラー(C-GS7)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	
	金網仕様 合成樹脂被覆	K ₆	金網の表面仕様が合成樹脂(ポリエチレン)被覆(E-GH3,4)の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	
	支柱設置用アンカー 土中用	K ₇	支柱設置用アンカーが土中用の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3

規格・仕様		記号	金網・ロープ設置	アンカー設置	支柱設置
加算率	施工規模	S ₀	(500㎡以上 金網設置面積) 0%		
		S ₁	(500㎡未満 金網設置面積) 10%		
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.10	1.10
	夜間作業	K ₂	1.25	1.25	1.25
	金網仕様 亜鉛メッキカラー	K ₃	1.05	—	—
	金網仕様 厚メッキ	K ₄	1.05	—	—
	金網仕様 厚メッキカラー	K ₅	1.10	—	—
	金網仕様 合成樹脂被覆	K ₆	1.10	—	—
	支柱設置用アンカー 土中用	K ₇	—	—	1.05

- (注) 1. 施工規模は、1工事における金網の設置面積の合計数量で判定する。
 2. アンカーおよび支柱の施工規模加算の適用は金網の設置面積で判定する。
 3. 施工規模加算率(S₁)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

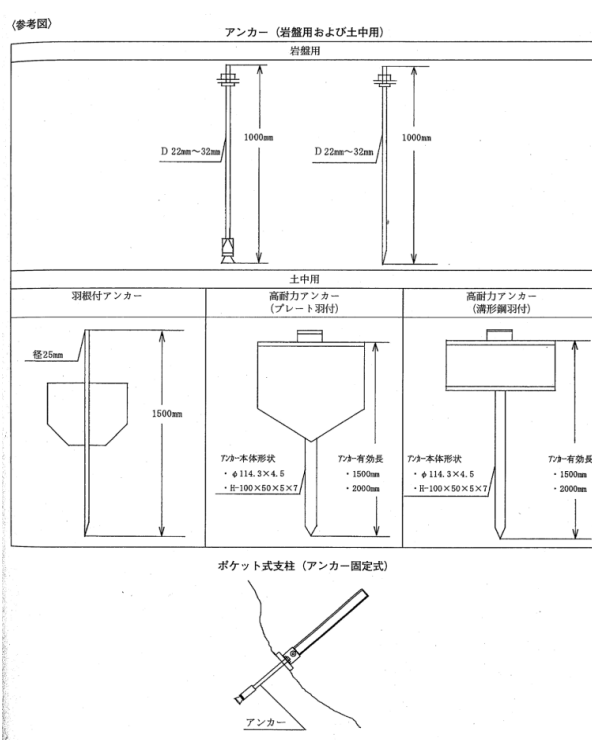
2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価^(注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀orS₁/100) × (K₁+K₂+K₃orK₄orK₅orK₆ × K₇)

3 適用にあたっての留意事項

簡易ケーブルクレーンで資材を持ち上げる場合は、簡易ケーブルクレーンの設置・撤去に要する費用は含まない。



10-05 法面工

1 適用範囲

1-1 市場単価が適用できる範囲

(1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）および吹付砕工のうち砕内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）。

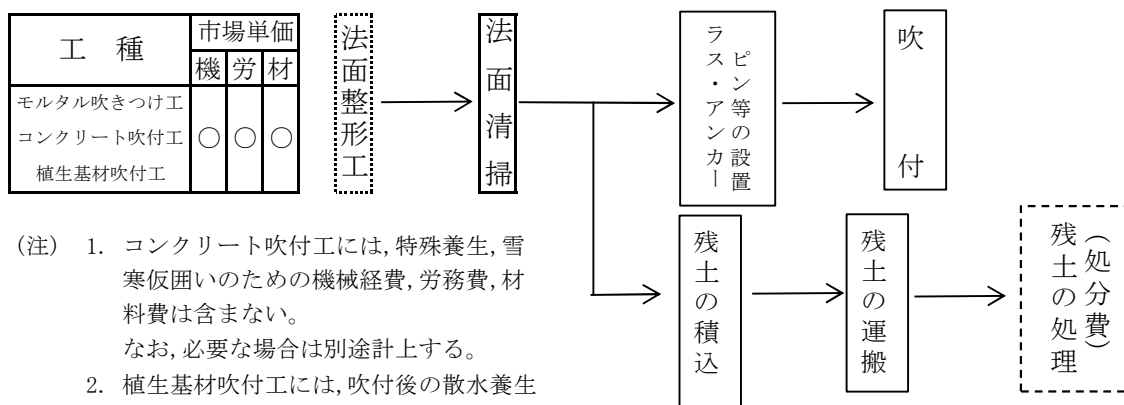
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法砕工、法面施肥工、吹付砕工(砕内吹付を除く)および吹付法面とりこわし工
- (2) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、または、吹付のホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、および種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合。
- (3) 使用植物（種子）に花系および表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工。
- (4) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工。
- (5) 吹付砕工の砕内吹付で、モルタル、コンクリートおよび植生基材以外を吹付ける場合。
- (6) 植生マット工、繊維ネット工、植生シート工で以下の場合。
 - 1) 植生ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合。
 - 2) 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの。
 - 3) 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合。
- (7) 植生筋工、筋芝工、張芝工で以下の場合。
 - 1) 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合。
 - 2) 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合。
 - 3) 公園工事の場合。
 - 4) 道路植栽工事の場合。
- (8) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合。
- (9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

2 市場単価の設定

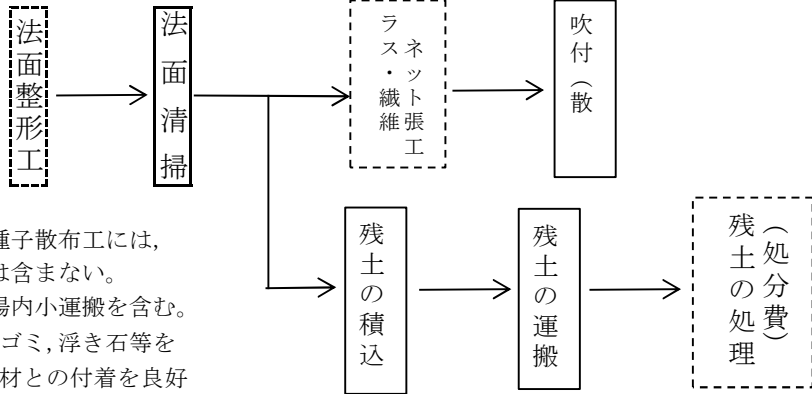
2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線部分である。



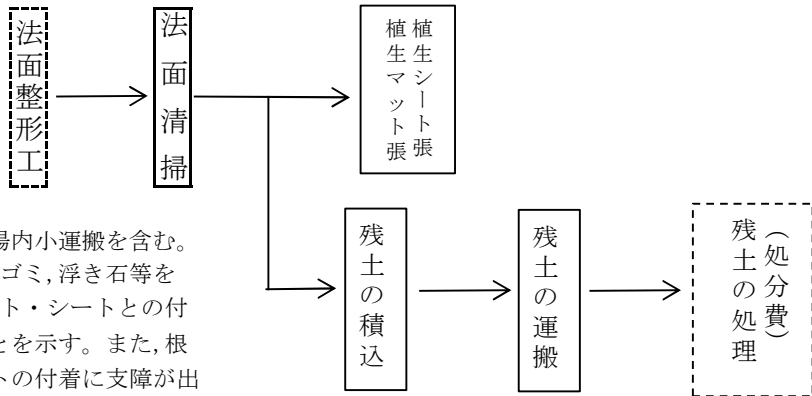
- (注) 1. コンクリート吹付工には、特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。
 なお、必要な場合は別途計上する。
2. 植生基材吹付工には、吹付後の散水養生は含まない。
3. 材料ロスおよび現場内小運搬を含む。
4. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。
 また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。
5. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。

工 種	市場単価		
	機	労	材
客土吹付工 種子散布工	○	○	○



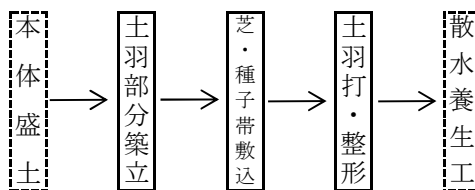
- (注) 1. 客土吹付工および種子散布工には、吹付後の散水養生は含まない。
 2. 材料ロスおよび現場内小運搬を含む。
 3. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山と吹付材との付着を良好にすることを示す。また、根等は吹付材の付着に支障が出る場合に除去する。
 4. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。
 5. 種子散布工は、顔料の使用の有無にかかわらず適用できる。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植生マット工 植生シート工	/	○	○



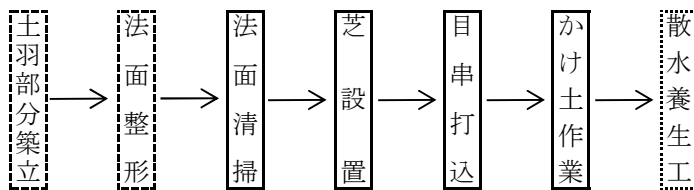
- (注) 1. 材料ロスおよび現場内小運搬を含む。
 2. 法面清掃は、法面のゴミ、浮き石等を除去し、地山とマット・シートとの付着を良好にすることを示す。また、根等はマット・シートの付着に支障が出る場合に除去する。
 3. 残土とは、法面清掃で発生する残土を示す。

工 種	市場単価		
	機	労	材
植生筋工 筋芝工	○	○	○



- (注) 1. 土羽土（材料費）は含まない。
 2. 耳芝および肥料等、必要な資材を含む。
 3. 材料ロスおよび現場内小運搬を含む。

工 種	市場単価		
	機	労	材
張芝工	/	○	○



- (注) 1. 耳芝、目串および肥料等、必要な資材を含む。
 2. 材料ロスおよび現場内小運搬を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
枠内吹付工 (吹付枠工)	○	○	○

法
面
整
形
工

法
面
清
掃

ラ
ス
・
ア
ン
カ
ー
の
設
置

吹
付
枠
の
設
置

枠
内
吹
付

(注) 枠内にモルタル、コンクリートおよび植生基材を吹付ける場合とし、規格仕様はそれぞれの工種に準ずる。

残
土
の
積
込

残
土
の
運
搬

(処分費)
残土の処理

工種	市場単価		
	機	労	材
繊維ネット工 (緑化基礎工)	/	○	○

繊
維
ネ
ット
張

植
生
工

(注) 材料ロスおよび現場内小運搬を含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

法面工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1

区 分	規格・仕様	単位
モルタル吹付工	厚 5 cm	m ²
	厚 6 cm	
	厚 7 cm	
	厚 8 cm	
	厚 9 cm	
	厚10cm	

表2.2

区 分	規格・仕様	単位
コンクリート吹付工	厚10cm	m ²
	厚15cm	
	厚20cm	

表2.3

区 分	規格・仕様	単位	
機械播種施工による植生工	植生基材吹付工	厚3cm	m ²
		厚4cm	
		厚5cm	
		厚6cm	
		厚7cm	
	客土吹付工	厚8cm	
		厚10cm	
		厚1cm	
	種子散布工	厚2cm	
		厚3cm	

表2.4

区 分	規格・仕様	単位	
人力施工による植生工	植生マット	肥料袋付	m ²
	植生シート工	肥料袋無 標準品	
		肥料袋無 環境品	
	植生筋工	人力筋芝（種子帯）	
	筋芝工	野芝・高麗芝	
張芝工	野芝・高麗芝（全面張）		

（注）植生シート工の環境品とは、分解（腐植）型および循環型（間伐材等使用）製品を対象とし、標準品とは環境品以外の製品を対象とする。

表2.5

区 分	規格・仕様	単位	
ネット張工	繊維ネット工	肥料袋無	m ²
		肥料袋付	

表2.6

主体種子	草本類	外来種	トールフェスク、クリーピングレッドフェスク、オーチャードグラス、ケンタッキーブルーグラス、チモシー、バミューダグラス、バビアグラス、ホワイトクローバー、ペレニアルライグラス、イタリアンライグラス、ペントグラス、レッドトップ
		在来種	ヨモギ、ススキ、イタドリ、メドハギ
	木本類	在来種	ヤマハギ（皮取り）、ヤマハギ（皮付き）、コマツナギ

（注）種子は外国産を対象とする。

2-3 加算率・補正係数

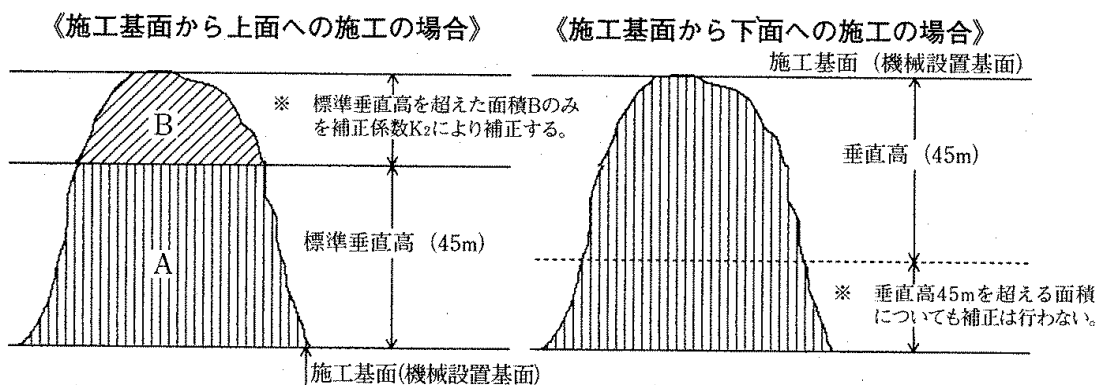
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.7

規格・仕様		記号	適用基準	備考
加算率	施工規模	S ₀	標準	全体数量
		S ₁ S ₂	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対処となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	施工基面からの法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合	K ₂	植生基材吹付工において、法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。ただし、施工基面より下面への施工は補正しない。	
	枠内吹付の場合 (コンクリート吹付工) (植生基材吹付工)	K ₃	吹付枠工で枠内吹付をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。また、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。	

(注) 各工種の標準の垂直高は下記のとおりとする。

- 1) コンクリート吹付工は45m以下。
- 2) 植生基材吹付工は45m以下。(下記図例を参照)
- 3) 客土吹付工は25m以下。
- 4) 種子散布工は30m以下。



(2) 加算率・補正係数の数値

表2.8

区分	記号	モルタル吹付工	コンクリート吹付工	機械播種施工による植生工			
				植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工	
加算率	施工規模	S ₀	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S ₁	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%
		S ₂	(250㎡以上 500㎡未満) 15%	(250㎡以上 500㎡未満) 15%	(250㎡以上 500㎡未満) 10%	(250㎡以上 500㎡未満) 10%	(250㎡以上 500㎡未満) 20%
		S ₃	(250㎡以上) 30%	(250㎡以上) 30%	(250㎡未満) 20%	(250㎡未満) 20%	(250㎡未満) 40%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05	1.05	1.05	1.1
	施工基面からの法面垂直高が45mを超え80m以下の場合	K ₂	—	—	1.10	—	—
	枠内吹付の場合	K ₃	0.80	0.80	0.80	—	—

表2.9

区 分	記号	人力施工による植生工				ネット張工	
		植生マット工 植生シート工	植生筋工	筋芝工	張芝工	繊維ネット工	
加 算 表	施工規模	S ₀	(1,000㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S ₁	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(300㎡以上 500㎡未満) 15%	(300㎡以上 500㎡未満) 15%	(300㎡以上 500㎡未満) 15%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%
		S ₂	(500㎡以上) 15%	(300㎡以上) 35%	(300㎡以上) 35%	(300㎡以上) 35%	(500㎡以上) 15%
補正 係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.15	1.15	1.15	1.05

- (注) 1. 施工規模加算率(S₁)または(S₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 1工事において植生マットと植生シートを使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。
3. 張芝工については、1工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価^(注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ or S₂ or S₃ / 100) × (K₁ × K₂ × K₃)

3 適用にあたっての留意事項

(1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工

- 1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。
- 2) モルタル、コンクリートの強度は、15N/mm²(150kgf/cm²)程度以上とする。
- 3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別に関わらず適用できる。
- 4) 菱形金網は、線径2.0mm網目50mm、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm・1.5本/㎡およびφ16(D16)×L=400mm・0.3本/㎡をそれぞれ標準とする。
- 5) 溶接金網を使用する場合は適用できない。
- 6) ラス張工はスペーサーの有無にかかわらず適用できる。
- 7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。
- 8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- 9) 目地および水抜きパイプとの施工の有無にかかわらず適用できる。
- 10) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。
- 11) オーバーハングの法面は別途考慮する。
- 12) 施工規模は、モルタル吹付工、コンクリート吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。

(2) 植生基材吹付工

- 1) 菱形金網は、線径2.0mm網目50mm、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm・1.5本/㎡およびφ16(D16)×L=400mm・0.3本/㎡をそれぞれ標準とする。
- 2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- 3) 施工規模は、植生基材吹付工のみ1工事の全体数量で判定する。
- 4) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。
- 5) ラス張工はスペーサーの有無に関わらず適用できる。
- 6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。

(3) 客土吹付工、種子散布工

- 1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は、吹付砕工による。
- 2) 施工規模は、客土吹付工、種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。
- 3) 客土吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部（小段等）が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。
- 4) 種子散布工は施工場所（法面部・平面部）にかかわらず適用できる。
- 5) 繊維ネット工が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。

(4) 砕内吹付工

- 1) 砕内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は、吹付砕工による。

(5) 植生マット工、植生シート工、繊維ネット工

- 1) 肥料袋付（肥料袋間隔：40～50cm）が2重ネット、肥料袋無が1重ネットを標準とする。
- 2) アンカーピンおよび止め釘の使用数量は植生マット工、繊維ネット工（肥料袋付）が6本/m²程度、植生シート工が4本/m²程度、繊維ネット工（肥料袋無）が3本/m²程度を標準とする。また、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm、止め釘はL=150mmを標準とする。
- 3) 繊維ネット工は種子の費用を含まない。
- 4) 施工規模は、1工事における植生マット工、植生シート工の合計数量で判定する。
- 5) 繊維ネット工を単独で施工する場合、施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。
客土吹付工または種子散布工を併用する場合、施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。

(6) 植生筋工、筋芝工、張芝工

- 1) 植生筋工、筋芝工の設計数量は、芝の総面積ではなく、対象となる法面の面積とする。
- 2) 植生筋工、筋芝工は、土羽厚30cmを標準とする。
- 3) 張芝工は施工場所（法面部・平面部）にかかわらず適用できる。
- 4) 植生筋工、筋芝工は耳芝および肥料等、張芝工は耳芝、目串および肥料等必要な資材を含む。ただし、使用の有無にかかわらず適用できる。
- 5) 施工規模は、植生筋工、筋芝工、張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。
- 6) 北海道の張芝の形状はロール芝とし、かけ土作業は含まない（栽培土工芝も適用可）。

10-06 吹付砕工

1 適用範囲

1-1 市場単価が適用できる範囲

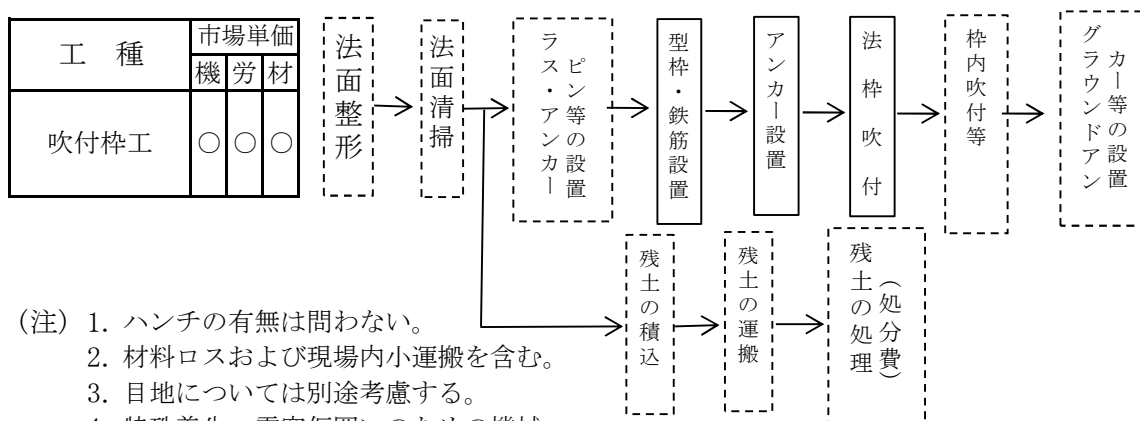
(1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付砕工。

1-2 市場単価が適用できない範囲

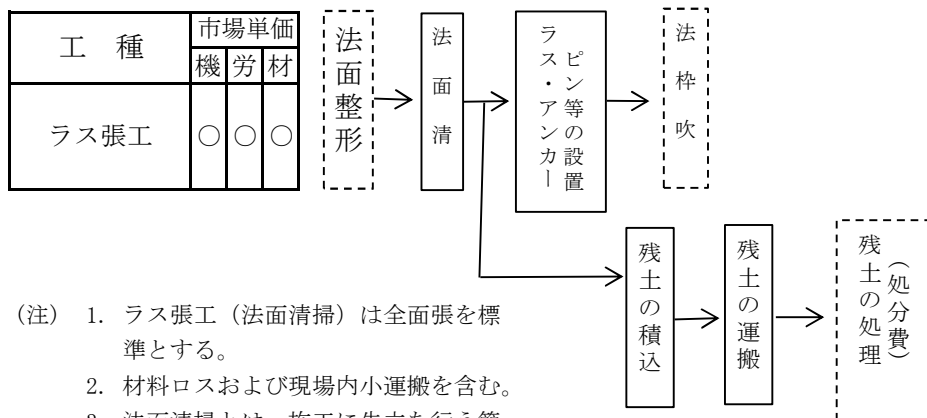
- (1) 法面垂直高が45mを超える場合、または、吹付のホース延長が100mを超える場合。
- (2) 梁の断面が正方形以外の場合。
- (3) 基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外（三角形、台形、円形等）の場合（一部分のみが矩形以外の場合は除く）
- (4) 設計アンカー力が標準以外の場合
- (5) 梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。
- (6) 梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。
- (7) ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。
- (8) ラス張工で菱形金網を使用しない場合。
- (9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線部分である。



- (注) 1. ハンチの有無は問わない。
 2. 材料ロスおよび現場内小運搬を含む。
 3. 目地については別途考慮する。
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。
 なお、必要な場合は別途計上する。



- (注) 1. ラス張工（法面清掃）は全面張を標準とする。
 2. 材料ロスおよび現場内小運搬を含む。
 3. 法面清掃とは、施工に先立ち行う簡易清掃および補修を示す。なお、その際発生する残土の積込、運搬についても含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

吹付砕工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表2.1

区 分		規格・仕様	単位
吹付砕工	モルタル・ コンクリート	梁断面 150×150	m
		// 200×200	
		// 300×300	
		// 400×400	
		// 500×500	
		// 600×600	
ラス張工	法面清楚およびラス・アンカーピン設置	m ²	

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2

規 格・仕 様		記号	適 用 基 準	備考
加算率	施工規模	S ₀	標準	全体数量
		S ₁	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
		S ₂		
		S ₃		
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき1日の作業時間（所定労働時間）を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K ₂	ラス張工で法面清掃を必要としない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3

区 分		記号	吹付砕工	ラス張工
加算率	施工規模	S ₀	(500m以上) 0%	(1,000m ² 以上) 0%
		S ₁	(250m以上500m未満) 10%	(500m ² 以上1,000m ² 未満) 15%
		S ₂	(100m以上250m未満) 20%	(250m ² 以上500m ² 未満) 30%
		S ₃	(100m未満) 40%	(250m ² 未満) 40%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.10	1.15
	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K ₂	—	0.75

- (注) 1. 施工規模加算率(S₁)、(S₂)または(S₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. ラス張工で法面清掃を必要としない場合の補正係数(K₂)は、客土吹付工において、ラス張工を施工する場合に適用する。補正により法面清掃とその際発生する残土の積込・運搬費用が市場単価より除かれる。

2-4 加算額

規格・仕様		適 用 基 準	単位
加算額	水切りモルタル・コンクリート	水切りモルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³
	表面コテ仕上げをする場合	吹付表面をコテ仕上げする場合、設計数量にしたがって加算する。	m ²
	間詰めモルタル・コンクリート	間詰めモルタル・コンクリートを施工する場合、設計数量にしたがって加算する。	m ³

2-5 直接工事費の算出

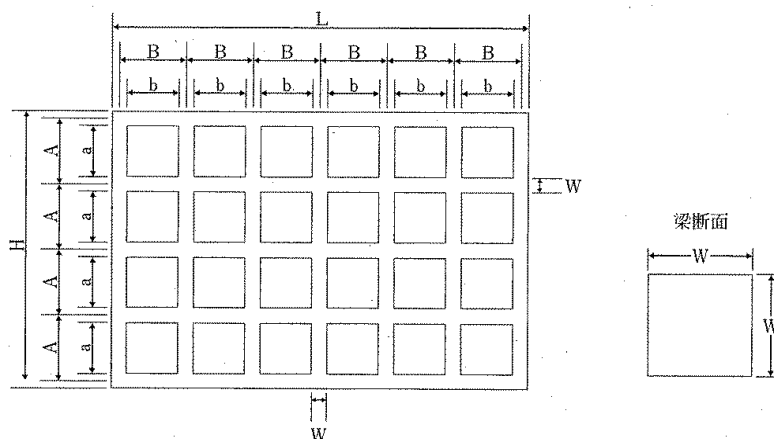
直接工事費 = (設計単価^(注1) × 設計数量) + 加算額総金額^(注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ or S₂ or S₃ / 100) × (K₁ × K₂)

(注2) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量

3 適用にあたっての留意事項

(1) 法枠長を計上する際の梁の距離は、下記を基本とする。



計算方法

縦枠……H × {(L - W) ÷ B + 1}

横枠……b × {(L - W) ÷ B} × {(H - W) ÷ A + 1}

- (2) 土質および法勾配は問わない。
- (3) モルタル・コンクリートの強度は18N/mm²程度以上とする。
- (4) 異形棒鋼の材質はSD295A、SD345を問わない。
- (5) スターラップ（梁断面サイズ400×400以上）および水抜きパイプの有無は問わない。
- (6) 仮設ロープ等による施工を標準とする。
- (7) 主アンカー（法枠交点部のアンカー）の種類による市場単価的の可否は下表による。また、主アンカーに使用するアンカーバー及び補助アンカー（アンカーピン）の長さは1.0m以内とする。

表3.1

梁断面 (mm)	主アンカー（法枠交点部のアンカー）		
	アンカーバー（長さ1.0m以上）	グラウンドアンカー	ロックボルト
150×150	○	×	×
200×200	○	×	○ ^注
300×300	○	×	○ ^注
400×400	×	○ ^注	○ ^注
500×500	×	○ ^注	×
600×600	×	○ ^注	×

(注) ロックボルト、グラウンドアンカーの材料費および施工費（労務+機械経費）は含まない。

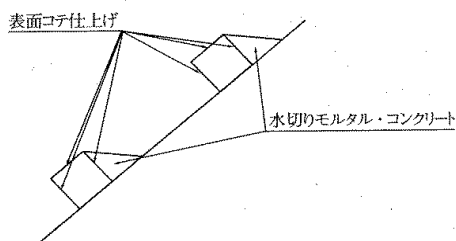
- (8) 梁断面サイズの50%を超える間詰めコンクリート（モルタル）が必要な場合は、別途考慮する。なお、量の判定は各梁ごとに行う。
- (9) 施工規模は、コンクリート吹付、モルタル吹付を問わず1工事の全体数量で判定する。
- (10) 梁断面サイズ400×400以上の標準の設計アンカー力とは以下の場合をいい、これを超えるものについては別途考慮する。

表3.2

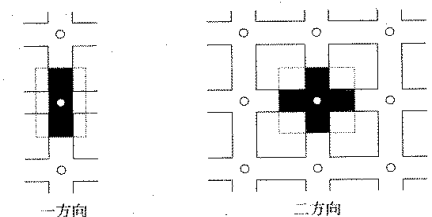
梁断面 (mm)	設計アンカー力 kN(tf)	
	二方向	一方向
400×400	150以下(15.3)	75以下(7.7)
500×500	400以下(40.8)	200以下(20.4)
600×600	600以下(61.2)	300以下(30.6)

- (11) 菱形金網は、線径2.0mm網目50mm、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm・1.5本/m²およびφ16(D16)×L=400mm・0.3本/m²をそれぞれ標準とする。

<参考図>
梁断面図



アンカーの荷重分担



10-07 軟弱地盤処理工

1 適用範囲

1-1 市場単価が適用できる範囲

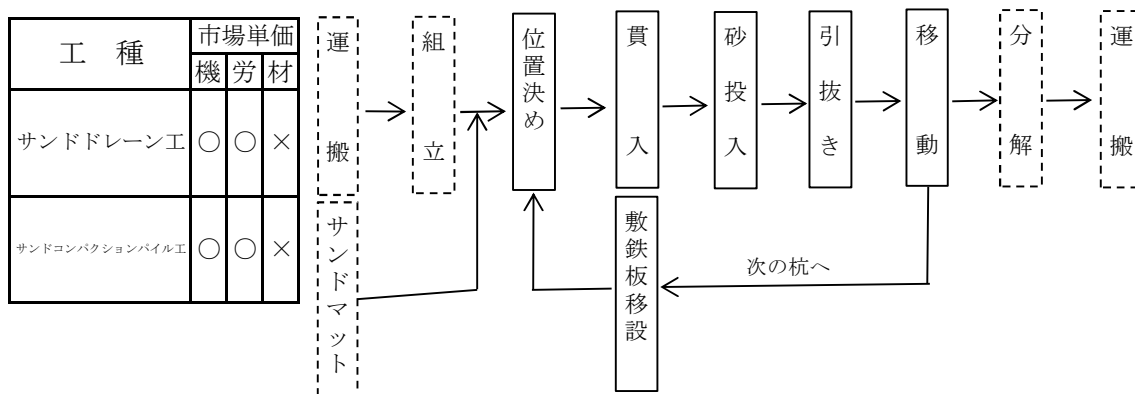
- (1) 粘土、シルトおよび有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちサンドドレーン工、サンドコンパクションパイル工およびこれらの工種の併用工に適用する。
- (2) サンドドレーン工は杭径400mmおよび500mm、サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径400mm、杭径700mm程度で、いずれも敷鉄板の使用を標準とし、打設長は35m未満とする。

1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 静的締固工法（オーガ方式による砂杭造成工法）。
- (2) 砂地盤を対象とする場合。
- (3) サンドマット工。
- (4) サンドパイル打機の分解・組立および運搬。
- (5) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用できない場合。

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○およびフロー図の実線部分である。



- (注) 1. 敷鉄板の費用、敷鉄板の設置・撤去・移動、空気圧縮機、発動発電機等の費用を含む。
 2. 材料費（砂・砕石）の費用は含まない。

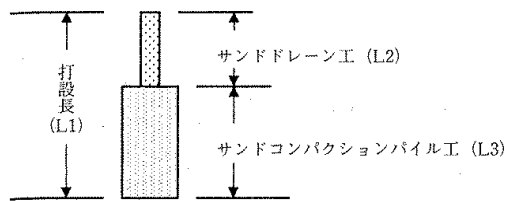
2-2 市場単価の規格・仕様

軟弱地盤処理工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

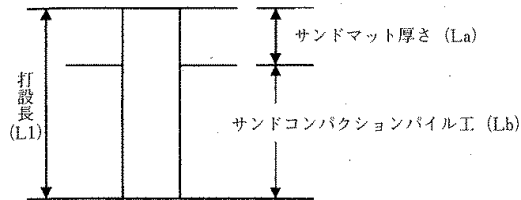
表2.1

区 分	規 格・仕 様	単 位
サンドドレーン工	打設長10m未満	m
	10m以上20m未満	
	20m以上35m未満	
サンドコンパクションパイル工	打設長10m未満	m
	10m以上20m未満	
	20m以上35m未満	

- (注) 1. 規格・仕様は、造成する砂杭1本当たりの打設長を対象とする。
 2. 併用工の場合は、区分ごとの杭長（L2、L3）で判断せず、造成する砂杭1本当たりの打設長（L1）を対象とする。
 （L1<35m）



3. サンドマットがある場合、サンドマット (La) の厚みを含む長さ (L1=La+Lb) とする。



4. 1工事で規格・仕様が複数にわたる場合、それぞれの規格・仕様に応じた打設長を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2

規格・仕様		記号	適用基準	備考
加算率	施工規模	S ₀	標準	全数量
		S ₁	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	夜間作業	K ₂	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3

区分		記号	サンドドレーン工	サンドコンパクションパイル工
加算率	施工規模	S ₀	(3,000m以上)	0%
		S ₁	(3,000m未満)	15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.15	
	夜間作業	K ₂	1.05	

(注) 1. 施工規模加算率(S₁)と時間的誓約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2. 併用工の施工規模は、区分(L2・L3)ごとの総延長で判断せず、1工事における総延長(L1)の合計で判断する。

(表2.1 (注)2. の図参照)

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価^(注1) × 設計数量 + 材料費^(注2)

(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁/100) × (K₁ × K₂)

(注2) 材料費は必要に応じて計上。

3 適用にあたっての留意事項

(1) 材料費(砂・砕石)含まない。

(2) サンドパイル打機の分解・組立・運搬については、別途運搬費にて計上する。